

第 5 2 9 回 三戸町議会定例会会議録

令和 8 年 3 月 1 0 日 開会

令和 8 年 3 月 1 7 日 閉会

三戸町議会

目 次

会 期 日 程 表	1
上程議案及び議決結果	2

第1日目 令和8年3月10日（火）

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○応招議員（14人）	5
○出席議員（13人）	5
○欠席議員（1人）	5
○職務のために出席した事務局職員	6
午前10時00分 開会・開議	
日程第1 会議録署名議員の指名	7
日程第2 会期の決定	8
日程第3 諸般の報告	8
議長の報告	8
日程第4 町長提案理由の説明	8

第3日目 令和7年3月12日（木）

○議事日程	18
○本日の会議に付した事件	18
○出席議員（13人）	18
○欠席議員（1人）	18
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	18
○職務のために出席した事務局職員	19
日程第1 一般質問	
＜1番 五十嵐 淳 議員＞	20
1. 教育行政の方向性と教育環境の在り方について	
2. 学びの機会確保と子育て支援制度の政策的整理について	
＜7番 栗谷川 柳子 議員＞	38
1. まちなか第1団地整備計画の進捗について	
＜11番 久慈 聡 議員＞	43
1. 沼澤町長が継承する各種事業の現状と今後等について	

第4日目 令和8年3月13日（金）

○議事日程	69
○本日の会議に付した事件	70
○出席議員（13人）	70
○欠席議員（1人）	70
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	70
○職務のために出席した事務局職員	71

午前10時00分 開議

日程第1	一般質問	
<8番	藤原 文雄 議員>	72
1.	町有財産の有効活用について	
<13番	佐々木 和志 議員>	80
1.	クマによる人身被害対策について	
日程第2	議員提案第1号 三戸町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する 条例案	87
日程第3	報告第2号 三戸町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例 案	89
日程第4	議案第2号 三戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の制定について	90
日程第5	議案第3号 三戸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める 条例の制定について	91
日程第6	議案第4号 三戸町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改 正する条例案	92
日程第7	議案第5号 三戸町人材育成基金条例の一部を改正する条例案	93
日程第8	議案第6号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	94
日程第9	議案第7号 三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例案	95
日程第10	議案第8号 三戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例案	96
日程第11	議案第9号 三戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案	97
日程第12	議案第10号 三戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案	98
日程第13	議案第11号 三戸町遺児入学祝金等支給条例を廃止する条例の制定につい て	99
日程第14	議案第12号 田子高原広域事務組合規約の変更について	99
日程第15	議案第13号 三戸町過疎地域持続的発展計画の変更について	100
日程第16	議案第14号 辺地に係る総合整備計画の変更について	101
日程第17	議案第15号 三戸町民プールの指定管理者の指定について	102
日程第18	議案第16号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第10号）	103
日程第19	議案第17号 令和7年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計補正予算 （第1号）	105
日程第20	議案第18号 令和7年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	106
日程第21	議案第19号 令和7年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）	108
日程第22	議案第20号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 （第3号）	109
日程第23	議案第21号 令和7年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特 別会計補正予算（第2号）	110
日程第24	議案第22号 令和8年度三戸町一般会計予算	112
日程第25	議案第23号 令和8年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算	112
日程第26	議案第24号 令和8年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算	112
日程第27	議案第25号 令和8年度三戸町介護保険特別会計予算	112

日程第28	議案第26号	令和8年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算	112
日程第29	議案第27号	令和8年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業 特別会計予算	112
日程第30	議案第28号	令和8年度三戸町簡易水道事業会計予算	112
日程第31	議案第29号	令和8年度三戸町下水道事業会計予算	112
日程第32	予算特別委員会設置（令和8年度予算議案8件付託）		112

第8日目 令和8年3月17日（火）

○議事日程	114
○追加議事日程	114
○本日の会議に付した事件	114
○出席議員（13人）	114
○欠席議員（1人）	115
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	115
○職務のために出席した事務局職員	115
午前10時00分 開議	
日程第1 議案第22号から議案第29号まで予算特別委員会委員長報告、採決	116
日程第2 常任委員会の所管事務調査結果報告について	116
日程第3 議員の出張命令を議長に一任することについて	117
日程第4 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について	118
日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査について	118
日程第6 諸般の報告	118
1 議長の報告	118
日程第7 活性化対策特別委員会視察研修報告について	119
日程第8 議会運営委員の選任について	119
日程第9 常任委員の選任について	120
追加日程第1 町長提案理由の説明	122
追加日程第2 議案第30号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正 予算（第4号）	123
閉 会	124
署 名	124

会 期 日 程 表

会 期 令和8年3月10日～3月17日(8日間)

日程	月日	会議の種類	開議時刻	内容
第1日	3月10日(火)	本 会 議	午前10時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案一括上程 提案理由の説明
第2日	3月11日(水)	休 会		議案熟考
第3日	3月12日(木)	本 会 議	午後1時	一般質問
第4日	3月13日(金)	本 会 議	午前10時	一般質問 議案審議・採決 予算特別委員会設置・付託
第5日	3月14日(土)	休 会		休日
第6日	3月15日(日)	休 会		休日
第7日	3月16日(月)	予算特別委員会	午前10時	予算審議
第8日	3月17日(火)	予算特別委員会 本 会 議	午前10時 委員会閉会后	予算審議 予算特別委員長報告・採決 各常任委員長報告 議会運営委員会の閉会中の 所管事務調査について 常任委員会の閉会中の所管 事務調査について 諸般の報告 活性化特別委員会視察研修 報告 議会運営委員の選任 常任委員 閉会

上程議案及び議決結果

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議 員 提 案 第 1 号	三戸町議会の議員の定数を定める条例の一部を 改正する条例案	R8. 3. 13	原案可決
報告第2号	専決処分した事項の報告及びその承認を求める ことについて	R8. 3. 13	原案可決
議案第2号	三戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例の制定について	R8. 3. 13	原案可決
議案第3号	三戸町特定乳児等通園事業の運営に関する基準 を定める条例の制定について	R8. 3. 13	原案可決
議案第4号	三戸町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例 等の一部を改正する条例案	R8. 3. 13	原案可決
議案第5号	三戸町人材育成基金条例の一部を改正する条例 案	R8. 3. 13	原案可決
議案第6号	三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例案	R8. 3. 13	原案可決
議案第7号	三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例案	R8. 3. 13	原案可決
議案第8号	三戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条 例案	R8. 3. 13	原案可決
議案第9号	三戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例 案	R8. 3. 13	原案可決
議案第10号	三戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する 条例案	R8. 3. 13	原案可決

議案第11号	三戸町遺児入学祝金等支給条例を廃止する条例の制定について	R8. 3. 13	原案可決
議案第12号	田子高原広域事務組合規約の変更について	R8. 3. 13	原案可決
議案第13号	三戸町過疎地域持続的発展計画の変更について	R8. 3. 13	原案可決
議案第14号	辺地に係る総合整備計画の変更について	R8. 3. 13	原案可決
議案第15号	三戸町民プールの指定管理者の指定について	R8. 3. 13	原案可決
議案第16号	令和7年度三戸町一般会計補正予算(第10号)	R8. 3. 13	原案可決
議案第17号	令和7年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計補正予算(第1号)	R8. 3. 13	原案可決
議案第18号	令和7年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	R8. 3. 13	原案可決
議案第19号	令和7年度三戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)	R8. 3. 13	原案可決
議案第20号	令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)	R8. 3. 13	原案可決
議案第21号	令和7年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算(第2号)	R8. 3. 13	原案可決

議案第22号	令和8年度三戸町一般会計予算	R8. 3. 17	原案可決
議案第23号	令和8年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算	R8. 3. 17	原案可決
議案第24号	令和8年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算	R8. 3. 17	原案可決
議案第25号	令和8年度三戸町介護保険特別会計予算	R8. 3. 17	原案可決
議案第26号	令和8年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算	R8. 3. 17	原案可決
議案第27号	令和8年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計	R8. 3. 17	原案可決
議案第28号	令和8年度三戸町簡易水道事業会計予算	R8. 3. 17	原案可決
議案第29号	令和8年度三戸町下水道事業会計予算	R8. 3. 17	原案可決
議案第30号	令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）	R8. 3. 17	原案同意

第1日目 令和8年3月10日（火）

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - ・ 議長の報告
 - 第4 町長提案理由の説明
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○応招議員（14人）

○出席議員（13人）

- | | | | |
|-----|-----|----|---|
| 1番 | 五十嵐 | 淳 | 君 |
| 2番 | 松尾 | 道郎 | 君 |
| 3番 | 柳 零 | 圭太 | 君 |
| 5番 | 和田 | 誠 | 君 |
| 6番 | 山田 | 将之 | 君 |
| 7番 | 栗谷川 | 柳子 | 君 |
| 8番 | 藤原 | 文雄 | 君 |
| 9番 | 番屋 | 博光 | 君 |
| 10番 | 千葉 | 有子 | 君 |
| 11番 | 久慈 | 聡 | 君 |
| 12番 | 澤田 | 道憲 | 君 |
| 13番 | 佐々木 | 和志 | 君 |
| 14番 | 竹原 | 義人 | 君 |
-

○欠席議員（1人）

- 4番 小笠原 君 男 君
-

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

- | | | | |
|-------|--------------|-------|---|
| 説明員 | 三戸町長 | 沼澤修二 | 君 |
| 委任説明員 | 副町長 | 本宿貴一 | 君 |
| | 参事（農林課長事務取扱） | 貝守世光 | 君 |
| | 参事（会計課長事務取扱） | 武士沢忠正 | 君 |
| | 参事（総務課長事務取扱） | 太田明雄 | 君 |
| | 建設課長 | 齋藤優 | 君 |
| | 健康長寿課長 | 中村正 | 君 |
| | まちづくり課長 | 櫻井学 | 君 |
| | 税務課長 | 下村太平 | 君 |
| | 三戸中央病院事務長 | 松崎達雄 | 君 |

三戸中央病院事務次長	中 村 義 信 君
まちづくり課ふるさと納税強化室長	高屋敷 一 弘 君
住民福祉課長補佐	佐々木 洋 君
住民福祉課総括主幹	原 田 順 友 君

○農業委員会事務局

説 明 員 会 長	梅 田 晃 君
委任説明員 事 務 局 長	貝 守 世 光 君

○教育委員会事務局

説 明 員 教 育 長	原 寿 君
委任説明員 事 務 局 長	奥 山 昇 吾 君
事 務 局 次 長	金 子 祐 之 君

○職務のために出席した事務局職員

議会事務局長	井 畑 淳 一 君
総括主幹	相 馬 英 生 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから第529回三戸町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

ここで議事に入る前に、議会運営委員会の経過と結果について、議会運営委員会委員長の報告があります。

8 番、議会運営委員会、藤原文雄委員長。

○議会運営委員長（藤原 文雄君）

議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

第529回三戸町議会定例会の議事日程を審議するため、2月25日、午前10時、委員会を招集。本宿副町長の出席を求め、審議の結果、次のとおり決定いたしました。

3月10日、午前10時、本会議、開会、開議。会議録署名議員の指名を行い、会期を3月10日から17日までの8日間と定め、諸般の報告を行います。次に、議案を一括上程し、町長に提案理由の説明を求め、散会。

3月11日は、議案熟考のため休会。

3月12日、本会議、午後1時開議。一般質問を行い、散会。

3月13日、午前10時開議。一般質問を続行し、次に議員提案第1号及び報告第2号から議案第21号までの審議、採決を行い、続いて議案第22号から議案第29号までの令和8年度予算議案8件を審査するため予算特別委員会を設置、これに一括付託し、散会。

3月14日並びに15日は、休日のため休会

3月16日、午前10時、予算特別委員会を開会、開議。令和8年度一般会計予算歳入と歳出1款から歳出9款までを審査し、散会。

3月17日、午前10時、予算特別委員会を開議。一般会計予算歳出10款から歳出13款までを審査し、次に令和8年度特別会計予算議案7件を審査、最後に予算議案8件についてそれぞれ採決し、委員会を閉会。同日、本会議を開議。議案第22号から議案第29号までの予算議案8件の審査の結果について予算特別委員会委員長に報告を求め、採決を行います。次に、各常任委員長から所管事務調査の報告及び請願、陳情の審査結果の報告並びに閉会中における所管事務調査の申出、諸般の報告を行います。次に、議会運営委員会及び各常任委員の選任を行い、午後5時閉会予定と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和8年3月10日 三戸町議会運営委員会委員長 藤原文雄。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹原 義人君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番、五十嵐淳議員、2番、松尾道郎議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（竹原 義人君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。会期は、本日から3月17日までの8日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から令和7年12月から令和8年2月に実施した例月出納検査等の結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、町長から議案の提出がありましたので報告します。議案は事前に配付しております。

日程第4 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

日程第4、報告第2号から議案第29号までを一括上程いたします。

上程しました各議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沼澤 修二君）

おはようございます。第529回三戸町議会定例会の招集に対し、議員の皆様には、ご多忙中にもかかわらず出席いただき、提出案件のご審議を賜りますことに心から厚く御礼申し上げます。また、平素は、行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、併せて感謝を申し上げます。

さて、今冬は、全国各地において記録的な寒波と豪雪に見舞われ、除排雪作業中の不慮の事故により、貴い命が失われるなど、甚大な影響が生じました。命を落とされた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に、衷心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、提案理由のご説明に先立ち、最近の町政等の動向についてご報告申し上げます。

新年を迎えましてから、「賑わいの創出及び町のプロモーション」に注力してまいりました。まず、1月17日、18日の2日間、さいたま市大宮駅近くの東日本連携センター「まるまるひがしにほん」にて、「さんのへマルシェ」を開催し、リンゴ、リンゴジュース、ニンニク加工品をはじめ、当町の特産品の販売のほか、11ぴきのねことの撮影会、グッズ抽せん会などを実施いたしました。三戸ファンや11ぴきのねこファンのほか、多くの一般客にご来場いただいた結果、来場者数は1年前の初開催時と比べ、16.5%増の1万5,913人と大変ご好評をいただき、広く三戸町及び三戸町の物産を宣伝してまいりました。

2月には、7日、8日の2日間、「さんのへ名物元祖まける日」が開催されました。国政選挙と重なったことや天候の影響が心配されましたが、福引抽せん会では2日目の抽せん終了時刻前に景品が予定数量に達し、予定より1時間ほど早く終了するなど、多くの買物客でにぎわい、町内に大きな経済効果をもたらしたところでございます。

また、2月28日には、東京都日比谷「OKUROJI」内の八戸都市圏プラザ「8base」において、「三戸さん 集合！」と題し、さんのへファンミーティングを開催いたしました。定員を超える多くの申込みを受けたため、当初予定の1回開催を急遽2回に変更し、関東圏に在住の「三戸さん」8名を含む「三戸ファン」33名にご参加いただき、私とまちづくり課の職員が交流を深めるとともに、新たなファンを獲得してまいりました。

今後、人口減少が進む中であっても、時代の潮流を的確に捉え、新たな機会を創出することにより、関係人口及び交流人口の拡大を図り、町の持続的な発展とにぎわいの創出につなげてまいります。

次に、「健康、長生きの推進」についてでございますが、先月25日、青森県立中央病院地域医療支援部の協力を得て、「地域医療フォーラム」を初めて開催いたしました。当日は、同支援部の丸山部長と大間町の地域医療支援員をお招きし、「いきいき百歳体操」実践者90人ほどと当町の地域医療支援員、三戸中央病院及び健康長寿課の職員30人の合計120人ほどが、よりよい地域医療について理解を深めました。今後も町民の地域医療への理解を促進するとともに、地域医療の最後のとりで、三戸中央病院のよりよい運営に向けて取組を進めてまいります。

以上が昨年12月議会定例会以降に実施した「賑わいの創出」及び「健康、長生きの推進」に係る主な取組でございます。

次に、私が町長に就任し、2度目の編成となる令和8年度の当初予算案をはじめ、各議案についてご審議いただくに当たり、町政運営の方針について述べさせていただきます。

「いま、変化のとき 前進さんのへ!」、令和8年度も引き続きこのスローガンを掲げ、ぶれずに諸課題の解決、改善のため邁進いたします。そして、町民皆様から、「三戸町に住んでよかった」と思っていただけのように、また町民皆様が町外の方に対し、「三戸町はいいだろう」と誇れる町となるよう、そして町外からは「いいね、三戸町」と評価していただけるよう取り組んでまいります。

今後も変化を続ける三戸町のかじ取り役として、「前進さんのへ!」のための7本の柱を基軸に、町民目線を大切に、スピード感と危機感を持って三戸を前進させてまいります。「チャレンジなくして前進なし」、この思いで挑戦を継続してまいりますので、議員皆様の絶大なるご支援とご協力をお願い申し上げます。

それでは、引き続き今回提案いたします案件の概要について順次ご説明申し上げます。

初めに、報告第2号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第9号）について申し

上げます。

本件は、令和7年度三戸町一般会計既決予算額74億5,687万円に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、予算総額を74億7,687万円にしたものでございます。補正の内容といたしましては、除雪費2,000万円の増額でございます。本補正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年2月13日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第2号 三戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

本案は、令和8年4月1日に創設される乳児等通園支援事業について、事業の適切な実施のため、施設が満たさなければならない設備及び運営に関する基準を定める必要があることから、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第3号 三戸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法に基づき、町が「乳児等通園支援事業」を実施する事業者に対し給付費を支給する「特定乳児等通園支援事業」について、その具体的な運営に関する基準を定め、給付費の対象とする事業者の要件を明確にすることにより、制度の適正な実施と利用者の保護を図る必要があることから、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第4号 三戸町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、職員等の旅費の種目、支給方法等について所要の見直しを行い、事務の効率化及び適正な公費支出の確保を図るため、三戸町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例ほか関係条例3本の条例の一部を改正するものでございます。

改正の主なる内容でございますが、宿泊費の上限付実費支給方式の導入等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第5号 三戸町人材育成基金条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、令和7年6月に公布・制定された「三戸町奨学金条例」の基金となる「三戸町人材育成基金条例」について、奨学金の運用に合わせた所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

改正の主なる内容でございますが、現在5本の条例でそれぞれ管理している奨学基金等を「三戸町人材育成基金」に統合し、基金の増資による運用の安定化及び事務の効率化を図るものでございます。

次に、議案第6号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、児童福祉法の一部改正を受け、当該条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の主なる内容でございますが、保育所等の職員による虐待に関する通報義務が創設されたことに伴い、児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が新設されたため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第7号 三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、児童福祉法の一部改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正を受け、当該条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の主なる内容でございますが、保育所等の職員による虐待に関する通報義務の

創設に伴い、児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が新設されたため、同条の引用を改めるとともに、家庭的保育事業等利用開始時の健康診断について、母子保健法に基づいて行われた乳幼児の健康診断等がその全部または一部に相当すると認められる場合は、当該健康診断の全部または一部を行わなくてもよいこととなったことから、同様の改正を行うものでございます。

また、これまで国家戦略特別区域での特例措置でありました地域限定保育士制度が一般制度化されたことに伴い、対象職員として地域限定保育士を追加するものでございます。

次に、議案第8号 三戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、児童福祉法の一部改正を受け、当該条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の主なる内容でございますが、これまで国家戦略特別区域での特例措置でありました地域限定保育士制度が一般制度化されたことに伴い、対象職員として、地域限定保育士を追加するものでございます。

また、保育所等の職員による虐待に関する通報義務が創設されたことに伴い、児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が新設されたため、同条の引用を改めるものでございます。

次に、議案第9号 三戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、当該条例に規定の財産管理の方法について、金融機関の合併及び店舗の統合等に伴い当該規定を削除するほか、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第10号 三戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部改正に伴い、同施行令別表を準用している町道占用料の額等を改めるため、道路法第39条第2項の規定に基づき、当該条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第11号 三戸町遺児入学祝金等支給条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

本案は、当該独自の子育て支援施策をはじめ、国や県の子供の貧困対策の推進や児童扶養手当の拡充等により、遺児等に対する支援の充実が図られたことから、当該条例を廃止するものでございます。

次に、議案第12号 田子高原広域事務組合規約の変更について申し上げます。

本案は、田子高原広域事務組合における関係町村の分担金算出項目基礎の一部を見直すとともに、将来の財政需要に向けた基金積立てに関する支弁方法の整備を行うため、地方自治法第286条第2項の規定に基づく協議の依頼があったことから、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更の内容でございますが、組合の経費算出項目基礎について一部を変更するほか、基金積立てに関する支弁方法について定めるものでございます。

次に、議案第13号 三戸町過疎地域持続的発展計画の変更について申し上げます。

本案は、現行の計画の期間が令和7年度で終了することから、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする新たな計画を定めるものでございます。地域の持続的発展のために実施すべき施策として、移住、定住、産業、情報化、交通、生活環境、子育て、高齢者福祉、保健福祉、医療、教育、集落の整備、地域文化など、多岐にわたる分野について掲載しております。町では、今後本計画に基づき、過疎対策事

業債を財源として各種事業を実施し、地域の持続的発展を図るものでございます。

次に、議案第14号 辺地に係る総合整備計画の変更について申し上げます。

本案は、大舌地域において辺地対策事業を実施するため、令和3年度に策定した辺地に係る総合整備計画を変更するものであり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、労務単価や資材の高騰により、計画策定時に予定していた事業費を上回るため、事業費を増額するものでございます。

次に、議案第15号 三戸町民プールの指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、株式会社サンアメニティを三戸町民プールの指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

三戸町民プールの管理運営につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までを指定の期間とし、株式会社サンアメニティを指定管理者としてまいりました。本年3月31日をもって5年間の指定期間を満了することから、次の5年間の指定管理者を公募により募集したところ、同社1社から申請がございました。本申請を基に、三戸町指定管理者選定委員会及び教育委員会会議で審議の結果、株式会社サンアメニティが指定管理者候補者として決定されたことから、同社を令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、指定管理者として指定するものでございます。

次に、議案第16号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第10号）について申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町一般会計既決予算額74億7,687万円から歳入歳出それぞれ3,979万円を減額し、予算総額を74億3,708万円にするものでございます。

歳入の主なる内容といたしましては、地方交付税1億1,219万8,000円、寄附金2,000万円、地方消費税交付金1,800万円を増額し、繰入金2億803万1,000円を減額するものでございます。

歳出の主なる内容といたしましては、減債基金等積立金1,859万1,000円、防災マップ作成業務委託料499万4,000円を増額し、一部事務組合負担金、普通建設事業費等の決算見込みにより、衛生費2,966万2,000円、土木費1,588万4,000円、教育費1,455万4,000円を減額するものでございます。

次に、議案第17号 令和7年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計既決予算額4,368万2,000円から歳入歳出それぞれ290万4,000円を減額し、予算総額を4,077万8,000円にするものでございます。

歳入では、事業収入を81万2,000円、繰入金を219万円減額し、繰越金9万8,000円を増額しております。

歳出では、給食材料費290万4,000円を減額しております。

次に、議案第18号 令和7年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町後期高齢者医療特別会計既決予算額1億6,408万9,000円に歳入歳出それぞれ2,055万7,000円を追加し、予算総額を1億8,464万6,000円にするものでございます。

歳入の内容といたしましては、後期高齢者医療保険料1,970万9,000円、繰入金84万8,000円を増額するものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料負担金2,380万円を増額し、保険基盤安定負担金304万6,000円を減額するものでございます。

次に、議案第19号 令和7年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町介護保険特別会計既決予算額17億8,950万5,000円から歳入歳出それぞれ4,090万2,000円を減額し、予算総額を17億4,860万3,000円にするものでございます。

歳入の主なる内容といたしましては、保険料400万円を増額し、国庫支出金915万9,000円、支払基金交付金2,858万6,000円、県支出金522万5,000円を減額するものでございます。

歳出の主なる内容といたしましては、総務費387万4,000円のほか、各介護保険サービスの利用料の増減に応じた調整を行い、保険給付費3,263万円、地域支援事業費439万8,000円を減額するものでございます。

次に、議案第20号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計既決予算額12億6,893万5,000円に歳入歳出それぞれ2,236万8,000円を追加し、予算総額を12億9,130万3,000円にするものでございます。

歳入の内容といたしましては、国民健康保険税4,300万円、保険給付費等交付金1,204万8,000円、利子及び配当金30万1,000円を増額し、一般会計繰入金1,366万1,000円、国保財政調整基金繰入金1,932万円を減額するものでございます。

歳出の内容といたしましては、一般管理費1,348万4,000円、高額療養費900万円を増額し、特定健康診査等事業費3万5,000円、健康づくり費8万1,000円を減額するものでございます。

次に、議案第21号 令和7年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計の収益的収入において、既決予定額から835万2,000円を減額し、総額を17億7,608万円に、収益的支出において、既決予定額から1,975万4,000円を減額し、総額を19億5,010万3,000円にするものでございます。

また、資本的収入及び支出において、既決予定額から2,231万5,000円を減額し、収入総額を2億1,468万9,000円に、資本的総額を2億9,535万円にするものでございます。

補正の主なる内容でございますが、収益的収入におきましては決算見込みに基づき医業収益を1,140万円減額し、医業外収益を304万8,000円増額するものでございます。

収益的支出におきましては、決算見込みに基づき医業費用を1,389万6,000円、医業外費用を585万8,000円減額するものでございます。

資本的収入及び支出におきましては、骨密度測定装置購入事業費及び電子カルテシステムのリース料の確定に伴い、補助金及び建設改良費を減額するものでございます。

次に、議案第22号 令和8年度三戸町一般会計予算について申し上げます。

本町の財政は、歳入の多くを地方交付税に依存する構造が続いており、自主財源の伸びは依然として厳しい状況にございます。また、少子高齢化の進行に伴い、社会保障関係経費の増加、公共施設やインフラの老朽化対策、人件費及び物価の高騰など、行政需要は年々増大しているところでございます。

このような中であっても、令和8年度予算は三戸前進のため、私が掲げた「7本の

柱」に基づく施策を着実に進めるとともに、持続可能な財政基盤を確保することを基本とし、歳入については、ふるさと納税制度を最大限に活用した自主財源の確保、国、県等の補助金を有効活用することとし、歳出については、現状の課題に即した事業に重点配分するなど、戦略的に編成したところでございます。

主なものといたしましては、11ぴきのねこのまちづくり事業975万8,000円、高齢者在宅支援事業628万円、シニアおでかけ応援！タクシー利用助成事業605万円、三戸っ子はぐくみ応援金事業1,200万円、農業共同利用施設機能維持事業431万7,000円、スポットワーク活用促進事業140万円、学び応援！入学祝い金事業1,600万円、習い事応援事業691万2,000円、高校生就学支援金事業840万円、修学旅行費補助金874万6,000円、三戸高等学校魅力化事業1,714万8,000円、学校給食費無償化事業3,867万1,000円などを計上しております。

また、投資的経費の主なものといたしましては、中山間地域総合整備事業1,041万9,000円、橋梁長寿命化修繕事業2,810万円、町道改良舗装事業1億4,590万6,000円、関根ふれあい公園改修事業1億633万1,000円、町営住宅整備事業817万8,000円、教育用コンピュータ更新事業3,155万5,000円などを計上しております。

このほか、新規にキャッシュレス決済導入事業、アピアランスケア用品購入費助成事業、自主防災組織立上げ・充実事業、大学生等応援特産品贈呈事業などに係る予算を計上しております。

この結果、歳入歳出予算総額は前年度と比較して4.0%、金額で2億7,945万1,000円の増で、平成13年度以降では最大となる72億1,700万4,000円となっております。

次に、議案第23号 令和8年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算について申し上げます。

本会計は、学校給食法に基づき、町内3校の小中学校の児童生徒431名と三戸高等学校の生徒80名、教職員等83名を対象に、1人当たり年間約194食分の給食事業に係る特別会計でございます。

歳入の主な内容といたしまして、教職員等が1食当たり420円を負担する給食費負担金683万1,000円のほか、1食当たり小学生380円、中学生及び三戸高等学校生徒420円に係る給食費無償化分として、一般会計からの繰入金3,867万1,000円を計上しております。

歳出は、給食材料費の4,552万2,000円が主なものでございます。

この結果、歳入歳出予算総額は、前年度と比較して4.6%、199万7,000円増の4,567万9,000円となっております。

次に、議案第24号 令和8年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

本会計は、高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定に基づき設置した特別会計でございます。

後期高齢者医療制度は、同法に基づき、運営については県内の全ての市町村が加入する広域連合が行い、窓口業務や保険料の徴収については加入市町村が行うこととされています。

町では、三戸町後期高齢者医療に関する条例に基づき、窓口業務及び保険料の徴収を円滑かつ適正に実施することにより、おおよそ2,300人の被保険者の皆様が安心して医療サービスを受けられるよう進めてまいります。

それでは、歳入及び歳出の主な内容でございますが、歳入では後期高齢者医療保険料1億2,034万7,000円、一般会計からの繰入金6,076万9,000円を計上しております。歳出では、後期高齢者医療保険料負担金1億2,035万8,000円、保険基盤安定負担

金5,344万5,000円を計上しております。

この結果、歳入歳出予算総額は、前年度と比較して11.7%、1,907万1,000円増の1億8,164万2,000円となっております。

次に、議案第25号 令和8年度三戸町介護保険特別会計予算について申し上げます。

本案は、国民の共同連帯の理念に基づき設置された介護保険制度を運営するため、介護保険法第3条の規定に基づき設置した特別会計でございます。

第9期介護保険事業計画の最終年度となる令和8年度は、必要なサービスを提供するとともに、引き続き介護予防事業や保険給付の適正化を推進することにより制度への信頼感を高め、将来にわたって持続可能な事業運営となるよう努めてまいります。

歳入の主なるものとしましては、第1号被保険者保険料3億790万円、国庫支出金及び県支出金7億505万1,000円、支払基金交付金4億5,147万5,000円、繰入金2億6,843万3,000円を計上しております。

歳出の主なるものとしましては、総務管理費、徴収費、介護認定審査会費など総務費2,912万8,000円、居宅介護サービスをはじめとする各種サービスの保険給付費として、歳出総額の94.5%に当たる16億4,903万円を計上しております。また、総合的な介護予防事業を推進するとともに、住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう支援するため、地域支援事業費6,394万6,000円を計上しております。

この結果、歳入歳出予算総額は、前年度と比較して758万8,000円減の17億4,510万4,000円となっております。

次に、議案第26号 令和8年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算について申し上げます。

本会計は、県との共同運営により適正かつ安定的な財政運営を図るとともに、町民と身近な関係にある町が保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業等のきめ細かい事業を行う特別会計でございます。

歳入の主なる内容としましては、国民健康保険税2億2,720万円、県支出金9億2,651万円、繰入金1億1,875万6,000円を計上しております。

歳出の主なる内容としましては、職員人件費や物件費、国保税の賦課徴収に要する経費など総務費として7,935万9,000円、診療報酬や療養費など保険給付費として8億8,693万5,000円、県に納める国民健康保険事業費納付金として2億9,639万9,000円、特定健康診査等に要する経費など保健事業費として2,468万2,000円を計上しております。

この結果、歳入歳出予算総額は、前年度と比較して2.8%、金額で3,693万8,000円増の12億9,037万6,000円となっております。

次に、議案第27号 令和8年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算について申し上げます。

本会計は、町民の健康保持に必要な医療を提供するとともに、保健衛生の向上に資するため設置する三戸中央病院の運営及び管理に関する会計でございます。

本案は、令和8年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計の収益的収入及び支出において、収入17億7,873万5,000円、支出20億650万3,000円を計上し、資本的収入及び支出においては、収入2億4,307万4,000円、支出3億2,216万6,000円を計上するものでございます。

予算の主なる内容でございますが、収益的収入におきましては、年間患者数を入院2万2,630人、外来4万3,318人と見込み、医業収益として12億8,711万6,000円を計上しております。また、一般会計からの繰入金、県補助金など医業外収益として4億3,162万5,000円、特別利益として5,999万4,000円を計上しております。

収益的支出におきましては、医師、看護師等の給与費、診療に要する材料費、病院の維持管理に必要な経費など、医業費用として19億7,141万1,000円、企業債償還利息など医業外費用として3,359万2,000円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入におきましては企業債元金償還等に要する経費に係る一般会計等からの繰入金1億9,375万7,000円、へき地医療拠点病院設備整備費補助金等4,931万7,000円を計上しております。

資本的支出におきましては、医療機器等の導入に係る建設改良費8,290万1,000円、企業債償還金2億3,646万5,000円を計上しております。

今後も非常に厳しい経営環境が見込まれますが、持続可能な地域医療の提供体制を確保し、経営強化に取り組むとともに、医療サービスのさらなる向上により地域の皆様に信頼され、選ばれる病院となるよう努めてまいります。

次に、議案第28号 令和8年度三戸町簡易水道事業会計予算について申し上げます。

本会計は、杉沢、蛇沼、大舌、貝守、袴田、横沢、沼ノ久保地区の簡易水道施設の管理運営を行う事業会計でございます。

本案は、令和8年度三戸町簡易水道事業会計の収益的収入及び支出において収入8,714万2,000円、支出8,887万5,000円を計上し、資本的収入及び支出においては収入1,596万6,000円、支出2,258万9,000円を計上しております。

予算の主な内容でございますが、収益的収入におきましては、給水世帯数377世帯、年間総配水量5万2,420立方メートルと見込み、営業収益として1,333万円を計上しております。また、一般会計からの繰入金に当たる他会計補助金、長期前受金戻入などから成る営業外収益として7,381万2,000円を計上しております。

収益的支出におきましては、職員の給与費、各施設等の維持管理に必要な経費など営業費用として8,332万6,000円、企業債利息から成る営業外費用として454万9,000円、予備費として100万円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入におきましては企業債860万円、一般会計からの繰入金に当たる他会計補助金736万6,000円を計上しております。

資本的支出におきましては、大舌浄水場水質ケーキ設置工事に係る施設整備費794万2,000円、建設企業債元金償還金1,464万7,000円を計上しております。

今後も引き続き町民の皆様が健康で豊かな生活を送るため、安全・安心で安定的な水の供給と経営の健全化に努めてまいります。

次に、議案第29号 令和8年度三戸町下水道事業会計予算について申し上げます。

本会計は、下水道整備により町民の生活環境の改善を図るとともに、公共水域の水質汚濁を防止し、豊かな自然環境の保全を図ることを目的に設置した事業会計でございます。

本案は、既に供用を開始している施設の維持管理を行うとともに、引き続き計画区域内の加入数増加を図るための予算を計上しており、収益的収入及び支出において収入2億8,330万2,000円、支出2億4,924万4,000円を計上し、資本的収入及び支出においては収入1,748万8,000円、支出1億3,678万6,000円を計上しております。

予算の主な内容でございますが、収益的収入におきましては、処理区域面積336ヘクタール、年間総処理水量14万3,484立方メートルと見込み、下水道使用料などの営業収益として2,609万1,000円を計上しております。また、一般会計からの繰入金、長期前受金戻入などの営業外収益として2億5,721万1,000円を計上しております。

収益的支出におきましては、職員の給与費、各施設等の維持管理に必要な経費など営業費用として2億2,344万円、企業債利息、消費税及び地方消費税など営業外費用として2,430万4,000円、予備費150万円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入におきましては企業債1,730万円、工事負担金18万8,000円を計上しております。

資本的支出におきましては、公共ます設置工事に係る施設整備費60万円、建設企業債償還金1億3,468万4,000円、基金積立金2,000円、予備費150万円を計上しております。

今後も町民皆様の生活環境の改善を図るとともに、経営の健全化に取り組んでまいります。

以上、案件についてご説明申し上げましたが、議員皆様におかれましては十分ご審議の上、原案どおり議決を賜りますようお願いを申し上げ、私の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時55分 散会

第3日目 令和8年3月12日（木）

○議事日程

第1 一般質問

- | | |
|---------|------------------------------|
| 五十嵐 淳議員 | 1. 教育行政の方向性と教育環境の在り方について |
| | 2. 学びの機会確保と子育て支援制度の政策的整理について |
| 栗谷川柳子議員 | 1. まちなか第1団地整備計画の進捗について |
| 久慈 聡議員 | 1. 沼澤町長が継承する各種事業の現状と今後等について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（13人）

- | | | | |
|-----|-----|----|---|
| 1番 | 五十嵐 | 淳 | 君 |
| 2番 | 松尾 | 道郎 | 君 |
| 3番 | 柳 雫 | 圭太 | 君 |
| 5番 | 和田 | 誠 | 君 |
| 6番 | 山田 | 将之 | 君 |
| 7番 | 栗谷川 | 柳子 | 君 |
| 8番 | 藤原 | 文雄 | 君 |
| 9番 | 番屋 | 博光 | 君 |
| 10番 | 千葉 | 有子 | 君 |
| 11番 | 久慈 | 聡 | 君 |
| 12番 | 澤田 | 道憲 | 君 |
| 13番 | 佐々木 | 和志 | 君 |
| 14番 | 竹原 | 義人 | 君 |

○欠席議員（1人）

- | | | | |
|----|-----|----|---|
| 4番 | 小笠原 | 君男 | 君 |
|----|-----|----|---|

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

- | | | | |
|-------|------------------|-------|---|
| 説明員 | 三戸町長 | 沼澤修二 | 君 |
| 委任説明員 | 副町長 | 本宿貴一 | 君 |
| | 参事（農林課長事務取扱） | 貝守世光 | 君 |
| | 参事（会計課長事務取扱） | 武士沢忠正 | 君 |
| | 参事（総務課長事務取扱） | 太田明雄 | 君 |
| | 建設課長 | 齋藤優 | 君 |
| | 健康長寿課長 | 中村正 | 君 |
| | まちづくり課長 | 櫻井学 | 君 |
| | 税務課長 | 下村太平 | 君 |
| | 三戸中央病院事務長 | 松崎達雄 | 君 |
| | 三戸中央病院事務次長 | 中村義信 | 君 |
| | まちづくり課ふるさと納税強化室長 | 高屋敷一弘 | 君 |

住民福祉課長補佐
住民福祉課総括主幹

佐々木 洋 君
原 田 順 友 君

○農業委員会事務局

説 明 員 会 長
委任説明員 事 務 局 長

梅 田 晃 君
貝 守 世 光 君

○教育委員会事務局

説 明 員 教 育 長
委任説明員 事 務 局 長
事 務 局 次 長

原 寿 君
奥 山 昇 吾 君
金 子 祐 之 君

○職務のために出席した事務局職員

議会事務局長
総括主幹

井 畑 淳 一 君
相 馬 英 生 君

午後 1 時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 1 一般質問

< 1 番 五十嵐 淳議員 >

1. 教育行政の方向性と教育環境の在り方について

○議長（竹原 義人君）

日程第 1、一般質問を行います。順次に質問を許します。

1 番、五十嵐淳議員。

○1 番（五十嵐 淳君）

本日午前中、三戸中学校の卒業式に出席させていただきました。卒業生、特に答辞の生徒さん、仲間だった先生方、また保護者の方々への感謝を述べる姿を見ながら、学校教育が子供たちの成長に果たしている役割の大きさ、改めて感じたところであります。その子供たちがこれからの時代を生きていくために、町としてどのような教育を行っていくのかということは、地域の将来にも関わる重要なテーマであると考えております。本日は、そのような視点も踏まえながら、町の教育行政について伺いたいと思います。

それでは、これより通告に従いまして一般質問を行います。本日は、大卒 2 点となりますが、初めに 1 点目の教育行政の方向性と教育環境の在り方についてです。昨年 11 月に原教育長が就任されまして、本町の教育行政は新たな体制の下で進められております。これまでのご経験や発信内容から、新たな視点で教育行政が進められることを期待しているところであります。

就任直後の昨年 12 月議会での一般質問への答弁をお聞きし、また広報さんのへ 1 月号の年頭挨拶も拝見いたしました。小中一貫教育の理念である確かな学力と心豊かでたくましい児童生徒の育成を柱として教育を進めていくという方向性、また地域との連携の核となるコミュニティ・スクールの深化について、こちらは私自身も共感しているところであります。その上で、このたびの一般質問では、教育長の教育観やこれからの三戸町の教育の方向性について、改めてもう一步踏み込んで伺いたいと思います。

教育長も昨年 12 月議会の答弁で触れられておりましたが、児童生徒数の減少が続く中で、今後単一学年単一クラス体制の状況も想定されます。こうした中で、教育環境の在り方について様々な議論が必要になってくると感じております。そこで、以下の 4 点についてお伺いいたします。

- 1、教育長としての教育行政の基本方針及び重点施策について。
- 2、学力・体力向上及び多様な個性の伸長に関する考え方について。
- 3、不登校等の把握体制及び対応方針について。
- 4、小規模校・単一クラス体制における教育環境及びセーフティーネットの在り方

について。

以上、よろしくお願いします。

○教育長（原 寿君）

五十嵐議員の教育行政の方向性と教育環境の在り方についての4点のご質問に答弁を申し上げます。

初めに、1点目の教育長としての教育行政の基本方針及び重点施策についてでございますが、取組を始めましてから今年で20年目の節目を迎える小中一貫教育では、「心の豊かさとたくましさ」、「確かな学力」を育むという理念に向かって、9年間の一貫した指導、支援による教育活動を進め、本日の卒業生の姿が体現していたような成果を積み重ねてきたところであり、その価値観や理念は今後も継続してまいります。

一方で、この20年間は社会が目まぐるしく変化し、新型コロナをはじめ、教育を取り巻く環境が複雑、多様化した時代でもありました。未来をつくる大切な担い手として三戸町の子供たちを育成していくためには、令和の時代の学びを実現することが求められています。

具体的な重点施策としては、町独自で創設した立志科と英語科の充実が挙げられます。立志科では、コミュニティ・スクールのメリットを最大限に生かし、地域人材の協力を得ながら、教育活動に厚みを生み出していきたいと考えております。また、英語科では弘前大学との共同研究で実践してきた指導を継続し、英語検定の級取得など、数値目標を掲げて取り組んでまいります。

立志科を通して学んだ三戸の歴史や自然、ふるさとへの愛情、家族への感謝や仲間への敬意、自分の夢や希望などを英語科で身につけた能力を使って堂々と発信し、コミュニケーションする子供たちの姿を道しるべとして、小中一貫教育を前進させてまいります。

次に、2点目の学力・体力向上及び多様な個性の伸長に関する考え方についてでございますが、学力面では個人がもともと持っている能力や可能性を実際に結果や成績に結びつけ、一人一人に確かな学力を保障することが重要であると考えております。体力面においては、運動が習慣化している子供と、そうでない子供の二極化が進んでいると捉えているところであります。現行の学習指導要領においても、体力の向上は教育の根本的な目標の一つとして位置づけられており、教育委員会といたしましても、体育の時間の充実を図るとともに、運動の習慣化につなげるために、その取組を進めてまいりたいと思います。

多様な個性の伸長についてでございますが、一人一人の興味関心や習得状況に応じた学びである個別最適な学びは、次期学習指導要領の改訂に向けた議論においても重要な視点として位置づけられているところであります。基礎学力向上はもとより、特別支援教育の視点からも、個に応じた支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の不登校等の把握体制及び対応方針についてでございますが、不登校等の把握については、学校では毎月アンケート調査を実施しており、学校、学級での生活や友人関係、家庭での生活に関する不安を聞き取っているところであります。教育委員会といたしましては、学校から学期ごとの詳細な状況の報告を受けるほか、毎月の出席日数に対する欠席の状況を聞き取りし、その状況を把握しているところであります。

不登校等の対応方針については、学校では家庭訪問を原則としつつ、必要に応じて電話やオンラインにより、状況や安否の確認を行っております。その上で、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、三戸地方教育研究所など、

適切な相談機関につなげる体制を整えております。

次に、4点目の小規模校・単一クラス体制における教育環境及びセーフティーネットの在り方についてであります。少子化に伴い、現在の三戸小学校では1年生と2年生の2学年が1クラス学級編制となっており、将来的にもこの傾向が続くものと予想されます。

小規模のメリットとしては、個々の能力に合わせた指導が可能になり、発言や質問がしやすい環境で主体的な学習が促進される点であります。一方で、単一クラス体制においては、人間関係が固定化しやすい側面もあることから、学年を超えた交流や校外活動、外部との連携機会を確保するなど、環境の硬直化を防ぐ工夫にも配慮してまいります。

また、悩みや困難に直面した際、一人で考え込まず、周囲に助けやアドバイスを求める援助希求のできる子供を育むことも必要です。そのためにも、コミュニケーションや集団生活について学ぶ立志科を充実させることが重ねて重要であると考えております。

結びに、三戸町では小中一貫教育や各種の支援など、他の自治体に先駆けて進めてきた取組が数多くあります。今後は、これらの取組を前進させるとともに、丁寧な情報発信することで、保護者の皆様に安心して子育てできる教育環境を提供してまいりたいと思います。

以上です。

○1番（五十嵐 淳君）

答弁ありがとうございました。それでは、再質問のほうさせていただきます。

まず、1点目の教育行政の方向性について伺いたいのですが、先ほど答弁の中で、立志科及び英語教育のほうに力を入れられていくという、引き続きというところだと思うのですが、その部分も踏まえて、特に教育長として優先して取り組みたいテーマなどありましたら、お聞きしたいと思います。お願いします。

○教育長（原 寿君）

再質問にお答えをいたします。

先ほど申しあげました立志科のことにつきましてですが、私はコミュニティ・スクールというのは、小中一貫教育と本当に連動するものだなというふうに考えております。立志科の中身は、先ほど申しあげました町の歴史とか自然とか、そういうことを含めていろんなものを学ぶ、それから対人関係のことを学ぶ、そして自分の志を立てていくというふうな狙いを持っているものでございますが、そうした中で、少子化が進む中でということとをさらに考えたときに、地域の人たちと接する機会、それは子供にとっては大変な力になるというふうに考えているところでございます。まずは、地域の方々と顔見知りになって、その中で、「君、こういうところいいよ」とか、「こんなこと頑張ろうとしているんだね」とか、「こういうことに興味を持っているんだ」と、そういうふうな子供たちの興味関心を含め、自分のことを認めてもらう、承認観と言いますけれども、そういうものを上げていく力をコミュニティ・スクールは持っていると思います。

今、日本の子供、きっと三戸の子供も同じかもしれませんが、自分に自信がある、自尊感情といいますか、自己効力感といいますか、そういうものが欧米に比べて低いというふうな結果なども出ているところですが、地域の方、多様ないろんな方からそういうふうにお声がけいただくことで、子供たちは自信を持って学習に取り組

み、これからの自分について考えていくことができるようになるのではないかなと。そういう意味で、立志科とコミュニティ・スクールを連動させた、そういう学習に力を特に入れていきたいと考えております。

以上です。

○1 番（五十嵐 淳君）

ただいまの答弁に関しまして、改めて質問させていただきます。

先ほどコミュニティ・スクールと小中一貫教育の連動というところで、いわゆる児童生徒たちの自己肯定感を養って上げていくような、そういう取組なのだろうなという認識を持ったのですが、実際国のデータでも、小学校4年生から自己肯定感が著しく下がっていくというデータも、ここ数年、世に出ているデータとしてあるのですが、先ほど教育長がおっしゃられたような地域との関連を持たせたような取組というところで、何か具体でイメージされていることとかございましたら、お聞きしたいと思います。

○教育長（原 寿君）

再質問について答弁を申し上げます。

まずは、実際に来年度の立志科の充実に向けて、各立志科の教科書に位置づけられている活動、学習について、どういう方がこのことに対して、学校とアクセスできるかというような人材バンクの一覧というものを今作成しているところで、大体大枠というものが固まってきました。それを学校で活用していただきながら、例えば学校だけで地域の方がいろんな昔の遊びであるとか、それから何か物を作るとか、そういうふうな部分で大変強いというか、豊かなリソースを三戸町は持っていると思います。また、歴史の部分でも、そういうものをたくさん抱えているなというふうに私自身は感じています。そういうところを立志科の学習の中に入れ込んで、先生方と、それから地域の方が一緒になって子供たちの学習を支えていく。そこで、先ほど申し上げましたような、「君、こういうことよく頑張っているね」とか「こういうことに関心を持っているんだ」、「まだ完成していないけれども、ここまで頑張ろうとしていたね」というような、そんな声かけをしていただくことで、子供たちの自尊感情というのは高まっていくものというふうに私自身は考えているところであります。

○1 番（五十嵐 淳君）

人材バンクのような取組というところからのお話、非常にイメージできまして、聞いていてすごく面白そうだなと興味を持たせていただきました。この取組、ぜひ形にしていって、先ほどのイメージのようなところが具現化できるように進めていただきたいなというふうに思いました。

では、次の再質問をさせていただきます。小中一貫教育、先ほど教育長も触れられました約20年の取組というところで、お話の中では、すみません、私は三戸町に来てまだ10年たっていませんので、その当時のことというのは分かりかねるところもあるのですが、その立ち上げのところで教育長も関わられているというふうなお話も聞いていたのですが、実際この20年の取組の中で、先ほどいわゆる令和に則した学びというところの言葉もありましたが、当初から継承していく部分と、見直しといいますか、これから更新、アップデートしていかなければいけないなと考えられている部分がありましたら、ちょっと改めてお話しいただきたいなと思います。

○教育長（原 寿君）

再質問にお答えいたします。

三戸町の小中一貫のスタートといいますか、取組が始まったのは、平成18年度の三戸町の小中学校の義務教育に関する提言というふうなことが基になっているというふうに私自身は捉えて、そこから20年目ということでもあります。校舎一体型の今日卒業式を行った施設ができたのは、平成25年開校ということではありますが、そこからもう十数年たっているということでもあります。

その中で、コロナがありました。そのときに1人1台端末というものが全部の児童生徒に配付され、オンラインでの授業等も進んできたわけですが、そういう面で一旦取り組んだものがもう一回本当にそれが有効に活用されているのかというようなところは、検証していかなければならないと思います。

国が進めている個別最適な学びというのは、先ほど答弁で申し上げましたように、個人の能力に合ったような力、成績といった場合、例えば端末を使うと前にも進める、それから後にも戻れるというふうな、そういうコンテンツが今たくさん出ておりますけれども、そういうものを有効に、子供たち一人一人の力を伸ばしていくためにどう活用すればいいかということは、まだこれから取組を進めていかなければいけないと思っています。そういうところは、やはり20年前のところとは大きく環境が変わっているところでございますので、それを進めていきたいなと思います。

また、法律が変わって特別支援教育というふうな言葉が出てきたのも、ちょうど平成18年、19年の頃でございますので、多様な学びという部分での個別最適化というか、個に応じた支援というか、そういうものをもう一度確認しながら、一人一人がやり分かった、できた、自分はこのことができるのだというふうな達成感を持たせていく、そういう学校教育を進めてまいりたい、そのための見直しを図っていききたいと思っています。

○1番（五十嵐 淳君）

ありがとうございます。

では、3点目の再質問をさせていただきます。先ほどこの取組の中でお話をされていた生徒全員への1人1台端末の話ありまして、その活用の部分のところにも触れられていたのですが、実際にコロナを機に、これは三戸町だけではなく全市町村、県内、日本至るところに広がった施策の一つだと思うのですが、三戸町で言いますと、多分地域によって、いわゆるネットワーク環境の問題ですとか、あとは実際に自宅にWi-Fiといいますか、ネットワークを引いている、引いていないという、そういった地域的なものと家庭的なものの環境及び実際に、デジタルディバイドとまでは言いませんけれども、生徒間によっては、もしかしたら端末操作についての利活用の差ですとか、操作性の差というのをどのように、そういった二面性の部分を埋められているのかどうかということを、今後利活用を進めていくというところで、もし何か考えられていることがあれば、ちょっとお聞かせいただきたいです。

○教育長（原 寿君）

再質問についてお答えを申し上げます。

コロナ禍で1人1台端末が導入されたときに、家庭によってはルーター等、どういうふうになっているのかなというようなことで、そういういろいろな家庭に対応するように、そういうものの貸出しというものを町として行ってきた経緯があるというふうに私は認識しております。それは、三戸町のみならず、市町村それぞれの状況に応

じて環境を整えるような取組がなされていたというふうに捉えているところであります。

そして、子供一人一人の活用につきましては、やはりそれぞれのレディネスというのですか、持っている端末の操作の習熟というのはいろいろ違うものですから、そこについては、やっぱり一緒にもう一度、何でもそうでしょうけれども、おさらいしながら、1回教えたから全部分かるのではなくて、この使い方はこうだねということをおさらいしながら進めていくことが一番大事だなというふうに感じているところであります。その辺を、町ではICTの支援員として1名町独自で雇っている方もいらっしゃると思いますので、そういう方の協力も得ながら、子供たちのそういう力を伸ばしていければなというふうに思っています。

以上です。

○1番（五十嵐 淳君）

とても明瞭にイメージできました。ありがとうございます。

では、項目の②番の学力、体力、個性の伸長の部分について再質問させていただきます。まず、1点目なのですけれども、学力について現在の町の状況、これは小学校、中学校、それぞれというふうになるのかと思うのですが、この辺りをどのように認識されているのか、お考えを聞かせください。

○教育長（原 寿君）

今の三戸町の小中学校の子供たちの学力の状況についてであります。県や国、それから全国で一斉に行っているNRTという学力テストがありますけれども、おおむね全国の標準的な数値というふうなことで捉えているところであります。ただ、教科によっては、やはり平均より下回るものもありますし、上回っているものもあるというふうなことであります。まずは、現状ということで申し上げますと、そういうふうな認識を私はしております。

○1番（五十嵐 淳君）

今答弁いただいた内容について、教育長としてここを改善させていきたいですとか伸ばしていきたいみたいな分析の中からのお考えや、あとは町のほうで、教育長も触れられました英語教育ですとか、あとICT教育、プログラミング教育等に結構力を入れられているなというふうなのを拝見してまして、そこがNRTの分野にはまるかどうかというのは、英語は恐らくはまるかもしれないのですけれども、そういったところを全体的に鑑みて、町が力を入れている分野と実際に学力の部分というのはリンクされているのか、もしくはもう少しこ入れが必要なのか、そういったところがあればお聞かせいただきたいです。

○教育長（原 寿君）

再質問にお答えをいたします。

学力につきましては、先ほど答弁で申し上げましたように、子供一人一人が持っている力に応じた成績であるとか結果というものを出せるようにしていくことが何よりも大事だと思います。そのことについて、三戸教育研究所では、三戸町及び田子町の小中学生の学力をNRTというテストで把握して、分析をかけています。それを各学校さんのほうに結果を出しているところでございます。それを学校のほうでさらに活用していくことが今後重要になるなと私は考えています。

もう少し具体的に申し上げますと、例えば算数、数学、やっぱり割合とか、そういう部分になると正答率が低いのです。であれば、割合に関わるような教科書の時間は、例えば3年生では割合に関係するような時間は12時間という配当時間になっています。それを15時間とか16時間に当初から設定して、じっくり、しっかり学習させる。逆に四則計算のようなところは、配当時間が13時間とかになっていますが、いや、ここは達成度が高い、そこは10時間にしようと、そのようにして、分析結果を生かしながらカリキュラムを弾力的にやっていくことが子供たちの力をつけることには非常につながるのではないかなと。今算数、数学を例に申し上げましたけれども、ほかの教科も同じようなところがあるなというふうに感じているところであります。

○1番（五十嵐 淳君）

非常にイメージできる内容でした。

そうしますと、ちょっと次の質問をさせていただきます。先ほどもちょっと触れました、町でも力を入れている英語教育もしくはICT教育の分野で、どちらでもいいですし、どちらかでもいいのですけれども、今後どのような力を子供たちに身につけてほしいと考えられているのか。先ほど英語教育の部分でいうと、英検の級を取得するというお話もありましたけれども、そこから先の部分で、どう見据えられているのかなというところをお聞きできればと思います。

○教育長（原 寿君）

再質問に答弁を申し上げます。

英語科についてお話をしたいと思います。まず、弘前大学の佐藤先生と共同研究で、小学校1年生から独自に級を設定してございます。それを取得できるように、一つの目標にしてやって進めていくところでございます。なぜそういうことを申し上げますかという、私農業小学校の餅つきに参加させていただきました。そのときに短冊とか書いたり、お餅、雑煮を食べた後に1年生の子供、それは三戸の子供でしたけれども、英語で何級取りたいと言ったのです。小1の子が英語で何級取りたいということは、ある意味衝撃でした。それは、小中一貫で1年生から取り組んでいることがそういう発言、表現になったのかなというふうに思っています。ですから、一つの目標として級をつくって、大学の先生が設置したものをつくっていく、それにチャレンジしていくというふうなところ、これはぜひ来年は特に力を入れて進めたいと思います。

今イングリッシュデーということで、週に1回とか2回、斗川小学校が特に進んでいるのですけれども、週に2回ぐらいやっているようだけれども、そういうものを三戸学園のほうでも、もう少し増やしていけないかなというふうに考えています。

弘大の佐藤先生が、おさライオンというのと先取りというので、おさライオンというのは、前やったのをおさらいして、それから先のことをやるというので、そういうふうなことでやっていますので、そういうことと連動させながら進めていければ、子供たちに点数上だけではなくて、ふだんからコミュニケーションとしての英語を活用する力をつけたいなというふうに考えています。

以上です。

○1番（五十嵐 淳君）

児童生徒たちが自発的に進めていきたいと思えるようなきっかけづくりとかを進められているのだなということは分かりました。

では、学力の部分については以上としまして、ここからまたちょっと体力のところ

についての再質問をさせていただきます。先ほど答弁の中で、二極化という言葉が使われていたと思います。健康形成、基礎体力もしくは肥満対策というところでの運動がしっかり前向きに進められている児童生徒と、そうではない児童生徒というところの意味合いも含めた二極化という言葉だと思うのですけれども、体育の充実みたいな答弁もございましたが、体力づくりについて、まずは健康ですとか基礎体力の部分、肥満対策、三戸町に限らず、青森県は肥満の割合が非常に高いというデータもありますけれども、この辺りはどのように認識され、何か対策等考えられているのであればお聞かせください。

○教育長（原 寿君）

再質問に答弁申し上げます。

体力の二極化というようなことを申し上げましたけれども、これはもう本当に議員おっしゃるとおり、本町だけでなく本当に県内、それから全国的な課題であるかなというふうに捉えているところであります。

肥満のことと関連してのご質問でしたが、昨年三戸学園のほうでは学校保健委員会を開催して、子供たちにそういう部分について課題意識を持ってもらうというような機会を持って、今後の生活の見直しであるとか、そういうものに向けた取組を行ったというふうに聞いています。また、県の指定事業として、これは来年度も進めていくことになっているというふうに聞いていますのでございます。そのことが課題解決の一助になるのではないかなということが1つであります。

体育の時間の充実ということも先ほど触れられましたけれども、昨年11月に三戸郡で体育の青森県大会が行われました。私もそれを見させていただいたところでありますけれども、今体育は、前だと例えば1時間陸上をやるとか、1時間体操、マットをやるというふうな、私が勤務していた頃はそういう体育でありましたが、今は帯单元という言葉を使っているようですが、45分の中に3つぐらいの運動を設定して、走ったりとか、それからマットのようなことやっている、鉄棒のことをやっている、ボールのようなものを使ったりというふうなことを横に長くやっていくことで、いろんな運動に接する、そういう体験をする、さらには運動への興味関心を高める効果があるというふうに、この前の発表で私も話を聞いてきたところでありますので、きっとそういう成果が三戸町の小中学校の体育の授業においても反映されていくものではないかなと期待しているところであります。

○1番（五十嵐 淳君）

ぜひその取組を進めていただき、課題解決のほうにつながっていくようになればいいかなと思ってお聞きしました。

今は基礎体力的な部分、肥満対策の部分でちょっとお聞きしたのですけれども、その一方でスポーツとか、あと文化の部分も含めて、今回の部分でいうと、特にスポーツの分野ですけれども、三戸町ですと近々でも小学校から活躍して、陸上で県の駅伝に出られるような、そういう成果を出しているような生徒もいるというところで、先ほど基礎的な部分で、いわゆるスポーツですとか体を動かすことに興味を持って、さらにそこから自分自身が得意だというふうに認識して、どんどん伸ばしていきたいというような、そういう気持ちを持った児童生徒に対して、どのような教育を考えられているのか、その辺をちょっとお聞きできればと思います。

○教育長（原 寿君）

再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、学校の中では体育の時間、いろいろ学習指導要領に定められている内容を着実に実施することで、子供たちの体力、また運動に対する興味関心を高めていくというふうなことが大原則であるかなというふうに思います。さらに、そういう中で、自分がこのことに興味を持った、このことは自分は得意そうだなというふうなお子様がおいた場合には、やっぱりこれから部活動等も地域に移行していく中で、何が得意でこういうのをやりたいというようなことを保護者の方々がお子さんと話しして、そういうものに課外活動として取り組んでいけるようになっていければいいなと、そういうふうに感じております。

○1 番（五十嵐 淳君）

ありがとうございます。今の答弁の流れで、恐らく今回の次の質問のところにも入ってくると思うのですが、いわゆるそういったところで興味を持った子が町の支援策や、そういった地域の支援策というところに乗って、先に進んでいってもらえるようになればいいかなというふうに思いました。

次は、2 項目めの最後の個性の伸長の部分についてお聞きしたいのですが、先ほど言った学力やスポーツ、あとは文化、そういった得意分野を見つける方法というところでは、先ほど冒頭でも答弁にありましたコミュニティ・スクールの中での地域の方々との交流ということも含めて、自分自身はこういったところが得意なのだから、こういうことが好きなのだとすることを改めて認識するというところで、知るきっかけというのはあるのかなというふうにイメージはできているのですが、そこをさらに得意分野を見つけ、伸ばしていく、そういったところをどのように進められていくのかというところを、ちょっと先ほどのスポーツの部分ともかぶるようなところあるかもしれないのですが、お考えをお聞かせいただければと思います。

○教育長（原 寿君）

子供たちの得意分野、学習の得意なお子さんもあるし、またその中で、いろいろな教科というふうなこともあると思います。それから、文化的な活動がとても得意だとか、興味を持っているな、それから運動はこういうのが得意だな、こういうのをやってみたいなというふうなこと、そういうことが、それぞれお子さんたちが自分でそういうものに自信を持ったり、これからこんなことやっていきたいというふうな意思表示して、保護者の方と一緒に進めていければいいなというふうに思うところでもあります。

ただ、その前提として、学校教育、義務教育の中では、先ほど申し上げたように、学校の教員のみならず、地域の方々のいろいろなお声がけもいただきながら、小さな取組といいますか、小さな達成といいますか、そういうものも承認されたり称賛されるということが、そういうことに進んでいくエネルギーになるのかなと私は感じているところであります。その中で、自分なりの選択、決定の機会があって、それを進めていければいいなと。やはり今の子供たち、ゲームとかには一生懸命時間使うのですが、スポーツや文化や学習というふうなことに時を忘れて没入、没頭できる、そんな経験、活動というものを大切にしていきたいなというふうに私は考えています。以上です。

○1 番（五十嵐 淳君）

ありがとうございました。

では、3項目めの不登校等の把握体制について再質問させていただきます。まずは、答弁でもありました毎月アンケートを取られているということで、ヒアリング内容と毎月の出席日数、欠席数などを鑑みながら、不登校等の把握をされているというふうにお聞きはしたのですけれども、改めて町の不登校の現状というのをどのように認識されているのか。いわゆる要因等を含めて、把握されている内容をお聞かせいただければと思います。

○教育長（原 寿君）

ただいまの再質問について答弁を申し上げます。

現在町の小中学生の不登校の状況ということに関しましては、全国的な、または県内のということではいきますと、それよりは少ない状況にあるなという認識はしているところであります。

ただ、私自身がとても気にかかっているのは、全国的な傾向も含めて、小学生の不登校というふうなことが、やっぱり少ないながらもいるということは、とても大きな課題だなというふうに感じています。というのは、例えば中等部、思春期のお子さんたちがいろいろ悩んだりして、ちょっと学校に足運べなくなったりするということは、今まではそういうことの不登校が一番多かったです。ただ、そのお子さんたちは、義務教育のスタートの部分では、学習であるとか集団生活のベースのところは身につけた中で、いろんな思春期の心の動きとか体の成長、いろんな複合的なことがあって不登校になっている。ところが、小学校1、2年生の子が不登校になった場合、これは大変な問題だと私は捉えています。つまり学習のベースも、対人関係のベースも、学校生活で本当に基礎的なものを培うときに、それが身につかないままいったときには、リカバーが難しくなる。ですから、これから小学生の1、2年生の初期段階、そこでの不登校には、手厚く対応していかなければいけないなというふうに感じています。

以上です。

○1番（五十嵐 淳君）

先ほどの答弁の中で、最後のほうに触れられておりました手厚いサポートの部分なのですけれども、4項目めのセーフティーネットの分野にもちょっと係るところではあるのですけれども、先立って手厚いサポートの部分、具体としてどのようなことを行われているのか、もしくは考えられているのか。お聞きしたい内容としては、実際今準備はできているところなのか、もしくは準備はしている、そういった体制も整っているのだけれども、教育長としてここがもしかしたら足りないかもしれないから、もう少し一手厚くしていきたいというお考えなのか、そういったところも含めてお聞きしたいと思います。

○教育長（原 寿君）

ただいまの再質問に答弁を申し上げます。

先ほど申し上げましたように、不登校への対応ということでは、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さらに三戸教育研究所の相談機能というふうなことを申し上げました。それぞれ役割があると思います。スクールカウンセラーは、学校に来て、学校の中で、そういう相談活動を行う。それから、スクールソーシャルワーカー、SSWは、家庭への訪問もできるという機能を持っていますので、ご家庭の方と一緒に考えていくという部分があります。最後、三戸の研究所というのは、県内でも相談機関としては長い歴史がございますので、ある程度個人情報というか、そ

うということが守られた中で相談する。やっぱり誰かに話を聞いてもらうということは、それだけでも非常に大きな力になるのかなと。これからやはり研究所のそういう相談機能をますます活用できるようになっていけばいいのかなというふうに思います。

今後というふうなことで申し上げますと、文科省で2023年に、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランというものが出されました。それを受けて青森県では、令和6年9月25日に不登校児童生徒に関する検討会議というものの提言がまとめられたところであります。その中の概略を申しますと、具体的な支援策としては、1つには、学校に行くことはできるが、教室に入ることができない児童生徒への対応。2つとしては、学校に行くことはできないが、ほかのところには行くことができる児童生徒への対応。最後、3つとしては、全くどこにも行くことができず、学びがつながっていない児童生徒への対応、この3つの観点から、具体的な対応策を県のほうでまとめて提言されているところですので、今本町でもう実際にやられているところもありますが、この提言の視点からもう一度見直ししながら、一人一人を大事にする教育を進めてまいりたいと思います。

○1番（五十嵐 淳君）

先ほど答弁いただきました内容で、いわゆる学校に来れるけれども、クラスには入れないというようなところでスクールカウンセラー、学校自体には難しいけれどもというところでスクールソーシャルワーカー、そこ以外で研究所というところと、先ほどの文科省のプランの中での、学校には行けるけれども、クラスには行けない、学校には行けないけれども、ほかの場所であれば行ける、どこにも行けないというところとある程度つながっているところで、三戸町としてもその辺りについては、もうスムーズにサポート体制しけるのかなというイメージは持ちましたが、実際先ほど教育長のほうからも、いわゆる全国比といいますか、そういったところでは不登校少ないけれども、やっぱり特に小学校1、2年生の不登校というのは非常に課題を感じていると、心配しているとおっしゃられていました。そのところを、これからこういったところを含めて改善できそうといいますか、教育長の中で考えられている課題をどう埋めていくのかということを中心をちょっと改めて、これからの取組も含めて、お考えお聞きできればと思います。

○教育長（原 寿君）

ただいまの再質問についてお答えを申し上げます。

不登校のお子さんについては、その理由が複合的であることから、背景とか要因というふうなものを、国のそういう調査等も含めて、まずは捉えておくことが大前提かな、大事なかなというふうに思っているところであります。国の調査では、個人、家庭、学校という3つの視点について、調査の分析結果が出ています。要因として数値が一番大きかったのは、個人の心配、過敏、不安という部分、これが55.3%であるというふうな分析結果が出ています。これは、文科省で2024年に発表した内容でございます。

次は、対人関係スキル、学業適応、行動調整力という部分で、何か言葉が難しいのですけれども、少し未経験だという部分で、それが17.2%、2番目の数値となっていました。特に先ほど小学校での不登校というものがこれから非常に重要な課題になってしまうのではないかという私自身の認識、それは国や、もちろん専門家の方もそのようなご意見だと思いますけれども、その一番のところは、やっぱり家庭での力というか、そういうふうなものが大きい、それが言われているところであります。ただ、そのことを家庭へ、家庭へということだけではなくて、やっぱり学校でやれる

部分ということをしつかりリンクさせながら、ご家庭への啓発も含めて一緒に、それこそ学校と家庭は両輪ですので、その部分を教育委員会も中に入りながら進めていくことが大事だなというふうに思います。

○1 番（五十嵐 淳君）

ありがとうございます。

そうしますと、ここの不登校の部分でもう一段階、アンケートの部分についてちょっとお聞きしたいと思います。アンケートの中で、先ほど教育長の答弁では、学校だったり学級での生活、友人関係、家庭での生活に関する不安の聞き取りということをしている。欠席数、ここのリンクという話をされていましたが、ここで今具体で数字ですとか事例という話ではなく、そのヒアリングの中で、例えばいじめの問題というところについてのヒアリングというのは、実際行われているのかどうかというのをちょっとお聞きしたいです。

○教育長（原 寿君）

いじめの調査も学校のほうでも行っていますし、さらには三戸地方教育研究所が実施しているQ-Uテストというのがあります。これは、学校生活に不満足感を持っているお子さん、それから不適應を感じているお子さんということが分かるテストと申しますか、そういうものでございます。これは、実を言いますと、三戸町が本当に全国に先駆けて取り組んできたテストでございます。

このテストは、今早稲田大学の河村茂雄教授が岩手大学の助教授時代に開発したものですけれども、三戸教育研究所もそのデータ分析にデータを出したりして、標準化されたテストとして認められたものでございますが、そもそもはいじめの早期発見ツールとして開発されたものでございます。それを年に2回、三戸町、田子町の小中の児童生徒に実施しています。そうしますと、それは学校の先生がやっている質問手法ではありませんので、ここにあると、これはイエローゾーンだよ、レッドゾーンだよというのが出てきますから、そのお子さんと直接に面談をしたり、そのことに関わって保護者の方とも機会を捉まえてやっていると。もしそれがいじめだなというふうに認識された場合には、双方の意見をしっかりと事実確認をした上で、学校ではいじめ基本対策マニュアルというのがつくられておりますので、それに沿った対応をしていくというふうなことになります。

以上です。

○1 番（五十嵐 淳君）

実際に直接的なヒアリングのほかに、そういった潜在的な調査、テストという形で調査をして、それをなるべく顕在化していかないようにしていくというお考え、実際に行われている施策というのを理解しました。

いじめということは、何をもっていじめかという定義もかなり広いとは思いますが、やはり言葉だけで言うと、私たちが子供の頃から、物心ついた頃からありますし、これは子供だけの問題でなく、大人の世界でもある問題である。実際にこれをゼロにするというのは、非常に難しいのかなという考えはあるのですが、ただできるだけ起こらないようにする、仮に起こったときにどう対応していくかというところの対応が、この後4点目の小規模校・単一クラスのところにも出てくると思うのですが、やはり逃げ場がなくなってしまうと、居場所がなくなってしまうと、町から出ていってしまう可能性もあるのかなというところの心配もあつての質問だっ

たのですけれども、そこは今クリアになって安心しております。ありがとうございました。

では、4点目、先ほどの繰り返しになるのですけれども、小規模校・単一クラス体制についての再質問を行わせていただきます。先ほど、今現時点での小学校1、2年生は、もう1クラス体制になっていて、ここから先もう1クラス体制が続く可能性が非常に高いという答弁されていました。この先1クラス体制もしくは複式になり得る可能性も十分にあるのかなという、これからの人口構造、推論、推測を見ても、そのように感じているのですけれども、まずは単一クラスになった場合に、先ほど答弁でもありましたけれども、改めてどのような課題があるのかなというところを考えたところ、やはり答弁にもありましたクラス替えができないとか、そういったところがあると思うのですが、いわゆる人間関係の固定化という言葉で表されていたが、この辺りの対応というのに対して、答弁では立志科、いわゆるコミュニティ・スクールの部分で対応というお話もされていたのですが、あとは小中一貫というところでの他学年との交流です。これ以外で、何か先ほどのように、どうしてもなかなか言葉にしづらいところもあるのですけれども、単一クラスだとどうしても次に行く場所がないというふうに考えられている子供たちが出てくる可能性も踏まえて、もしくは人間関係の固定化というところでのメリットもありますけれども、弊害といいますか、デメリットというところも考えて、何かこれからどのように対応していくのかというところのお考えがあればお聞かせください。

○教育長（原 寿君）

今議員ご指摘のとおり、三戸町もこれから少子化の中で、学年が1クラスというふうなことが実際に進んできているかなというふうに思いますし、これからもそうになっていくのかなということが、出生数等から見ても感じるところでございます。

先ほど出ました平成18年の義務教育の提言というものの、スタートのところには少子化ということへこれから対応していかなければならないということが冒頭に書いていて、今言ったようなことへの対策として、一つの方策として、三戸町が小中一貫教育を進めてきたというふうに私自身は認識しているところであります。近隣の町村を見ましても、統合した、その後また20年後さらにというふうなこと、20年というのがやっぱり流れの中では変わっていく節目になってきているのかなということは、いろいろなデータ等からも私自身は感じています。

そういった中で、ではクラス替えがなくて、その中の人間関係がとても固定化したり濃くなっていく中で、そこにうまくなじめなかったお子さんというのは、つらくなりますよねというふうなお話ですよね。ですから、その部分では、やはり一つには、先ほど言った相談機能を充実させていくという部分、子供たち自身が困ったなというふうなことをしっかり誰かに、担任でなくてもいい、誰でもいいのだけれども、こういうこと困っているのだと言えるというふうな、援助希求ということができるお子さんを学校教育全体で育てることも大事だと思います。

さらには、もしかするとこれから学級の標準の定数、今35人ですけれども、これがだんだん引き下がっていけば、もう少しそれが複数の学級になったりすればいいなと希望では思っていますけれども、そこはまだ何とも言えないところですので、今教育委員会としてできる策を全て考えて、先手で打っていきながら、小中一貫教育の強みを生かして前に進めていきたいと思っています。

○1番（五十嵐 淳君）

ちょっと答えづらい内容に関しましては、前向きにこれからのことをちょっと考えていただいた内容を言葉にさせていただいて、安心しました。

その中で、逆に小規模校だからこそのよさ、強みというところも改めてちょっとお聞きしていきたいと思うのですけれども、私も今回の質問をするに当たり、八戸市のいろいろな小学校、中学校のほうでの聞き取りなんかもさせてもらって、八戸市は本当に複式学級のような超小規模校もあれば、本当にマンモス校のような中学校、小学校もありますと。

その中で、やっぱり小規模校でもネガティブな話はなかなか聞かなくて、本当に個別対応とか、地域との距離の近さとか、そういった子供たち自体も複式の中ですごく兄弟のような形でコミュニケーションを取って、その周辺の地域の方々ともコミュニケーションを取って、非常に地域に愛されるような子供たちが多いのだなというような印象も受けたのですけれども、これから三戸学園もほぼほぼ1クラスになっていくというところで、いわゆる小規模校というところになっていくであろうといった中で、この教育について、先ほど強みを生かすという話もされていたのですけれども、何か三戸町独自として、こういうところが強みになるのではないかとというところ、コミュニティ・スクールの件ですとか、立志科の件もお話ありましたが、改めて何か私たちがすごく期待できるような取組だったりお考えがあれば聞きたいなと思って質問させていただきます。

○教育長（原 寿君）

ただいまの再質問に答弁を申し上げます。

やはり今日の答弁の冒頭で申し上げましたが、これまで三戸町が県内に先立って小中の一貫教育を進めてきた意義であるとか意味、それから実績というものをしっかり生かしていくということで、当初こういう子供たちに育てたいのだと、そういう趣旨をそこはもう忘れないで、しっかりやっていくことがまず大事で、三戸町の子供が、例えば小さな集団スケールになったとしても、高校、それから社会人とか大学生になったときも、周りの人と協調しながら、またごして自分の力を発揮していけるような強さ、そういうものもやっぱり育てていかなければいけないなと思います。それが心豊かでたくましくというふうな、学校に狙いが書いてありましたけれども、たくましさということも、これから小規模になればなるほど私は大事だなと思って、そういう部分を皆さんのご意見も聞きながら、どういう形でたくましさを育てていけばいいかなというのを勉強しながら一緒にやっていきたいなと思います。よろしくお願いします。

○1番（五十嵐 淳君）

ありがとうございます。今の話聞きまして、町がこれからも単一クラスが常態化していくであろう10年後なんかでも、すごく明るい地域にしていただけるのではないかなというちょっと期待を持たせていただきました。

先ほど冒頭でもちょっと触れたのですけれども、本日卒業式で見た中学生の生徒たち、あと来週卒業式をする小学校6年生を含めた小中学生の子供たちが、それぞれの夢とか可能性を大きく広げながら進んでいけるような地域の教育、そういったところを教育委員会としても広げていっていただきたいなと思いました。これでさらに町の教育が前進していくことを期待して、今回の私の1点目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

2. 学びの機会確保と子育て支援制度の政策的整理について

○1番（五十嵐 淳君）

続きまして、2点目の質問に入ります。

学びの機会確保と子育て支援制度の政策的整理についてであります。現在町では、子育て支援の一環として、子供たちの学びや挑戦を後押しする様々な取組が進められております。その中でも、習い事応援補助金は、子供たちの可能性を広げる取組として重要な制度であると認識しています。町が実施している習い事応援補助金については、学びの機会を広げる取組として、私自身もとても評価しておりますし、制度賛成もしております。また、実際に利用している世帯からも好評の声があると認識しております。

ただ、一方で、家庭環境等により、そもそも習い事、学びの機会にアクセスできない層が存在する可能性や、制度の使いやすさに関する課題も指摘されております。私自身も子育て世帯の方々と意見交換する中で、制度そのものについては評価する声が多い一方で、ちょっと繰り返しになるのですが、共働きで送迎が難しい家庭や時間的な制約がある家庭などの場合には、そもそも習い事に通うこと自体が難しく、制度を利用する機会を持っていないのではないかなという、そういった懸念を持っております。

子供たちの学びの機会を考える上で、制度を用意することだけではなく、実際にその機会にアクセスできるかどうかという観点も重要であるかなと考えております。そのような観点から一度整理をしていきたいところが、全ての人に同じ制度を用意する平等、それぞれの状況に応じて機会を確保する公平という観点からも、再度整理したいなというふうに感じております。こういった状況を踏まえて、学びの機会確保及び子育て制度の在り方について政策的に整理する観点から、以下2点について伺います。

- 1、習い事応援補助金の評価及び機会アクセスの確保について。
 - 2、子育て世帯の声の把握方法及び実態調査、アンケートの実施状況について。
- 以上、よろしくお願いします。

○町長（沼澤 修二君）

五十嵐議員の学びの機会確保と子育て支援制度の政策的整理についての2点の質問にご答弁申し上げます。

初めに、1点目の習い事応援補助金の評価及び機会アクセスの確保についてでございますが、本制度は私が町長就任前から抱いておりました、子供たちのもっと学びたい、もっと習いたいという意欲をかなえていきたい、その強い思いを基に県外の先進事例を研究し、今年度新たに創設した制度でございます。青森県内の市町村では、同様の例がないものと認識しております。

先月末の申請状況は、小学生の約54%、中学生の約28%となっており、申請した保護者からは、大変助かる、ありがたいとの声が多く寄せられ、制度の趣旨でございます保護者の経済的負担の軽減並びに学力、個性、才能を伸ばす機会の提供につながっているものと認識しております。

創設1年目の制度でございまして、補助金の交付は今月までの実績を確認してからということになっておりますが、今後もよりよい制度設計に努め、子供たちの学びと体験を力強く支援してまいります。

次に、2点目の子育て世帯の声の把握方法及び実態調査、アンケートの実施状況についてでございますが、令和6年度におきまして、子ども・子育てサービスの利用実態及びニーズの把握を目的として、就学前児童及び小学生の子供を持つ全ての保護者

を対象に調査を実施しているところでございます。また、毎年子ども・子育て会議を開催し、子育て世帯の皆様からのご意見、ご要望を伺っております。私自身も各種会合等において子育て世代の方々と触れ合う中で、多くのお話を伺っておりますが、今後あらゆる機会を捉えまして、広く子育て世代の皆様の声を伺ってまいります。

○1番（五十嵐 淳君）

ありがとうございました。それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、1点目の習い事応援補助金の評価及び機会アクセスの確保についてということになります。先ほど町長の答弁でもありましたとおり、小学生での利用率が54%、中学生の利用率が28%と、先ほど町長申し上げたとおり、県内で同様の補助制度という、そういったものがないので、比べることはできないのですけれども、もし同様なものがあつた場合には、利用率も非常に高い内容なのかなというふうに思っております。

その中で、例えば調査的な2項目めのアンケートのところにも入ってくるのかなと思うのですけれども、把握されている範囲で結構なのですけれども、対象世帯のうち、どの程度の、こういった属性の方々が利用されているのか。例えばですけれども、お子さんが1人ないし複数ですとか、そういったことがもし分かればということと、どのような習い事、例えばスポーツ系なのか、学習系なのか、そういったものがもし利用されている方々の声で分かるものがあれば、教えていただきたいです。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

再質問にお答えいたします。

この事業につきましては、今現在、今年度新たに始めた事業でございまして、今後実績等を今から受け付けていくところでございます。

どのような世帯の状況であるかといったことにつきましては、まだ把握はできておりません。

それから、どのような習い事をしているかということでございますが、かなり幅の広いものがございます。小学生であれば、スポーツ関係であります。サッカー、バスケット、陸上、それからその他スポーツ少年団等です。場所につきましては、三戸町だけではなく二戸や八戸まで通っているところもございます。それから、小学生であればスポーツのほかには学習塾といったものがございます。この学習塾には、そろばんであったり英語のものであったり、それから通信でやるゼミ、オンラインによるものとかもございます。また、小学生では文科系のものということで、ピアノ教室であったり、書道教室であったり、また音楽教室であったりといったものがございます。

また、中学生のことで申し上げます。中学生もまたスポーツ関係、それから学習塾、また文科系ではピアノ、音楽、書道、といったものが挙げられるところでございます。中学生では、特にオンラインを使ったものも多く出ております。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

ありがとうございます。もちろん1年目ですので、細かな結果というのはこれからということ、私自身も今聞いていて納得しております。

では、2点目の質問として、逆に利用できていない世帯、制度をよりよいものにしていくために、やっぱり利用している世帯だけではなく、制度を利用していない世帯の状況の把握も必要なのかなと思っております。例えば制度自体を知らない、なか

なかないと思うのですけれども、そういったこと、送迎の問題、時間的な制約、あとは費用負担というところ、様々な理由が考えられると思いますけれども、町としてどのような状況について把握しているのかお伺いしたいです。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

再質問にお答えいたします。

利用できていない層ということの把握につきましては、いろいろな諸事情があるとは今のところは推察しております。例えばそもそも子供を習わせるというような家庭の考え方というものもあるかもしれませんし、また先ほど言いました送迎等の問題で通えていないお子様もいるかもしれません。そのようなところにつきましては、まだ詳しい調査等は行ってはございませんので、まずは今のところ推察というようなところでございます。

また、周知によりまして、実質事業を使っていないということにつきましては、この事業につきましては、周知の関係は学校を通してそれぞれの児童生徒に伝わるようにはしておりますので、そこでは伝わっているかなと思いますので、周知にはあまり問題は感じていないところでございます。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

周知の部分は、私も以前からお聞きしていて、先ほどもちょっとお話ししたとおり、なかなか周知不足というのはないのかなというふうには思っていたのですけれども、アクセスできていないところに対しての調査というのは、まだ行っていないというところの理解でよろしいでしょうか。分かりました。

では、実際に2点目の子育て世帯の声の把握方法及び実態調査、アンケートの実施状況について再質問させていただきます。子育て支援制度をより実態に即したものにしていくためには、世帯の継続的な声というものを継続的に把握していくことも重要ではないかと思っています。先ほど町長の答弁から、未就学児童、小学生のアンケートという話はあったのですけれども、そこ以外も含めた子育て世帯へのアンケートですとか、あとは子ども・子育て会議というお話もありましたが、そういったところのヒアリングというところで、これ以外のものでもし行われているのか、また先ほどあったアクセスに関するようなアンケートというのは、今後ヒアリングというのはやられる予定があるのかどうか、そういったところをお伺いしたいです。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

先に、この事業に関するヒアリングをするのかどうかというところでございますが、まずこの事業につきましては認識しているところでございますけれども、これは教育の支援施策というような位置づけでございまして、例えば学びたいというお子様の様々な事情があると思います。学びたい家庭もあるかもしれませんし、またそれほど関心のない世帯もあるかと思っています。ですので、例えば先ほどいろいろやりたい、塾に通わせてあげないとか、送っていく送迎の距離が遠いとか、いろいろな諸事情があるとは思います。この事業につきましては認識しているのは、教育の保障というものではなくて、ある程度の学びの支援の応援という、世帯の経済的応援ということで考えておりますので、全ての世帯にご満足いただけるような制度ではないと私は認識しております。

この中で、大きな構造的な問題とか、そういったものにつきましては、共通して何か

原因があるというものであれば、改善する事業として改善していくべき、そういった要望調査等はしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問が、2つのことが少し絡み合っただご質問でございましたので、私からも答弁させていただきます。

まず、子育て世帯の声の把握方法という部分でのこれ以上の把握ということですが、今現段階では、また今月も子育て会議ございますし、そういった場面を活用して、やはり対象世代の声をしっかり拾っていくことに尽きると思っておりますので、それ以外の部分につきましては、子育て関係団体等も町内にございますし、そういった方々との意見交換の中で、様々意見がまた拾えるものかなと思っております。新たな何かを立ち上げるということは、現段階では考えていないところでございます。

また、習い事のことに関しては、これから実績報告の段階で様々声が聞こえてくるということで考えておりました。アクセスというお話がございましたけれども、実際の習い事、学び事へのアクセスのことなのか、制度自体へのアクセスのことなのかというところもちょっとあれですけれども、制度自体は皆さん周知が行き届いているので、アクセスはできるというふうな環境にはなっております。その上で、習い事へ実際通わせるのはご家庭ですので、そういった部分につきましては、この制度の課題とご家庭の課題と、社会の課題とか、いろいろ課題はあろうかと思っておりますけれども、しっかりそれらを切り分けしながら、町としてできる部分は充実させていくということで、これからも取り組んでまいります。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

明快にありがとうございます。もちろんもう町長のおっしゃるとおりで、家庭の課題、家庭の事情と町全体での制度の部分というのは、切り離して考えなければいけないというのは十分理解しております。

今回なぜ質問させていただいたかということ、私自体はもう当初町長がこの提案をされたときから非常にいい制度だなと思っていて、何か課題というのを感じていなかったのです。ただ、実際に利用されている保護者の方々含めて、去年と今年と何度かお話ししている中で、利用されている方自体からは、本当に感謝しなかったです。ただ、心配されていたのが、もしかしたら利用したくてもできない人もいないのかという保護者の方からのちょっとそういう意見があり、私もそれがすごい気づきというか、気に引かかったところもありまして、今回もしかしたら今後そういうヒアリングの機会なんかあった際に、ぜひその辺も酌んでいただきたいなということで、意見といいますか、提案というか、お話しさせてもらった次第になります。

今回の件で、先ほちょっと事務局長のほうからも触れられていたのですけれども、全てに制度を用意するのかどうかというところがどうなのかということもあるかと思うのですけれども、やっぱり平等と公平の整理というのも重要になってくるのではないかなというふうな考えもあって、今回ちょっとご質問させていただきました。

今回の質問で、習い事応援補助金というのを事例として取り上げさせていただいたのですけれども、制度自体については、子供たちの学びの機会を広げる取組として意義のあるものだと思っています。その上で、子育て支援というものを考える際には、

制度を整えることに加えて、実際にどの家庭がどのような状況にあるのか、先ほど町長からもありました、いわゆる制度へのアクセスというところ、こういった観点も、考え方というのは頭の中に入れていく必要があるのかなというふうに思いました。これは、もう私自体の気づきになります。今回申し上げたような視点が習い事応援補助金だけではなく、町が実施しているほかの子育て支援事業についても、今後の制度設計、検討、政策整理の中で生かされることを期待しての今回のお話となりました。

子供たちの学び、成長を地域全体で支えていく環境づくりにつながる、こういった支援策というのは、私自身も非常に大賛成でありますし、どんどん進めていただきたいと思いますので、併せて実際に利用できないところ、利用できない家庭、子供たちがいるというところをどういう視点、観点で利用できないのかというところも、今後もし町で関わることがあれば、改善というところも考えていただきたいなと思いついて、最後の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

< 7 番 栗谷川 柳子議員 >

1. まちなか第1団地整備計画の進捗について

○議長（竹原 義人君）

一般質問を続けます。

7 番、栗谷川柳子議員。

○7 番（栗谷川 柳子君）

通告に従いまして、一般質問いたします。

質問事項は1件です。まちなか第1団地整備計画の進捗について。資材高騰という厳しい社会情勢の中、戸数削減など、財政負担の抑制に努めながら計画を進めてこられた町の検討プロセスに敬意を表します。その上で、大幅な予算増額や将来の人口動態、入居者の利便性といった現状を再精査し、より持続可能な計画とするため、以下3点について現在の進捗と町の考えを伺います。

1、事業費高騰に対するコスト抑制の検討状況について。公営住宅を10戸削減してもなお約2.4億円の増額となる現状に対し、これまでの検討を生かしつつ、さらなる財政負担の軽減に向けた設計や仕様の工夫を検討する余地はないか伺います。

2、入居者の将来的な加齢に配慮した住戸構造について。今回の計画では、2階建ても想定されています。たとえ一時的な入居であったとしても、居住が長期化すれば入居者は高齢化していきます。将来的な利便性や安全性を第一に考えた場合、現状の構造がベストであるのか、町の認識を伺います。

3、需要予測の妥当性と「分からない」と回答した世帯への対応について。意向調査において、「分からない」と回答した13世帯の意向をどう分析し、今回の戸数設定に至ったのか。あわせて、町内民間アパートの空室状況等を踏まえた地域全体の住宅需給バランスについて伺います。

○町長（沼澤 修二君）

栗谷川議員のまちなか第1団地整備計画の進捗について、3点の質問に答弁申し上げます。

まちなか第1団地整備事業は、三戸町公営住宅等長寿命化計画に基づき、令和4年度に着手しており、現在令和13年度からの供用開始に向けて準備を進めているところでございます。

1点目の事業費高騰に対するコスト抑制の検討状況についてでございますが、適正な整備戸数を検証するため、昨年4月に移転の対象となる団地の入居者を対象として、住居移転に関するアンケートを実施しております。その結果を基に、当初の公営住宅40戸及び地域優良賃貸住宅10戸の合計50戸をいずれも木造建築とする計画から、公営住宅を10戸減じた30戸とし、さらに公募型プロポーザルにおいて、非木造建築物の提案を可能とする計画に変更したところでございます。また、物価変動等を考慮した工事費の実態を把握するため、建設工事費デフレーターを活用により総事業費を精査し、事業計画を見直ししております。

さらなる財政負担の軽減に向けた設計や仕様の工夫の余地につきましては、来年度公募型プロポーザルにより広く事業提案を受けることとしておりますので、事業者の柔軟な発想や施工技術等により、総事業費の抑制に資するよう進めてまいります。

次に、2点目の入居者の将来的な加齢に配慮した住戸構造について、現状の構造がベストであるかについてでございますが、プロポーザルを行う際は、加齢による将来的な安全性等に配慮した構造とするよう仕様書に規定することとしており、1階建てまたは2階建てとするかどうかにつきましては、提案を受け、総合的に判断したいと考えております。仮に2階建てを採用することとなった場合におきましても、入居される世帯のご希望と入居後に身体状況が変わった際の転居、転出のご希望については、十分に配慮すべきものと考えております。

次に、3点目の需要予測の妥当性と「分からない」と回答した世帯への対応についてでございますが、住居移転に関するアンケートでは、回答いただいた70世帯中、移転するかどうか現時点で分からないとの回答が13世帯あり、その理由として、見学してから意向を決定したい、親族と暮らすかもしれない、家賃次第などが挙げられておりました。このため、アンケート時点では移転を希望しなかった世帯においても、今後「移転を希望する」に変更となった場合を考慮し、整備戸数を30戸と見込んだものでございます。

また、町内民間アパートの空室状況を踏まえた住宅需給バランスについてでございますが、まちなか第1団地整備事業は、著しく老朽化した町営住宅に現在入居している世帯の転居を最優先するものでございます。今後も民間への影響がないよう十分に配慮してまいります。

○7番（栗谷川 柳子君）

答弁の中で、高齢者の身体的負担が少ない住宅設計に配慮していただけるという旨答弁をいただきました。1点目の質問にも関連する質問となりますが、公営住宅の計画戸数を10戸減らしたということで、10戸分の敷地が空くのではと思いますが、その敷地分に平家建ての公営住宅を建設することで、高齢者や加齢に配慮した住宅整備ができるのではないかと考えますが、その点はどのようにお考えでしょうか。先ほど2階建てに決めたわけではないという答弁だったと思いますが、そういった敷地が空くという部分に平家を建てやすくなるのではと考えたのですが、いかがでしょうか。

○建設課長（齋藤 優君）

当初計画していた公営住宅部分の予定戸数を10戸減らした部分の空いている部分の活用というようなことでございますけれども、今回の公営住宅の整備に関しましては、

PFI事業を使うということで、公募型プロポーザルというもので業者を決めることになります。その際に町から、こういう戸数でこの敷地内にこの分建ててくださいといった仕様書みたいなものを作るのですけれども、そういった中で、どういうふうなものを建ててくるかというところで、業者さんのこれまでの経験であったりとか、知識だったりとかといったものが提案されてくるものと考えておりますので、先ほどお話ししておりましたとおり、町のほうでも2階建てにするというふうに決定したわけではございませんので、その提案によって、どういったものが出てくるかというところで、業者さんのほうからの提案に少し期待していきたいなと考えております。

○7番（栗谷川 柳子君）

2階建てと決まったわけではないというのは重々承知の上で、やはり高齢化、高齢の方とか障害のある方、持家の方でも、もう2階は使わないようにしているとか、本当に階段の上り下りが大変だから、なるべく階段使いたくないとか、あとは2階建てのアパートは町内にたくさんあると思うのですけれども、特に冬場、雪が積もったときに階段を誰も掃き掃除しないと。雪が積もってそのまま凍って、そこで滑って転んで階段から落ちてけがをしたとか、民間の2階建てのアパート等でもそういったトラブル、事故というのは非常に多いですので、そういったことは非常に念頭に強く置いて、募集のほうかけていただきたいなというふうに思います。

先ほどアンケートの結果で、「分からない」と回答した方とか「希望しない」とその時点では回答した場合も、先々入りたくなる可能性もあるということを見込んで30戸としたというところで、その根拠については理解しました。整備戸数については、個々の事情とか先々の変化にも配慮した妥当な数であるというふうに確認しました。そして、あくまでもこれは超老朽化した現在の住宅にお住まいの方々の移転事業であって、新たに民間のアパートから引っ越してくる人とかは想定していないということも理解しました。ですので、町内の民間アパートの事業者も、これに関しては安心するのかなと思います。

もう一点なのですが、この団地の中に地域優良賃貸住宅というのが計画されていると思うのですが、これについて少し説明をお願いします。

○建設課長（齋藤 優君）

地域優良賃貸住宅というものでございますけれども、この住宅に関しましては、高齢者世帯や障害者世帯、子育て世帯など、各地域において特に居住の安定に配慮が必要な世帯に対して、良好な賃貸住宅の供給を促進するものということで、平成19年3月に制度化された住宅施策でございます。

公営住宅制度との違いといたしましては、入居要件の中に収入とか、そういったものがあるのですけれども、入居要件が公営住宅よりも若干緩和されているというところに特徴がございます。三戸町では、今回そういった中で、子育て世帯の方に向けた住宅を供給するというところで、事業を計画したものでございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

若い子育て世帯に向けたものでもあるということなのですが、これ町内の民間アパートを今借りていらっしゃる子育て世帯の方もそちらに入居するということも考えられるのではないかなと思ひまして、ちょっと民間のアパートさんのほうに影響が出るのではないかと懸念したのですが、いかがでしょうか。

○建設課長（齋藤 優君）

地域優良賃貸住宅の供給が民間のアパート経営等に影響を及ぼすのかどうかというところでございますけれども、公営住宅の制度というのは、実際に住宅に困窮された方に対する住宅の供給というものが主な目的で、公営住宅整備も地域優良賃貸住宅もどちらも同じ考え方になってございます。あくまでも入居には条件がつきます。例えば収入要件があったりとか、そういったものが出てきますので、公営住宅に入りたいといっても、収入が多くて条件に合わなければ入居できないという、そういった方々は民間アパートを探すというような、今度そういう流れになってくると思いますので、あくまでも町の地域優良賃貸住宅、子育て支援、子育て向けの住宅の入居に関しましては、条件にはまった方という方を入居させるということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○7番（栗谷川 柳子君）

対象となる世帯の条件なのですからけれども、町内の方も入れるのですか、それとも町外からの若い子育て世帯を優先するとか、そういったことも考えていらっしゃるのでしょうか。

○建設課長（齋藤 優君）

入居要件につきましては、これから条件とか、そういったものの入居要件というのは決定していくことになりますが、想定という話になりますけれども、実際に町外から三戸町に移って住みたい、町営住宅に住みたいけれども、町営住宅の入居要件にはまらないけれども、地域優良賃貸住宅の要件にはまる方は入居できるのではないかなと考えております。あと、または三戸町内の方で親と同居されている方で、例えば家が狭くなってきて、子供たちも増えてきてというところで、ちょっと手狭になってきたなとかというような場合に移転を希望するような方々に対しましても、そこは対象になっていくものになるのではないかなと考えてございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

優良賃貸住宅については、ここまでのところは理解しました。

公営住宅のほうなのですが、住宅に困っている住宅困窮者の方への制度、セーフティーネットとなりますので、やはり高齢者ですとか障害者にとって身体的負担の少ない構造で、生活上のトラブルですとか事故のない安全な設計で、とにかく安心して暮らせる住宅、そして無理のない低コストで、とにかく住民に寄り添った計画として進めていていただきたいと思います。事業者公募の際には、やはり仕様書のほうで幅広く、こういった念頭に置く部分をしっかりと伝えて、財政負担が大きくならないように進めていただきたいと思います。

最後なのですが、住宅にそういったことに配慮して公募をかけて、提案がありました、やっぱりちょっと敷地内に戸数が足りないなんていうことになった場合には、ぜひ三戸町が今強く取り組んでいます空き家対策ということとも絡めて、空き家ですとか民間のアパートの空き室というものを、町の借り上げ住宅というふうにして取り組むのも1つ策として考えられるのではないかなと思いますが、空き家対策ですとか民間の空室対策に関して、今後こういった借り上げ住宅等を考えていく余地はあるのかどうか伺いたいと思います。

○町長（沼澤 修二君）

今回栗谷川議員から、まちなか第1団地に関してのご質問をいただきました。この名称自体も、これは今仮称で呼んでおりますので、第1というふうに当初はなっていたようにございますけれども、こういう名称であれば、第2、第3というのが造られるのではないかなという期待があるし、また民間の方にとりましては不安につながっていくのかもしれないので、この名称自体も今後しっかりと改めていくというふうには考えておりました。

いずれにいたしましても、私が町長に就任いたしましたときに、この事業がもうある程度走り出しているということで、もっと大胆な事業変更はしたかったところでございますが、先ほど議員からご指摘がありました高齢者への配慮、そして民間への影響というところも、私が就任当時この事業の説明を受けたときに、しっかりとそこも平家にできないか、あと民間、民業の圧迫はしてはいけないということもしっかり担当課に伝えて、事業の修正を図ってきたところでございます。そこは、これからも厳守していきたいなと思っております。

高齢者への配慮ということで、平家の検討をして、我々事務レベルで図面を描いてみたところ、どうやらあの面積では想定している戸数が厳しいので、我々の持っているノウハウでは厳しいのではないかとということで、今プロポーザルでしっかりと1階建てのものも必要戸数立てられるような提案を受けられるように、構造の変更もして募集をかけるということにしていました。やはり平家になると、壁の面積、屋根の面積が多くなってくるとということで、建設費用に影響してくるとということで、建設費用とのせめぎ合いになってまいります。

あと、民間への影響ということで言えば、これは答弁でも申し上げましたとおり、今最も古い老朽化しているものに住んでいる人に移転してもらうということでございますので、民間から移りたいという方は、もう本当によっぽどの事情がない限りはできないということでございますので、そういった形で進めてまいります。

この住宅を整備した後に足りないとなったときには、先ほど栗谷川議員からご提案ありました民間からの借り上げということで、私もいいのではないかとというふうに考えております。空き家の活用というよりも、やはり民間から借り上げて、それであれば建てなくてもいい、管理しなくてもいいということで、しっかりと民間の事業者の皆様にも事業を継続していただけますし、我々も経費がかからないという形になって、これはもう全国的にそういう考え方が普及してきている事業でございますので、第2、第3ということではなくて、今後も人口減少の中で、求められる住宅も需要が減ってくるということを考えれば、しっかりと民間から借りるという発想を持っていかなければならないと思っておりましたので、引き続きアドバイスをいただければと思っております。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

ただいまの答弁で、民間との共生ということもしっかりと念頭に置かれているということで理解しました。プロポーザルのかけ方というか、仕様ですとか要望、条件、加点とかの伝え方、設定のところにかかってくるかと思っておりますので、何とぞしっかりと進めていただくようお願いします。

質問は以上になります。ありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

午後3時10分再開予定をもって休憩します。

(午後 2時55分)

休 憩

(午後 3時10分)

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

本日の会議時間を一般質問の都合により、この際あらかじめ延長したいと思います
が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

<11番 久慈 聡議員>

1. 沼澤町長が継承する各種事業の現状と今後等について

○議長（竹原 義人君）

一般質問を続行します。

11番、久慈聡議員。

○11番（久慈 聡君）

それでは、私の一般質問させていただきます。

東日本大震災から15年が経過しました。震災を知らない世代の子供たちが生まれ育
って行く中、報道などではこの震災が忘れ去られないように伝えていくボランティア
活動の様子や、復興し、活躍されている姿など、そういう姿が伝えられております。
困難な状況の中でも、一歩ずつ前へ進もうとするその姿勢から、私たちもまた目の前
の課題に真正面から向き合い、着実に取り組んでいかなければならないと強く感じて
おります。

三戸町においても、人口減少や財政状況など、町を取り巻く環境は年々厳しさを増
しています。その中で、これまで進めてきた政策や事業が本当に町民のためになって
いるのか、また将来に向けて持続可能な形になっているのか、今こそ冷静に検証し、
必要な見直しを行っていくことが重要であると考えております。今回の一般質問は、

沼澤町長の就任以前から町が取り組んできた各種の事業などについて、これらの事業の現状を改めて確認するとともに、今後どのような方向性で進めていくのかについて、沼澤町長が継承する各種事業の現状と今後についてと題し、質問させていただきます。

沼澤町長は、令和6年11月の就任以来、およそ1.4か月間、自らが掲げる政策について、スピード感と危機感を持って取り組んでこられたと感じております。その結果、既に一定の成果につながっているものや成果が見え始めている取組もあると認識しております。

一方で、町政は新たな政策だけで成り立つものではなく、これまで町が継続して取り組んできた各種事業もまた町民生活を支える重要な政策であります。町長就任以前から実施されている事業についても、現在どのような状況にあるのか、また運用の中でどのような課題が見えているのかを改めて確認し、必要に応じて見直しや改善を図っていくことが重要であると考えます。特に事業の運用状況や町民の意見の把握、課題の整理、そしてその解決に向けた具体的な方策について、町としてしっかり検証していく必要があるのではないかと考えます。

そこで、今回は町長就任以前から町が取り組んできた主な事業について、現在の状況や課題確認、今後の方向性を確認するために5点伺います。

- 1つ目、地域担当職員制度について。
 - 2つ目、コワーキングスペースについて。
 - 3つ目、病後児保育ジャブについて。
 - 4つ目、町民プールについて。
 - 5つ目、三戸中央病院について
- よろしくお願いします。

○町長（沼澤 修二君）

久慈議員の私が前町政から継承した各種事業の現状と今後等についての5点の質問に答弁申し上げます。

初めに、1点目の地域担当職員制度についてでございますが、本制度は職員が地域に出向き、町内会の皆様と直接対話を行うことで、地域の課題やニーズを早期に把握し、関係課と連携し、課題解決につなげることや、現場感覚を持った職員の育成を目的として、私が就任する前に開始された制度でございます。今年度は、24町内会のうち、14町内会から配置希望があり、37人の職員を配置しております。活動状況といたしましては、総会への参加が12町内会、町民運動会への参加が2町内会で行われました。

今後についてでございますが、来年度は13の町内会から配置要望がありましたので、引き続き事業を実施してまいります。制度の運用開始から3年目を迎えることから、事業評価を行い、継続等について判断してまいりたいと考えております。

次に、2点目のコワーキングスペースについてでございますが、コワーキングスペースSANNOMEは、新型コロナウイルス感染症の影響により、リモートワークの増加による地方移住への関心が高まる中、アフターコロナを見据えた移住促進及び起業、創業の推進を図るため、令和3年4月29日にオープンしました。直近3年間の利用者数は、ほぼ横ばいで推移しておりまして、令和6年度は567人となっております。

これまで施設の認知度や利用の促進を図るため、全国900か所以上でコワーキングスペースを展開し、業界一の実績がございます。いいオフィスとの連携による利用促進のほか、近年学生の利用が増えてきていることから、昨年12月には学習場所の検索サイト、スタディGOに施設情報を掲載したところでございます。

今後についてでございますが、さらなる利用の促進により、異業種や多世代との交流の場ともなるよう、施設の有効活用に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の病後児保育ジャブについてでございますが、保護者ニーズの高まりを受け、令和2年10月に開設した施設で、今年度の利用件数は、2月末現在27件となっております。運営につきましては、中央児童館長と兼務の町職員1名、フルタイムの会計年度任用職員1名、利用があったときの児童の対応に当たるパートタイムの保育士と看護師により行っており、これまでも利用者の声をお聞きし、改善を図りながら、より安全で利用しやすい施設となるよう努めてきたところでございます。

今後についてでございますが、病後児保育につきましては、子育ての充実を図る上で必要な施策であると認識しておりますので、施設及び人員の有効活用が図られるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の三戸町民プールについてでございますが、町民プールは小中学校の授業で使用するほか、広く町民皆様にもご利用いただくため、平成28年に供用を開始しております。令和7年度の利用者数は2,556人でございまして、近年同程度の利用者数で推移しているところでございます。また、近年の異常気象によりまして、プール施設内が高温となる日は利用者が少ない傾向が見られ、全体の利用者数も伸び悩んでおりますが、来年度以降も引き続き指定管理者と協議しながら、町民皆様から体力及び健康づくりの場として活用されるよう、利用の促進を図ってまいります。

次に、5点目の三戸中央病院についてでございますが、現在三戸中央病院では、常勤の内科、総合診療科、整形外科による外来診療、入院受入れと、非常勤科10科による外来診療に加え、24時間体制の二次救急、訪問診察、訪問看護等、幅広い医療を提供しております。また、令和8年度からは、新たな事業として人工透析の管理につきまして、弘前大学医学部附属病院との遠隔診療接続により、三戸中央病院の医師が同附属病院の専門医から支援を受けるほか、当院の訪問診療における遠隔診療の導入に向けて準備を進めているところでございます。

病院事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大以降、長期処方等、医療の需要と供給の大きな変化により、5類引下げ後も他の医療機関の傾向と同様、患者数の回復が鈍化したままの状況が続いております。現在も令和6年2月に策定した経営強化プランに基づき、健全経営に向けた対策を進めているところでございますが、医療従事者の地域偏在に加え、近年の人件費、燃料費の高騰などが大きく影響し、非常に厳しい経営環境となっております。

このような中であっても、病院事業を安定的、継続的に運営していくためには、地域の皆様やご利用いただいている患者様のご意見、ご要望を把握し、利用の促進を図る必要があることから、先月25日に青森県立中央病院地域医療支援部の協力を得て、地域医療フォーラムを当町で初開催し、町民皆様のご意見を伺ったところでございます。今後も引き続き厳しい経営環境が続くものと見込まれますが、町民の皆様からさらに信頼され、必要とされる病院となるよう取り組み、地域医療の最後のとりでとして病院機能を堅持してまいります。

〇11番（久慈 聡君）

随時再質問していきたいと思っております。

まず、地域担当職員制度について、三戸町では、今説明もありましたけれども、地域課題の迅速な把握と行政との強化連携を目的として、令和6年度より地域担当職員制度を導入しているというところで、各町内会に複数の職員を配置して、総会や町民

運動会に参加をしていると。地域の声を取り次ぐなど、行政と住民をつなぐパイプ役としての役割を担う制度であるというふうな形で認識しております。また、本制度は地域との対話促進、行政ニーズの早期把握、さらには町内活動の維持、活性化のために導入されたものであるとも認識しています。

先ほど町長の答弁の中では、24町内会中14で依頼があつて、来年度は13町内会ということだったと思います。これに関係する費用負担がどれくらいあるのかをお伺いします。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

地域担当職員制度に関する費用負担についてのご質問でございます。先ほど申し上げましたとおり、24町内会のうちの14町内会に対しまして、1町内2名から3名の合計37名を配置しております。その費用負担につきましては、各町内会の町内会費の相当分掛ける人数、町内会費掛ける人数分というところで、今年度につきましては13万7,400円の負担となっております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。では、15万円程度ぐらいの金額ですよということなのですね。それとはまた別に、職員人件費もかかっているということの解釈、別でということで解釈します。

運用実績と活動実績についてちょっとお伺いしたいと思います。制度導入から現在までの運用実績についてなのですが、町内会の訪問の状況だったりとか、行事参加状況だったりとか、それに対応した地域課題の件数とかで、何かそういった実績等があればお伺いします。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

まず、1点目の町内会の訪問状況でございますが、こちらも答弁にありましたが、総会のほうへの出席が14町内会のうちの12町内会への訪問ということになっております。それから、行事の参加状況につきましては、行事につきましては町民運動会への参加ということにしております。こちらは、2町内会ということになっております。

また、対応した地域課題の数ということですが、様々な要望がございましたが、令和6年度、7年度の2か年で10件についての対応をしてございます。その内容につきましては、野良猫に関する対策、防災無線が聞こえにくいといったことへの対策、あと町内会館の修繕といったような内容でございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

数値と実績を教えてくださいました。対策に関しても、地域の課題の中の対策ということだと思います。実績とかこういった数値を見て、行政としての判断というのですか、どのように捉えているのか。多いのか少ないのか、それとも今後どうやっていくべきなのかだったりとか、今の現状の時点での担当課の考え方を教えてください。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

こちら運用してきて担当課としての考えということでございますけれども、これまで2か年やってきまして、様々なご意見、要望、また質問といったものが多くござい

ました。内容として見ますと、トータルで2か年で73件のお話でしたが、ほとんどが質問で、そちらを回答して終了するようなものが非常に多いというような状況となっております。

今後につきましては、担当課としても、これもまた先ほどの町長答弁にもありましたけれども、3年目ということもございますので、今年度の状況を見ながら今後については判断していきたいと思ひますし、またここ2年の中で、やはり行事への参加というのは非常に少ないという課題も明らかに見えてきている部分もありますので、それにつきましては、もう来年度の段階でも適宜見直しをしながら進めていきたいというふうに考えております。

○11番（久慈 聡君）

そういう形を考えているということですね。分かりました。私の中でも、実際にどういう形で話がされていて、それがどのようなプロセスで行政のほうで対応していくのかというところをちょっと聞きたいなと思っていましたけれども。

では、町民のほうの目線で考えた場合に、町民の皆さんたちが、例えばこうやって職員が来ることによって、職員と、それから要は町内会の皆さんと行政との距離というのか、そういうのが縮まった感だったりとか、そういった部分の実態や、そういった意見とかというのがあるのかどうか、ちょっとお伺いしたいのですが。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

こちらの制度をやったことで、町民の方からは、この制度で町に対する意見や要望を言う機会になったとか、あとは町職員と交流する機会になったといった声はいただいているところであります。

○11番（久慈 聡君）

では、行政の考え方がったりとか町民の皆さんの考え方は、ある程度リンクしているよというふうな認識で受け止めたいと思ひます。

その中で、先ほどこっちとお話ししましたけれども、こういったルートで共有されて、そしてどういう形で解決されているのかということに関して、ちょっとそのルートをお知らせください。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

こういったルートでということでございますけれども、こちらの総会のほうに参加していただいて、職員のほうからまちづくり課のほうに報告書を頂いております。どのようなご意見があったのかというものを頂いております。そちらを関係課のほうにおつなぎして、回答していただくと。回答した結果をお知らせいただくというようなルートになっております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

報告書というのは、こういった形の報告書になるのでしょうか。意見の徴取をしたことで、こういったことがあったよという簡易的なものなのかどうかだったりとか、それに対してのこういった事例がありましたよと、エビデンスだったりとか、そういった部分も含めてなのかが1つ。もう一個は、それについて各課につなげるという形になった場合には、それは各課だけに共有しているのか、それとも課内で共有してい

るのか、もしくは全体で共有しているのか、そこをお伺いします。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

まず、報告書の内容ということでございますけれども、そちらにつきましては、いつ、どここの町内会へ、誰々の参加者で、どういう意見、要望、質問等があったといったものを上げてもらっています。その場で回答できるものについては、そこで回答済みだとか、そういった形で、まだ回答できていないものについては、そのような状況だということを報告していただいて、担当課のほうにつなぐというような流れとなっております。

また、内容の把握ですが、まず課内のほうで、もちろんこれは把握はしております。それを担当課のほうにお知らせすると。お知らせした後で、どのような回答をしたか、または処理をしたかというものをお知らせいただくというような流れでございます。

○町長（沼澤 修二君）

若干補足させていただきます。もちろん私も、町長、副町長へも共有されるということで、昨年であれば私が就任以降は、町内会の総会に呼んでいただいて、その場に地域担当職員もいるということが多うございましたので、私はもちろんそれを知って担当課に必要な処理をするようにという話をして、町内会のほうへもしっかりと結果をお返しするということで進めておりましたので、そういったご理解いただければと思います。

○11番（久慈 聡君）

町長も参加されているということで話はちょっと聞いていたので、あれなのですけども、以前は参加していなかったのではないかなと思うのだけれども、どうなのだろうと思って、ちょっと考えていました。それでもルーチンはちゃんと回っていたのかなとは思いますが。

その中で、ちょっと疑問点で1つあるのは、事業が始まる時もそうだったのですけれども、従来町内会長からの意見、町内会長が意見集約して、それが行政に上がってくるというようなスタンスだったと思うのですけれども、それと今回地域の職員が入ることによっての違いというか、メリット、デメリット、メリットしかないのか分からないのですけれども、その辺の違いというのは実際に行政としてどう感じているのか、ちょっとお願いします。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

この制度が始まる前の段階では、各町内会長から要望をいただいて、そちらを反映していくというような流れにはなっていました。町内会長会議も年に2回ほどありますし、そのほか随時お知らせいただきながら対応していたということでございますが、こちらの制度が始まってからということでございますけれども、職員が参加するところで、意見をいただくということはまず1つ大きなものでありますが、さらに職員のほうが各町内のほうに参加して人を覚えるだとか、そういった部分でのメリットというものは大きいものであったというふうには考えてございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

私の勝手な認識でいうと、町内会長に上げるということはすごく大きなことなのか

なという感覚があったのだけれども、実際そういう人たちが入ってくることによって話しやすかったりとか、コミュニケーションの中で小さい要望がつながってきているのかなという感じはするのですけれども、実際に職員が入っていくことによって、いろいろコミュニケーションを取っている中で、要望を聞こうとして聞いているのか、コミュニケーションの中で耳に入ってくるのか、そういった部分も含めてなのですけれども、要望の意見だったりとか吸い上げて、吸い上げ活動と言うとちょっと言葉は語弊があるかもしれないけれども、そういった部分の中の活動に差異があるのかどうかだったりとか、そういった部分は何か感じられているところはございますか。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

職員による差異ということでございますでしょうか。こちらにつきましては、それぞれの職員がこの業務を行うということで総会に出席しておりますので、職員間での差異というものはなく、意見の集約につながっているというふうに考えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

職員のほうの吸い上げの活動というか、コミュニケーションの中でいろんな情報が入ってくると思うのですけれども、職員がそこに入っていくことによって、総会という形の状況になってしまうとあれかもしれないですけれども、その中での話合いの中で吸い上げたことがつながっていくという部分に関しては、職員のスキルと言ったら変ですけれども、コミュニケーションの中で何か自分で要望が、こうやってあげたらいいのではないだろうかみたいなスタンスというのも出てくると思うし、逆にこれやってくれないかと言われることもあるだろうし、そういった部分での、どのような形で行政と町民がコミュニケーションを取りながら、そういう情報を吸い上げているかということによって、ちょっと違うのではないかなというふうな目線で考えているのですけれども、もう一度お願いします。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

意見の吸い上げの場面というのは、コミュニケーションの場面というのは様々あると思いますので、どういう方向、場面がよいとか、どういう方式がよいということではなくて、町内の方々と気軽に話ししながらの中で、ご意見や要望をいただくということによってよろしいのかなというふうに考えております。

○町長（沼澤 修二君）

私からも補足させていただきます。

私は、実際出て、職員たちが町内会の方々と対話しているのを見ていますので、肌感覚として申し上げますけれども、やはり職員が行くことによって気軽にしゃべりやすいという場面はつくられるということでありますけれども、ただ担当以外の職員がお話を受けてきても、やはりつなぐだけになってしまうということもございますので、せっかく行くのであれば、何か現場の悩みに対応した職員が行くほうが円滑に、またさらに町内会の課題に即した話もできるし、対応もできるということになりますので、我々もただ、今後は担当職員をそれぞれ配置するのではなくて、こちらからも行く以上は、こちらの施策も伝えに行くという場面にしたいなと思っておりました。ということで、実際には昨年度もごみの減量化について町の課題であるということで、町内会の皆様と共有するために担当職員を連れていって説明する場面をつくったり、そう

するとそのことに関してコミュニケーションがどんどんできて、課題もどんどん出てくるという形で、非常に有効だなと思っていました。

通常のいつもの町内会の要望等であれば、町内会長会議ということもありますし、そういった中でも十分出てくることなので、その繰り返し、また再度の要望ということが多くなっておりますので、我々職員の側も行かないよりはまず行ったほうがいいのですけれども、さらに行く場合には、もっとよりよい町内会への参加という形がこれからは必要かなと思って捉えておりましたので、よりよいそういう制度にしていきたいなと思っておりましたし、改めていきたいなと思っております。

○11番（久慈 聡君）

新たな側面を教えていただきありがとうございます。そういう目線で考えると、いいところもあるというか、そういった部分に関してもあるのだなと感じました。

実は、令和6年6月に竹原議長の一般質問で当時の松尾町長が、職員が地域に出向き対話を重ねることで、信頼される職員育成につながる、職員が一人で抱え込まないよう情報共有して課題解決を図るという答弁しているのですけれども、ここで現時点の運用状況についてもう一回考えていただきたいと思っているのですけれども、これは職員の育成につながっている、そしてまた一人で抱え込まないような形の情報共有ができて課題解決につながっていると考えておられますか。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

職員の育成という部分では、一定程度の成果等はあるのかなというふうに捉えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

業務増加の件でちょっと話させていただきますが、基本的には業務の増加はないのかなというふうな認識であるのですけれども、本来の業務への影響はないのかなというふうに考えてはいます、その中では。ただ、時間外勤務、どちらかというと日曜日が多いのかなと思いますし、精神的負担だったりとかストレスとかというのを感じているのかなというところも懸念されるのですけれども、それに関して何か面談とか行っているかどうかだったりとか、もしくは導入に関しては若手職員だったり管理職、担当部署によっていろいろ担当が変わると思うのですけれども、それに対しての偏りだったり温度差だったりとか、そういったものがあるかどうかちょっとお伺いしたいのですけれども。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

職員のほうの負担というか、そういったものに関することだと思いますが、実際に参加するのは総会と町民運動会の2つというふうに、まず絞っております。活動した時間については、振替休日の対応ということにしまして、労働時間の超過とならないような適切な運用ということをしております。また、職員のメンタル的なところにつきましては、こちらの地域担当職員だけではなくて、その他のところで職員の面談といったところで、職員のメンタルのところはフォローしているというところでございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。運用が始まってから3年目ということで、見直しもかかるということもあるので、ちょっと考えていただければなというふうに思います。

実際に地域担当制度に関しても、負担が少ないという形にはなっているかもしれませんが、今後そういった地域の情報を取るのが本当にそれだけでいいのか、そのタイミングの2回だけでいいのか、もしくは町内会全部に対応しなくていいのかということも含めて考えたときに、どうしたって差異は出てくるというふうに感じるのですけれども、その中での町内のニーズの早期把握だったりとか、この目的に導入された制度に対して動くというふうに考えてみたときに、職員の育成というか、そういった目的も含まれた形で導入された制度というのは理解しているのですけれども、ただ実際に運用状況を見ると、制度が導入されたことによって地域課題が具体的に把握されて、そしてそれが政策というところとちょっと大きくなるかもしれないですけれども、そういったことにつながっていくのかどうかというふうに感じていると、まだ十分ではないのかな、目的に対してはどうなのかなというふうな疑問点はちょっと残っています。

ただ、制度の継続に当たっては、地域にとって本当に行政との距離が詰まっているのか、縮まっているのか。また、町内会の活性化につながっているのかという視点だけではなくて、職員の負担だったりとか、それから組織の運営の影響に関しても、客観的に検証していくということが必要なのではないかなともちょっと考えています。

行政職員は、民間と同じような形で労働基準法が全面適用されるという立場ではないよというふうには認識しているのですけれども、国家公務員法や地方公務員法によって労働条件は定められているということになっています。しかし、現在の社会においては、連続勤務の規制だったりとか、勤務時間のインターバル制度だったりとか、さらにはいわゆるつながらない権利だったりとか、今働き方を物すごく見直す流れが民間で出てきていると、示されていると。こういった時代の流れの中で、行政がこういうふうな働き方にしても、これ以上にやっていく必要があるのかどうかということも含めて考えていっていただきたいなというふうに考えています。本当にそれが必要で、その仕組みが本当に必要なのかどうかという部分に関して、どうしても日曜日になりがちであるということだったりとか、時間帯が遅くなるという部分、メンタルの部分、そしてこの制度がきちんと運用されているかどうか、実効性のある仕組みになっているかどうかというところをもう一度、再度確認していただきながら運用してもらいたいなというふうに思います。

では、次のコワーキングスペースについて質問させていただきたいと思います。いろいろと話をさせていただきながら、スタディGOでしたか、そういったところに登録しながらやっているという答弁をいただきました。まず、過去3年間の利用者数の推移と利用者属性、地域別の情報等をお知らせいただきたいと思います。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

過去3年の状況でございます。まず、利用者数でございますが、令和5年度が628名、令和6年度567名、今年度、これは1月末現在ですが、576名というふうになっております。

それから、属性別でございますが、令和5年度につきましては一般が46.5%、それから大学生が20.22%、それから高校生が33.28%、令和6年度、一般が48.85%、大学生が14.81%、それから高校生が36.33%です。次、令和7年度ですが、一般につきましては31.25%、大学生については35.07%、高校生が33.68%となっております。

次、地域別ということですが、こちらにつきましては、まず令和5年度、町内64.49%、県内25.32%、県外10.19%、令和6年度、町内55.20%、県内32.10%、県外12.70%、令和7年度、町内66.49%、県内24.13%、県外9.38%でございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

ありがとうございます。答弁の中では、令和6年度は567人で横ばいだよということで話をされたと思いますが、利用人数も含めて、属性だったりとか、地域別も含めて、この数値を見て、どのような形で考えているのか。目標値があるので、目標値はこれぐらいに設定しているのだけれども、それに対してどういうふうに感じているかだったりとか、そういった部分ちょっと見解をお知らせください。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

こちらの利用人数等につきましては、年度による増減ありますが、約600人程度というような横ばいという状況ですが、担当課としましては少しでも利用人数が増えるようにということで、特に前年度を上回っていくということをまず目標にしながら進めてきているところでございます。

今年度につきましては、1月末時点で前年度を上回ったというところで、前年度は超えたという段階ではありますが、まだまだよりPRをして、利用者数を増やしていく取組というものは進めていかなければならないというふうに捉えております。

○11番（久慈 聡君）

業務の目的として、数字だけの管理ではないのかもしれないですけども、増えたという形ではあるのですが、目的として、やはりコロナ禍の状態の中から続けてきて、そしてサテライトオフィスだったりコワーキングスペースというものが雇用の創出だったりとか、そういった移住促進だったり、企業創出だったりとか、創業の推進だったりとか、こういった大きな目的があるというふうなところ、また人の交流を増やすところですよ。あとは、三戸高校の生徒のオンライン募集だったりとか、クリエイティブ部だったりとか、そういった形でいろいろ活動されてきているのかなというふうに思っているのですけれども、現状500人から600人ほどというところで設定していて、前年度よりも多くなりたいというところでの目標になっていると思うのですけれども、実際どこを目標にしているのかとか、そういった数字的なものだったりとか、何を中心にやっていかなければならないだったりとか、そういった部分に関して、ちょっと教えていただきたいなというふうに思っています。コワーキングスペースは1,500万円ぐらいかけて造っているわけですから、それなりの要望があって造っているのではないかなと思うのですが、そこら辺に対しての考え方、もう一度お願いします。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

こちらの施設ですが、当初の段階では、コロナ禍の中からアフターコロナを見据えて地方移住とか、あとは起業、創業といったところにつながればというところを見ながらやってきたものでありますが、現状を見ますと、なかなかその段階までは行っていないというところはございます。

ただ、利用のほうは定着してきておりまして、ちょっと分析しますと、人数としては横ばいということではありますが、利用料収入につきましては、当初5万2,200円で

あったものが6年度は19万1,800円といったところで、利用料収入につきましてはずっと増えてきていると。これどういった状況かと申しますと、利用時間4時間以上といった長時間の利用者は、開設当時は30%ぐらいだったのですが、現状は60%台ということで、長期の利用が増えていくということで、利用の定着というのは進んできているのかなというふうに捉えております。

また、地域別で見ますと、県外の利用者ですが、開設当初は約3%台であったものが現在は10%を超えるような形になってきているということを考えますと、県外への認知度も向上してきているというふうには捉えておりますので、この流れをさらに促進するようなPRといったものを進めていきたいというふう考えております。

○11番（久慈 聡君）

確かに数字を見ると、そういう形になっているのですけれども、それでいいのというところなのです。実際に利用者の内訳と単発の利用者の割合だったりとか、あとはどういったかたちに、町内から来ている、町外から来ている、あとは曜日別だったりとか時間帯ではどういっているの、利用の偏在はちゃんと把握しているのかどうかだったりとか、そういった部分に関して調査して、結果こういったところが多いだとか少ないよと。これでは人数が足りなくなるからもっと増やさなければならぬよだったりとか、そういった分析などされているかどうかというのが1点。

もう一点は、マッチングに関して、本来はそういったビジネスだったりとか、そういったところとマッチングをすることによって交流や連携が生まれるよ、ということによって事業契約だったり雇用、売上げにつながっていくと、こういった具体例なものがどれだけあるかだったりとか、どういった成果があるかだったりとか、情報交換だけではなくて、経済効果につながっていくかどうかという部分に関してのところ大きな目的の一つになっているかと思うのですけれども、そこに関してはどのようにお考えでしょうか。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

まず、利用者の分析でございますが、リピーターの状況で申し上げます。今年度で申し上げますと、1月末までの利用者が576名のうち120名がリピーターとなっております。割合で言いますと、約21%がリピーターです。また、リピートの回数についても調査をしております、1回のみという方が62%で10.8%、2回以上の方が58名で10.1%ということになっております。2回以上の方が10.1%でございます。

また、稼働の状況、曜日別等でございますが、まず初めに曜日別の利用状況につきましてですが、今年度の状況です。全体を100%とした場合、各曜日の利用人数の割合ですが、11%から16%台でございます。一番少ないのが金曜日の11%、多いのが土曜日と月曜日の16%となっております。

また、利用時間帯という話もございましたが、入館される時間についてですが、9時から午後8時半までの利用になっておりますが、最も入館する時間が多いのが9時台の30%、次に多いのが10時台、続いて多いのが12時台と13時台の10%というふうになっております。14時以降に来館される方というのは1桁台と少なくなっているということでございます。

次に、実際にビジネス等につながった実績等についてですが、こちらのほうではまず利用者の一般、大学、高校といったような区分までの把握でございます。これまでのところ、そういったこの中でのビジネスにつながったといったような報告は、今のところはないということでございますが、まず利用者を増やしていくといったことが

そういったことにつながっていく一番大切なことと思いますので、まずはそのPRのところを進めていきたいと考えております。

○11番（久慈 聡君）

一つの目的としてつくっている状況の中で、マッチングができていないところがないよというところ、やっぱりちょっと残念だなとは思いますが。ただ、それまでの企画だとかイベントとかは、前年度もその前もやっていたはずですね。やっていたと思います。海外とのやり取りも含めて、いろんなことをやっていたと思うのですが、それが成果につながらないというのは、やっぱりちょっと残念だなと思います。

今後こういった事業に関してもそうですけれども、利用促進や企業誘致イベント活用だったりとか、あと指定管理だったりとか民間連携など、このような形で業務改善というのか、運用改善を行って価値観を高めるだったりとか、そういう形の観点からちょっと質問させてもらって、現状評価を踏まえた状況の中で、なかなか難しいという中で運営していくのもそうなのだと思いますけれども、運用を見直すだっったりの改善策だったりとか、改善の指標だったりとかがあって、運用方法を直営から民間だったりとか、業務委託だったりとか、そういった形で少し変えたりとか、その状況を変えるということの考え方というか、考えるということは想定の中にあるかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

今後の運営について、見直しをする考えはあるかといったようなお話であると思います。民間委託だとか、様々な方策があるとは思いますが、まずは現状の町直営といった運営の中で、これまでも首都圏での移住イベント、またはサテライトオフィス誘致イベントでの商談などで施設の周知を図る、そして当町に実際に来ていただいた際には体験利用を促し、テレワークの拠点施設として有効活用できるといったことを伝えるといったことをしながら、そういった様々な機会といったものを捉えながら、利用の促進に向けて進めていきたいというふうに考えております。

また、現状で申し上げますと、利用料金が一般でいくと1時間200円、1日800円というような運用でございます。こちらは、他の地域の同じような施設に比べますと非常に安価なものであると思いますので、大学生、高校生でも利用しやすい、また一般の方でも利用しやすい施設となっておりますので、そういったこともアピールしながら進めていきたいというふうに考えております。

○11番（久慈 聡君）

考え方は分かりました。少しずつでも増やせるように、逆にそれが業者の負担にならないような形をやっぱり考えていくべきなのかなともちょっと考えます。

このコワーキングスペースに関しては、単に場所を提供するという施設ではなくて、本来は起業支援だったりとか、起業家の連携だとか、関係人口の創出だったりとか、こういうのを通じて地域に新しい仕事や人の流れを生み出す拠点となるということが期待された、そうやって整備された施設であるということです。それを造っている私たちの中で、どのような形で運用しているかというふうに考えたときに、高校生は使ってくれるようになってきた、居場所になっているというところもある。ただ、その中で、本来の目的に対してきちんとできているかどうかというところを考えたときに、やっぱりちょっとまだまだなのかなというふうに考えます。

現在の利用状況を見ると、利用数や利用内容の面では、当面目的が十分達成されて

いるのではないかなというふうに考えているようですけれども、でもまだそれだけでは駄目なのではないかなと。やっぱりもっとどういう形でやれば増やすことができるかという検証も必要なのかなとか、また重要なのは数字だけではなくて、この施設から実際にどのような交流が生まれたのか、どのような仕事が事業につながっているのかというところがやっぱり大きな目的の一つになるのかなと。その成果が限定的であったりとか、運営方法や支援体制、施設の活用方法なども見直していく必要があるのではないかなともちょっと考えています。

その中で、今後利用状況や成果を客観的に評価する指標をきちんと持って、それを設定した状態で、今答弁はいただきましたけれども、民間の連携だったりとか、運用方法の見直しも含めて、この施設の価値を高めていく方法というのかな、そういうのも考えていくことも必要なのではないかなと、本来の目的にあることを達成できるような形に考えていただきたいなというふうに思っています。

それでは、次の再質問に入りたいと思います。ジャブの件です。すみません、ちょっと早口で申し訳ありません。今日ちょっと多めで申し訳ないですが、まず病後児保育のジャブについて、令和2年の12月、3年の3月、5年の6月と、何度も質問させてもらっていました。令和5年度からの登録者数と延べ日数、それから実際利用者数を先にお知らせいただきたいと思います。

○住民福祉課長補佐（佐々木 洋君）

お答えをいたします。

令和5年度からの登録者数と利用延べ人数と使用人数について申し上げます。令和5年度、登録者数76名、利用延べ人数17名、使用人数12名。令和6年度、登録者数80名、利用延べ人数27名、使用人数16名。令和7年度、登録者数80名、利用延べ人数27名、使用人数は9名。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

ありがとうございます。令和2年12月の492回と3年の3月、先ほども話ししましたけれども、数回にわたって質問していました。利用者の目線から、事前に準備するものや書類の記載などに関して改善していただきました。利用者が少ない状態となっているのですが、広報だったりとかに周知を行っているようです。今後利用者増に向けた何か新しい取組などありますでしょうか。

○住民福祉課長補佐（佐々木 洋君）

お答えをいたします。

新しいものではございませんが、取組について1件ご紹介のほうをさせていただきます。新規の登録者数を増やすために、新生児への絵本プレゼントのときにジャブの正職員が出向きまして、ジャブのほうの説明と手作りプレゼントのほうをお渡ししてPRするというのを継続して続けております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

それでは、次の質問をします。

この運営を維持、継続するための費用について確認させてください。令和7年度における運営費用、概算でいいのでお知らせください。

○住民福祉課長補佐（佐々木 洋君）

お答えをいたします。

令和7年度、概算ですが、約700万円の実績の見込みとなっております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

それでは、運営維持、継続のため700万円かかっているということですが、正職員の割合と業務内容だったりとか、1日の平均勤務時間をお知らせください。

○住民福祉課長補佐（佐々木 洋君）

お答えをいたします。

正職員の役割等についてお知らせいたします。正職員につきましては、ジャブの総括のほうになっていただいておりますので、施設運営や会計年度任用職員の労務、あとは予算の執行などを管理する立場、役割にあります。日常的に行うジャブに関連した業務についてですが、支払い証書の作成というものが日常的に行っている業務ということになりまして、所要時間としては1日1時間程度となっております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

ちょっと前回も確認させてもらったのですが、利用者がいない日の職員のタイムテーブルはどういうふうになっているのでしょうか。何か変更がありましたでしょうか。

○住民福祉課長補佐（佐々木 洋君）

お答えをいたします。

タイムスケジュールということで、常勤のフルタイム保育士のタイムテーブルを申し上げます。変更はございませんが、改めてお知らせをいたします。午前中になりますが、室内の清掃と外の環境整備、また先ほど申しあげました絵本プレゼントのほうで使用する手作りのプレゼントの作成などをしております。午後になりますと、職員会議の記録のほうをまとめたりだとか、業務日誌の作成などの事務作業を行いまして、残りの時間で外の環境整備ということをもた行うというタイムスケジュールになっております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

では、やっている内容はあまり変わらないということだと思います。まずは分かりました。

会議の報告ということもありましたけれども、住民福祉課との週1回のチーム会議というのは、随時会議に変更されたということのようではございますけれども、現在の状況がどうなっているのか、その随時会議の役割や内容なども含めてお知らせください。

○住民福祉課長補佐（佐々木 洋君）

お答えをいたします。

以前ご答弁申し上げました住民福祉課とのチーム会議という件でございますが、現

在はそちらに関しては、特に開催のほうはしてございません。現在ジャブのほうにおきまして、正職員のほうが主導しまして、月1回、月末の金曜日に行っておりますが、運営会議のほうを行って、ジャブの運営改善というものを図っております。それで、住民福祉課とのチーム会議の役割についてですが、ジャブの運営会議、そちらのほうで解決できない課題など、住民福祉課の判断を仰がなければならないような事案が発生した場合には、そのような住民福祉課との会議のほうが行われるものと思っております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。では、ジャブの中である程度完結している部分があるよという解釈で取らせてもらいます。

改革を実施済みとして、施設利用の不安解消のために、以前見学とか、施設の開放日を月に平日の1日から第4土曜日に変更したりとか、施設を知ってもらうためのことを実務としてやられていたと思うのですけれども、そのほかに改善されている部分というのは何かありますでしょうか。

○住民福祉課長補佐（佐々木 洋君）

お答えをいたします。

令和5年度から、申込みのほうしなくてもいいような形で、毎月第4土曜日に施設のほうを開放しておりました。開放日の内容でございますが、当日には保育士と看護師のほうが出勤いたしまして、相談などを行っておりましたが、それでも利用者のほうがなかなか増えないということで、利用者が来ないという月がほとんどの状況でございました。その状況を踏まえまして、今年度から改めまして、そういう開放日というものを設けずに、見学の希望があったとき随時受け入れるということに変更しております。

また、こちらにつきましても新しい取組ではないのですけれども、施設であったり職員、そちらになれ親しんでいただくきっかけをつくるという意味におきまして、イベントのほうを開催しております。中身については、お母さんのほうにはエクササイズ等を受けてリフレッシュしていただくと。その間お子さんをジャブの職員が面倒を見るといえるのか、お預かりするというようなことを年1回、イベントを開催している、そういう状況でございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

できれば、年1回ではなくて、もっとやってもらえればなと思いますけれども。

ジャブの運営に関して、以前確認したときは、施設側が日頃から受入れ態勢の維持や利用促進のための工夫を行っていて、担当課としては、業務内容や運営自体に大きな問題はないというふうな認識をしていたと思います。また、ほかの病後児保育の施設と比べて持参する荷物も少なくて済むというふうな形で、利用しやすいといった施設であるよと、使いやすさの向上に努めていますよということも言っていたと思います。今後この見学者や利用者の声を把握しながら改善を図り、仕事と育児の両立を支える施設というふうになるために努めていきたいと、このような考えなのですが、これに関しては、現状も何も変わらないというところなのでしょうか。そこだけ伺います。

○住民福祉課長補佐（佐々木 洋君）

お答えをいたします。

先ほど久慈議員がおっしゃった内容、認識のほうに現在も変更はございません。今後も引き続き改善のほうを図りまして、利便性の向上というものを目指していきたい、そういうふう考えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

目的に関して確認ができたということで、よろしいと思います。

ただ、どうしても利用の状況だったりとか、あとはせっかく町が準備したものがうまく使われていないのではないかだったりとか、あとは待機している職員の状況のことを考えたり、業務内容も考えると、やっぱりまだまだ難しいところもあるのかなとかというふうにも感じます。

町長にお聞きしたいと思います。以前の話でちょっと申し訳ないのですが、前々の質問で、三戸町では病児保育事業のうち病後児対応型だけであると。ただ、病児対応型、また体調不良児対応型、訪問型の対応にして、どうですかということを聞いたことがあったと思うのですが、広域的な形を取って対応していくというふうな回答をもらっているのです。

ただ、その中で、その後進捗を確認したのですが、看護師の不足による配置の問題で難しいと。また、三戸病院での事業対応に当たっては、医師や看護師は医療業務で忙しくて保育事業まで人材を割けないという回答をもらっています。こういう状態の中で、沼澤町長は子は宝であるという考えの下、子育てや教育、これを掲げて保護者への支援等も行っていると思います。子育ての一つのサービスを市として行うには、さらなる取組が必要なのではないかなというふうに思うのですが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

病児保育に関しては、やはり子育てをする環境を充実させるためには、非常に有効な制度であるというふうに認識はしております。しかしながら、実際にやるということにつきましては、やはり今医療資源の不足等がございます。具体的には、やはり人材不足ということがございまして、なかなか考えは持っていますが、実現させることは、現段階では当町では非常に厳しいものというふうに理解はしております。

以前、病院内でのというお話もございましたけれども、病院自体の運営も、今ご承知のとおり状況の中、そこに病児保育という考え方はなじまないというふうに考えておりますので、引き続きどこかやっていただけたところがあれば、一番これはお願いしたいと、委託をしてでもお願いしたいという考えは持っておりますので、引き続きこの可能性は探ってまいりたいと思います。

○11番（久慈 聡君）

苦しい答弁をいただきまして、何て質問しようかなと考えてしまうのですが、実際に厳しいというのも分かります。その中で、実際に包括センターの件も前話ししていましたけれども、そういった形で事業を集約する部分も含めて、考えていければいいのではないかなというところで話をまとめたいなと思っていたのですが、

難しいと言われると、なかなかそこは言えないなというところもあるのですが、実際にジャブとしての運用の中で、やっぱり資金がかかっているということの中で、働いている人たちの側にとっても厳しいというような感じもあります。そういったものについて何か、そういった委託でもいいので、そういったところがやればいいのかないかなというふうに思っています。

とにかく子育てを考えている町長の考え方として、また違う角度から考えていただきながら、そして将来を支える子供たちのために、今後町長ができるところの案や、それから今の現状を、体制を直す、もしくはやめると言うのであればいいですけども、縮小していく、もしくは違う形で継続していくかということを含めて、考えていただきたいなというふうに思います。

それでは次に、町民プールのほうの質問に移りたいと思います。まず、令和7年度の利用実績をお知らせいただきたいと思います。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

再質問にお答えいたします。

令和7年度の実績でございます。利用実績、全体で2,556名の利用がございました。内訳でございますが、団体利用、これは学校の授業あるいは児童館等の団体の利用数は、そのうち1,701名の利用でございます。その他は夏休み中の幼児、小学生、中学校、高校、それから一般というふうになってございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

令和7年度の利用実績は1,701名というところ、全部で1,701名ということか。もう一回ちょっとお願いします。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

令和7年度の全体の利用数は2,556人というふうになっています。そのうちの団体利用ということで、学校、児童館等で1,701名ということになってございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。私の認識している数字とちょっと違ったので、もう一回確認させてもらいました。

では、まず令和7年度の実績を教育委員会としてどのように捉えているのか、お伺いしたいと思います。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

町民プールのそもそもの設置目的というものでございますが、町民が水泳や水中運動、水に親しむことにより、心身の健康増進を図るということをもって、生涯にわたるスポーツの振興に資するというのが目的となっております。

そもそも町民プールでございますが、三戸小中学校の付近に建設されたということでございまして、実はもともとは三戸小中学校の利用を念頭に置いた建設でありまして、建設の高揚を図るため、町民プールとして開かれたというところでございます。

この利用につきまして教育委員会としては、学校の施設の利用ということで、ある程度利用はございます。また、昨今では斗川小学校からもバス等で通って利用もし

ているところでございます。しかし、その一方で、生涯にわたるという意味でございまして、高齢者であるとか一般の町民の利用につきましては、もう少し高揚を図るという意味で、目的にはまだ足りないのではないかと考えてはございますが、そもそもの小中学生の部分につきましては、一定程度効果を見ているところでございます。以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

もちろんプールに関して、令和7年度の9月の議会で栗谷川さんが質問したと思います。そのときも小学校とか成人利用の数字が少ないよというお話だったと思うのですが、非常に暑いと、酷暑の中で移動が困難だよとか、非常に少ないということ。また、小学校の学園敷地内ということで、立地が心理的ハードルの可能性があるよと、そういう話がされていたと思います。実際に6年の実績を基に実績が増えているということもあるのかもしれないのですが、実際に学校内のところでつくったということもあるのですが、増やしていかなければならないというふうに、もっと利用していただきたいというふうに考えているかどうか、もう一回再度お聞きしたいと思います。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

質問にお答えいたします。

三戸町民プールということで、あのような立派な施設ということで把握しておりまして、学校だけではやはりもったいないなというところがございまして、町民への公共施設としての効用拡大という意味では、利用者数の増を図るべきだと考えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

学校の利用が基本的なものだということであれば、小学校、中学校の利用に関してどのような計画をされて実施しているのか。それによって、猛暑によったときに問題が出たりとか、来なかった、これ移動が難しいよという話があったと思うのですが、その辺に関して、計画に照らしてどのように実施されていて、そして困難となる場合の判断基準というのはどうなっているのかお伺いします。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

お答えいたします。

学校利用としての効用の実態でございすけれども、こちらのほうに関しては、授業で使うということが主でございまして、こちらにつきましては特に問題は発生していないと承知しております。

一般のほうでございすけれども、こちらのほうは温度が高いということで、真夏の熱中症アラート等が出たときは、やはり温度が高いということで、今現状としては施設の管理者側が休憩等を設けながら利用させているところであるということで、こういったところでの工夫がまだ必要なとは考えておりますが、なかなか物理的なものということで難しいという現状は把握してございます。

以上でございます。

○町長（沼澤 修二君）

私からもお答えさせていただきます。

今利用者数のことで様々お話が進んでまいりました。利用者数は、やはり児童生徒数も減っているという中で、学校が同じ回数だけ使っているというのであれば、減っていくのが通常でありますけれども、それを増やしていくためには、学校でそもそも回数使わなければならないということにもなりますけれども、なかなかそれは授業時数の関係で実現はできない。

そういった中で、一般利用を増やしていくといっても、一般も人口減少が進んでいく中で、利用者数もなかなか伸ばしていくためには、魅力ある利用方法をご提示していかなければならないということになってまいりますので、これまでの利用のしてもらい方、させ方、そういったものも少しやはり工夫していく必要が根本的にあるのかなとは思っていました。ただ、一方では、やはり猛暑という影響も受けて、利用が促進しない日も、現実的には日数が増えてきているということもありますので、そういったところで、利用者数のみに着目するだけではなくて、利用している児童生徒が、利用者の何％あるのかというあたりも分析しながら、今後の利用促進を考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

私のほうでは、利用者数は一つの指標としてちょっと確認させてもらったのですが、昨年度栗谷川さんが話したときには、酷暑で移動があるから子供たちの利用が減ったよという話ししていたと思うのだけれども、先ほどの答弁だと、子供たちの利用に問題ないよということの答弁で、ちょっと差異があるなというふうに感じているのですが、実際施設的环境に関して確認させてもらおうと、私たちも子供たちを連れてプールに入ったりするのです。私は、中には入りませんが、プールサイドにはいるのですが、まず室温や湿度が高い、サウナ状態になっているというふうに感じることもあります。近年の猛暑や残暑による屋根やプールサイドの温度上昇や高温室状況も問題なのではないかなというふうに思っているわけです。この熱中症対策を含めたリスク管理というのはどのような基準になっているのか、まずお聞きしたいなと思います。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

指定管理者との協議の間で、リスクマネジメントということで打合せをしております。その中で、指定管理者のほうでは、ほかのプールの施設も国内で多々指定管理を受注しているということもございまして、ノウハウはあるものと考えております。先ほども申しましたが、今現状は、暑いときは管理者が特に声かけをして、休憩等を取り入れながら遊泳させているという状況を伺っております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

私が大きく問題だなと思っているのは、湿度なのです。状況において、大丈夫かなというリスクがあるのではないかなと懸念しているということがまず1点。

町長の答弁で前も話がありましたけれども、いろんな形で、プールを使った形で、子供たちや、それから大人の方も来ていただきながら、またQOLの向上なんかやっていきたいという話をしている中で、まだリスク管理があるのではないかなというふ

うに思っています。なので、会社をお願いしているから大丈夫というふうにちょっと聞こえた、聞き方が悪いのかもしれないけれども、そういうふうになるのであれば、ちょっと違うのではないかなというふうにも感じますし、今の現状でいいのかどうかということをもう一度、今回の夏でもいいので確認してもらいたいなというふうに思っています。

まず、この答弁を聞いていて状況は確認させてもらいました。プールの利用なんかに関しても、栗谷川さんへの答弁からも確認すると、プールの利用の伸びは低調だよと、減少しているよと、要因は酷暑だよと、移動の問題があるよということもありました。ただ、今現状としては数字は上がってきていますよ、特に問題ないというふうに考えてはいますよという話もしていました。

ただ、実際には環境のものに対してはちょっと問題があるかなと、設備の問題としてあるのではないかなというふうに私は考えています。このような課題があるというふうに私は考えているのですけれども、三戸町教育委員会の事務と管理及び執行状況の点検評価に関する報告書、令和5年、6年を確認させてもらおうと、成果も課題も皆同じになっています。読ませてもらいます。「成果。シート張りの屋内プールにより天候に左右されることなく開設することができたため、多数の利用者があった。天候に左右されることがないため、小中学校の水泳の授業が計画的に実施してきた。利用者の事故、ケガが無く安全管理が適切に実施できた。指定管理者の自主事業により、SUP体験やアクアチューブ体験、ミニ縁日などが実施された。課題。指定管理者の自主事業が図られたが、プールを利用した多様な体験や遊びを提供することにより、更なる利用者増が望まれる。健康増進運動を取り入れるなど成人や高齢者の利用向上も図る必要がある」となっています。

一つの例で、「利用者の事故、けがなく安全管理が適切に実施できた」や「天候に左右されることなく開設し、対応の多数の利用者があった」とあるのですけれども、酷暑に関するリスク管理や安全管理の対応が記載されておらず、課題として捉えていないのではないだろうかというふうに感じます。報告書ですから、実際の現状を記すのは難しいにしろ、これでよいのだろうかとは考えさせられています。

町長にお聞きしたいと思います。子供の利用を始めて、この保護者、そして一般の利用者が安全に利用できる施設にしてからではないと、イベントや水中エクササイズなどを企画しても、利用率はアップしないのではないかなというふうに私は考えます。夏の期間のみの利用のプールであります、何か対策を検討していただきたいというふうに思うのですけれども、何かお考えがありますでしょうか。

○町長（沼澤 修二君）

お答えいたします。

町民プールの利用につきましては、とにかく町民の皆様、利用者の皆様に安全、安心にお使いいただくということは念頭に置いて、今後も施設運営していくということでございます。今ご指摘いただいたようなことも踏まえまして、今後も適切な管理を進めていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

先ほど来話ししていますけれども、やっぱり町長が今言われるような安全、安心というのにも上に乗っかっていくものだと思いますので、オープンにしているから、風が入るから大丈夫ということではなく、実際に湿度を体験していただきながら、今の現

状でこれで問題ないだろうかということ、やっぱり教育委員会でも考えていただきたいなというふうに思います。その点検のシートに関しても、評価も含めて、具体的な課題があるというのであれば、その課題を解決してもらいながら対応してもらいたいと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。三戸中央病院について。以前からクレームの話がありまして、その対策を講じているというふうに私は承知していました。しかし、まだクレームや苦情を聞くというところの中から、苦情処理の規定や処置ルート、それから改善対策の確認について、順を追って質問していきたいと思いますが、あまり時間がないのではしょるかもしれません。

まずは、今回の質問の背景には、クレームが、1階の売店の向かいにみんなの声コーナーがあります。これ令和5年度から今の令和7年度にかけて何件ほどあったかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○病院事務長（松崎 達雄君）

お答えいたします。

件数ということでよろしかったですでしょうか。まず、主に患者様のお声につきまして、投書により確認させていただいております。エレベーターホール前のみんなの声広場でございますけれども、投書でいただいた声につきまして記載、また掲示させていただいているものでございます。令和5年度からの件数となりますが、令和5年度は総数で6件、令和6年度は総数で20件、令和7年度は総数で18件でございます。

この内訳でございますが、苦情といいますか、否定的な意見が令和5年度は5件、令和6年度は5件、令和7年度は6件でございました。一方で、肯定的、好意的な意見につきましては、令和5年度が1件、令和6年度が11件、令和7年度が7件となっております。満足度というか、そういった傾向は向上しているのではないかと考えております。

また、みんなの声コーナー、ちょっと磁石のつきが悪くなりまして、今張りつけを中断しているところでございます。対策を立ててから、また掲示のほう再開したいと思っております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

肯定的、否定的と言われると、「んっ」と思ってしまうけれども、でも満足度があるというふうな解釈で取らせてもらいます。その中でも、不満に思っているところもやっぱりあるよということであれば、逆にそれに対してどのような対応をされたのかどうかというのが何かあればお伺いします。

○病院事務長（松崎 達雄君）

お答えいたします。

いただいたご意見につきましては、できるものについてはその都度対応し、いただいた意見の内容、またその対応につきましては、院内で全職員に回覧、またみんなの声コーナーに掲示という形をしております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

もし言える内容があるのであればお知らせください。

以前に電話の対応に関して質問しました。対応が上から目線だよと、丁寧語、尊敬語、謙譲語を感じない、保留時間が長い、それに対して、事務局では電話対応マニュアルを作成して、それ以外の現場に関しては接遇研修を行って対応しているというふうな答弁をもらっていました。それから2年ぐらいたちますが、研修状況とその評価というのがあればお知らせください。

○病院事務長（松崎 達雄君）

お答えいたします。

まず、いただいたご意見への対応状況につきまして、トイレの個室に物置を置いてほしいといった声がございました。また、受付にも手持ちかばん等を置くような台が欲しいというような声をいただいております。これにつきましては、都度対応し、またこれにつきましては掲示をいたしております。トイレ個室への物置場につきましては、その後感謝の声ということでいただいております。

また、接遇向上のための取組ということで、研修は毎年度行っております。今年度の状況でございますが、2つの研修会を開催しております。4月25日から5月2日にかけて、また9月26日から9月30日にかけて、延べ8回実施しております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

8回そういった形で接遇の部分だったり、電話対応に関しての研修を行ったということで確認を取りました。であれば、いろんな方が電話をかけてもクレームが来ないかなというふうにも感じます。

前も話した中では、職員との関係、患者が知り合いだったよということの中で、最適な言葉、マナーを使ってくださいよということも話ししていただきましたので、その辺も随時対応していただきたいと。要はプライバシーの問題です。そこの部分も対応してもらいたいと思います。

あと、若い方もそうですけれども、第三者に自分の状況、どうなっていますか、体調どうですかと聞いたときには、そういった部分のプライバシーの問題だったりも対応してもらいたいなというふうに思っていますので、そこも研修内容に含めてやっていただきたいなというふうに思います。

クレームに関して、私のところへ来たところ何点か言いますので、それに対して対応していただきたいと思います。私のところへ来ているのは、待合室の待ち時間が長いよと、これは前の患者さんが出てから次の患者さんが呼ばれるまでの時間ということのようです。また、診察が終わってからの会計の時間が長いよと、これはほかの病院との比較です。あと、節電のせいか待合室が暗いよと。あと、駐車場から歩道が凍っていて転びそうになるよと、これは体験談です。あとは、れんがの歩道にしみ上がりがあるやつと、これも体験談です。あと、私が思うのに関しては、今現状を見ると、横断歩道やスロープの部分の整備が必要なのではないかなと。要は、結構崩れていたりするので、そういうふうに感じますけれども、これらについてどのようにお考えかお伺いします。

○病院事務長（松崎 達雄君）

お答えいたします。

まず、診察後、次の患者が入るまでに時間がかかっているという声につきまして、現状でありますけれども、1人の患者さんが終わった後、その患者さんの記事の入力、

今回の検査入力で、その患者さんの入力等終わりますと、次の患者さん呼び出すまでの間に、患者さんの情報の確認あるいは検査結果の確認等を行っております。そういったことで、どうしても一定数の準備時間というものが必要になりますので、その辺りはご理解いただければなと思っております。

また、雪道の状況、雪道につきましては、通常事務職員が通路あるいは駐車場から通路までの分、除雪を行ったり、あるいは融雪剤まきというものを行っております。ただ一方で、区域が広いことから行き届いていない部分、あるいは実際に何か対処をしてから時間がたって凍ってしまうということはあると思います。その都度、対応しないということではございませんので、お声かけいただければなと思っております。

また、院内が暗いという部分につきましては、外来職員が診察前に点灯し、天候によりまして適宜調整しております。ただ一方で、至らない点はあると思います。ここにつきましても、対応しないということではございません。暗いと感じるあるいは不便を感じるといった場合につきましては、職員までお声かけいただきたいと思っております。

待ち時間につきましては、これまで様々な対策をしてきております。電子カルテの導入等を行っておりますが、会計時間につきましては過去2回調査をしておりまして、この中では平均で4分あるいは9分ということで、何とかご理解いただける範囲内ではないかなと考えております。ただ一方で、会計待ちの方が集中した場合、あと複数の診療科を受診して、患者様に個別の事情がある場合など、お時間をいただく場合があるということも存じております。その場合につきましては、会計窓口の職員が逐一患者様のほうにお声をかけさせていただいている状況でございます。

それぞれ問題はあるかと思いますが、事務局あるいは病院の職員のほうにお声かけいただいて、そのお声を基に対応してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

こういう問題があってクレームが来るということは、その人が言えないからクレームがこっちに来ているのだと思うので、こういった事例があるということを含めて対応していただければなと思えますし、またそういった形の方には、私のほうからも伝えておきます。

ただ、その中で、状況はそういう状況であるということも含めて、待ち時間に関してもそうですけれども、ほかの病院との比較という形で言われてしまうと、それ以上に関してのコメントが出せなくなってしまうので、それも含めて、業務改善のほうをお願いしたいと思います。

デジタルカルテのところにに関してちょっと気になったのですが、デジタルカルテに伴って、カルテの運用の廃止だったりとか、会計方法の改善に取り組んでいると認識しているのですが、これに関しては今現状どのように感じられていますか。これで問題なく運用できているというような解釈でいらっしゃいますでしょうか。

○病院事務長（松崎 達雄君）

お答えいたします。

電子カルテを今年3月に入替えしております。運用については順調に推移し、現在のところ安定的に運用できているものと考えております。ただ一方で、待ち時間ですとか、そういった部分で完全なものとは当然思っておりません。その辺りは、様々な研究しながら、できることから対応して、待ち時間の短縮等に向けて努力してまいりたい

いと思っております。

待ち時間については、よく比較されるのは近隣の単科のクリニックが多いかと思っております。そちらとの比較になりますと、三戸中央病院では救急外来の受入れ、入院受入れで日々診療科が入れ替わり、それに対して外来の職員が複数の診療科を掛け持ちし、対応している状況で、一概に比較というのは難しいかなとは思っております。ただ、それも全てそれが原因で、もう短くしませんということを言うつもりはございません。逐一努力して、何とか満足いただけるような病院になっていきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かります。分かりますけれども、患者さんはそうは感じません。患者さんの目線で考えていただきたい。そこをもう一度重要視しながら事業改善だったりとか、そういった部分を行っていただきたいというふうに思います。もしそれが患者さんが分かるのであれば、それを説明して理解していただければ、患者さんは納得すると思います。でも、それが理解できないのであれば、それをできるようにするために仕組みをつくるのが私たちの宿命というか、そういった部分だと思いますので、お願いします。

それに含めて、おもてなしの考え方というのですか、サービスに対しての言葉だったりも含めて、そういった部分ももう一度サービスの基準というのですか、それもお願ひしたいと思ひます。

次、令和7年度も、今年も最後の月だということで、決算に関して大まかな状況でいいので、分かりましたら6年度、7年度の入院患者総数、外来患者総数をお知らせください。

○病院事務長（松崎 達雄君）

お答えいたします。

患者数の状況でございますけれども、令和7年度は4月から1月までの実績による日平均のものでございます。令和7年度の入院患者数は55.9人、外来患者数につきましては令和7年は173人となっております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。令和5年の6月の会議で、当時、沼澤町長が事務局長のとき、コロナの病床確保だったりとか、またその病床の調整補助金も含めて、黒字化に向けての施策を行って、地方債の償還も行われてきました。その後も環境は変わらないですけれども、経営はより厳しくなっている状況にあるというふうに思っています。先ほども町長からも話がありました。当時経営会議を管理会議と呼び、月に1回というふうに行われていたということだったのですけれども、町長が来て管理会議に参加することだったのですが、今の現状も変わっていないかどうか、お伺ひします。

○病院事務長（松崎 達雄君）

管理会議の運営状況につきましては、変更ございません。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

当時黒字化に支援を出していました町長として、今後の病院経営計画に関して、どのようにお考えであるかお伺いしたいと思います。

○町長（沼澤 修二君）

お答え申し上げます。

答弁で申し上げましたとおり、非常に厳しい経営環境が今後も続くものと見込んでおります。そのような中であっても、やはりこの病院を堅持するということは、町民皆様への安心、安全な生活のためには必要だというふうに考えております。引き続き病院職員と一体となって、健全経営に向けて取り組んでまいりますし、また今後は地域の皆様からも地域医療へのご理解をたくさんいただかなければ、この病院も限られた医療資源の中でやっていくということは、かなり厳しい状況に今来ております。

したがって、先ほど来クレームの話もございました。クレームの問題も様々出てまいります。クレームは宝というふうにこれまでも捉えて、できるものはすぐ改善するようにして、信頼のある病院にしていくということにも取り組んでまいりましたし、引き続き同様の考えで取り組んでいくというのは、病院職員とも意思疎通をして、院長以下頑張ってくださいというふうに考えております。できれば、クレームに関しても、場面等も詳しくお聞きできれば、我々も改善につなげられますので、ぜひそういった場合があれば、ご本人が、病院等に言いづらくても、議員を介してその場面をぜひお聞きしたい。場面が分かれば、我々も勉強して、どんどん改善していくというスタンスは、これまでも持ってきていますので、ぜひここにおられる議員皆様とも一体となって、この病院をまずはたくさんの方に使っていただく、そういったことで取り組んでいきたいと思っております。コロナのときもそうですが、地域医療をコロナ禍でも支えてきたのは、自治体病院であります。コロナワクチンの接種、何万回やったかということをお出しいただければ、そこは明らかなだと思っております。

地域にクリニック、個人病院、たくさんありますけれども、我々自治体病院は、その経営によってやめるとか、簡単には言いませんので、ぜひたくさんご利用いただいて、この町から病院の火を消さないようにしていきたいなと思っておりましたので、ご協力をよろしくお願いいたします。

○11番（久慈 聡君）

答弁いただいたとおり、よろしくお願いいたします。

私のほうでも話をしたクレームで、会計時間、電話対応だったりとか施設環境だったり、患者目線で見ると小さな不満というのが課題、これが今なお現場で聞かれているというのが事実なので、これは一つ一つ小さな問題に見えるかもしれませんが、町民にとっては病院の評価につながる重要な要素だと思います。

町長によって、この厳しい中、将来を担っていただきながら、この中央病院の在り方と経営についてリーダーシップを発揮していただきたいとお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後5時01分 散会

第4日目 令和8年3月13日（金）

○議事日程

第1 一般質問

藤原 文雄議員 1. 町有財産の有効活用について

佐々木和志議員 1. クマによる人身被害対策について

第2 議員提案第1号 三戸町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案

第3 報告第2号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて
(令和7年度三戸町一般会計補正予算（第9号））

第4 議案第2号 三戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第5 議案第3号 三戸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

第6 議案第4号 三戸町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案

第7 議案第5号 三戸町人材育成基金条例の一部を改正する条例案

第8 議案第6号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

第9 議案第7号 三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

第10 議案第8号 三戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

第11 議案第9号 三戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

第12 議案第10号 三戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

第13 議案第11号 三戸町遺児入学祝金等支給条例を廃止する条例の制定について

第14 議案第12号 田子高原広域事務組合規約の変更について

第15 議案第13号 三戸町過疎地域持続的発展計画の変更について

第16 議案第14号 辺地に係る総合整備計画の変更について

第17 議案第15号 三戸町民プールの指定管理者の指定について

第18 議案第16号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第10号）

第19 議案第17号 令和7年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計補正予算（第1号）

第20 議案第18号 令和7年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第21 議案第19号 令和7年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）

第22 議案第20号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

第23 議案第21号 令和7年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第2号）

第24 議案第22号 令和8年度三戸町一般会計予算

第25 議案第23号 令和8年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算

第26 議案第24号 令和8年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算

第27 議案第25号 令和8年度三戸町介護保険特別会計予算

第28 議案第26号 令和8年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算

- 第29 議案第27号 令和8年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別
会計予算
- 第30 議案第28号 令和8年度三戸町簡易水道事業会計予算
- 第31 議案第29号 令和8年度三戸町下水道事業会計予算
- 第32 予算特別委員会設置（令和8年度予算議案8件付託）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（13人）

1番	五十嵐	淳	君
2番	松尾	道郎	君
3番	柳 雫	圭太	君
5番	和田	誠	君
6番	山田	将之	君
7番	栗谷川	柳子	君
8番	藤原	文雄	君
9番	番屋	博光	君
10番	千葉	有子	君
11番	久慈	聡	君
12番	澤田	道憲	君
13番	佐々木	和志	君
14番	竹原	義人	君

○欠席議員（1人）

4番	小笠原	君男	君
----	-----	----	---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	沼澤	修二	君
委任説明員	副町長	本宿	貴一	君
	参事（農林課長事務取扱）	貝守	世光	君
	参事（会計課長事務取扱）	武士沢	忠正	君
	参事（総務課長事務取扱）	太田	明雄	君
	建設課長	齋藤	優	君
	健康長寿課長	中村	正	君
	まちづくり課長	櫻井	学	君
	税務課長	下村	太平	君
	三戸中央病院事務長	松崎	達雄	君
	三戸中央病院事務次長	中村	義信	君
	まちづくり課ふるさと納税強化室長	高屋敷	一弘	君
	住民福祉課長補佐	佐々木	洋	君
	住民福祉課総括主幹	原田	順友	君

○農業委員会事務局

説明員 会長
委任説明員 事務局 長

梅田 晃 君
貝守 世 光 君

○教育委員会事務局

説明員 教 育 長
委任説明員 事務局 長
事務局 次 長

原 寿 君
奥山 昇 吾 君
金子 祐 之 君

○職務のために出席した事務局職員

議会事務局長
総括主幹

井畑 淳 一 君
相馬 英 生 君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

<8番 藤原 文雄議員>

1. 町有財産の有効活用について

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を続行します。

8番、藤原文雄議員。

○8番（藤原 文雄君）

皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。通告書に従いまして、私の一般質問をいたします。

質問事項は、1項目でございます。三戸町町有財産の有効活用についてでございます。令和7年度「みんなが集う みんなで創る みんなを笑顔に 美しいふるさとさんのへ」をスローガンに、第5次三戸町総合振興計画後期基本計画が策定されました。同計画の第3編、第1章、第1節、土地利用の推進と景観の保全の主要施策②には、遊休地の有効活用の推進とあります。

町は、公共施設等総合管理計画に基づき、町有財産の維持管理を適正に行っていると理解していますが、有効に活用されているかについて、特に建設系公共施設の計画が見えづらい状況にあると思われます。その一つとして、町が財産取得した旧ハローワーク跡地については、早々に計画策定作業に入るべきと考えます。町長の目指す史跡、文化財の活用による歴史、文化観光の推進や城山公園の有効活用に通じるものと感じることから、以下2点伺います。

①、旧ハローワーク跡地利用に対する現時点での構想はあるのか。

②、利用度の低い町有財産について、有効活用につながる具体的施策や計画はあるか。

以上、お願いいたします。

○町長（沼澤 修二君）

おはようございます。藤原議員の町有財産の有効活用についての2点の質問に答弁申し上げます。

町では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、平成29年3月に三戸町公共施設等総合管理計画を策定しております。本計画は、公共施設等の老朽化の状況や今後の人口及び財政状況等の見通しについて把握、分析を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定めたものでありまして、現在当該計画に基づき、各施設の適正な維持管理に努めているところでございます。

まず、1点目の旧ハローワーク跡地利用に対する現時点での構想についてござい

ますが、旧ハローワークは鉄筋コンクリート2階建て、土地面積920.73平方メートル、建物床面積407.91平方メートルの建物で、令和6年6月に830万円で購入しております。

私が町長に就任した時点では、確たる利用方法が決定されていなかったため、すぐに検討を開始し、三戸城跡城山公園のビジターセンターなど、観光拠点としての機能または役場機能の一部移転により、事務スペースなどとして活用できないか模索してまいりましたが、公共施設等総合管理計画に基づく試算によると、中規模改修で4,500万円以上、大規模改修に至っては1億円以上の改修費用が見込まれたことから、令和7年度におきましては、予算計上を見送った経緯がございます。

今年度も引き続き、最少の修繕費用及び維持費用での利活用ができないか検討してきたところでございますが、災害用備蓄品として保管している非常用食料がアップルドームの備蓄倉庫1か所のみで、かつ手狭となっていることが判明したことから、防災用備蓄品を分散配置するとともに、備蓄数量を充実させるため、まずは備蓄倉庫として活用することといたしました。係る予算は、令和8年度当初予算に計上させていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、今後も引き続き備蓄倉庫として使用する以外の空きスペースにつきましても、有効な活用方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の利用度の低い町有財産の有効活用についてでございますが、三戸町公共施設等総合管理計画では、長期的な視野に立ち、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、公共施設等の最適な配置を実現することとしております。現在設置している施設の中には、利用者が少ない施設や町外の方のみの利用で三戸町民の利用がない施設もあることから、これまでも予算査定等の場で統廃合について議論してきたところでございますが、今後も各施設の利用状況を把握、分析し、有効活用に努めるとともに、統廃合についても検討してまいります。

○8番（藤原 文雄君）

今町長から、町の公共施設等総合管理計画の内容と、また旧ハローワークの町長としての現在の使用の考え方について説明をしていただきましたけれども、まず最初の旧ハローワーク跡地の利活用、現段階でということで、令和8年度は災害用備蓄用品の倉庫として活用するという提案がされましたけれども、そこについては現在の状況ということで、前向きな使用方法ということで了解をいたしました。

そこで、まず町の公共施設等総合管理計画の内容についてなのですが、先ほど町長から中期改修で約4,500万円、大規模になると1億円ほどかかるのではないかと試算が出されたということで、本来であればビジターセンターとして使用したい、すべきだというような考えもあるものと理解はできるのですが、現在のところちょっと難しいというようなことであつたと思いますが、そこでちょっと建物についての具体的な試算のところについて質問させていただきます。第1点は、公共施設等総合管理計画の中にある施設の分類というのは、これはどこの部分に入るのか。例えば公共施設の教育関係とかスポーツ関係とかというような区割りがあると思われすけれども、そのところのどの部分に属する建物として町は捉えているのかということと、先ほど町長から中期的な改修、大規模な改修についての中で、試算の条件となるグループ分けというのがあると思うのですが、そのところはAグループなのかBグループなのか、ここの2点をご説明願います。

○総務課長（太田 明雄君）

藤原議員からの再質問にお答えをいたします。

まず初めに、三戸町公共施設等総合管理計画における施設の分類を何と捉えているかというところでございますが、こちらは特に目的を持って現在使用しているものではございませんので、この計画上は、その他建築系公共施設の分類として捉えてございます。

それから、試算に当たってのAグループとして捉えているか、Bグループとして捉えているかということですが、当該建物は鉄筋コンクリート造となっておりますので、こちらはAグループとなっております。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

施設の分類としては、その他の建築施設ということに入るであろうということ、試算条件としてはAグループに入るということ。Aグループということは、まず計画の総務省の条件等を見ますと、約80年ぐらい使えるような建物という認識ということだと思います。そういった中で、現時点で、令和6年に予算化をして、町で財産取得したところから2年たちますけれども、この2年間で、先ほど試算はしたということなのですが、言ってしまうと中古物件であろうと思いますので、予防的な修繕というのは大規模、中規模にかかわらず、現在の建物の管理上から必要ではないのかなと思うのですが、予防的な修繕等の診断であったりはやる予定があるのか、既にやられたということの判断でいいのか、そここのところについてお伺いいたします。

○総務課長（太田 明雄君）

予防的な修繕についてのご質問でございますけれども、これ購入をいたしまして、今年度1年間検討してまいりましたけれども、現時点では事務スペース等、人がそこで何か活動するという目的を持って使用しているものではございませんので、現時点ではそういった修繕等を行う予定はございません。内部を見ましても、外見的にといいますか、そちらのほうは大きな損傷等はないと思います。ただ、活用するに当たっては、水回りであるとか、空調設備であるとか、電気設備であるとか、あとは外壁、そういったところでの改修は、実際活用するとなれば、費用がかかってくるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

令和8年度からの使用方法としては、災害用の備蓄品の倉庫としてまずは使うということなので、予防的修繕というのは、まだ今の時点ではないということ、考えていないということだったと思うのですが、そこら辺を踏まえて、令和6年度の予算委員会で町として予算計上したときの説明によりますと、先ほど町長が言われたような内容であったのですが、まず使用目的としては、複合的に使用できればと考えているということ。もう一つは、観光案内所的な役割を考えたいということ。もう一つが役場内で手狭になっている課もあることから、職員の事務スペースとして活用を考えたいということが説明されています。基本的に、先ほどの町側の答弁と同じだったと思いますけれども、それについて予算的な部分で、恐らく数千万円を見なければいけないので、適応する国または県の該当するような補助金等が見つかれば、すぐにでも活用したいというような説明でありました。

そこで、旧ハローワークを町で財産取得するに当たっては、議会からも要望等も出

していたと思いますし、議会以外の方々も場所的な優位性というのをすごく、場所的にはすごくいい場所であるという認識は、多くの皆さんが感じていたところでありますので、強く町で財産取得すべきだというような意見を出したと思っています。

そういった中で、私自身も、あそこの城山公園の入り口にありますが、外見上もまだしっかりした建物であるという認識があるので、やはり基本条例にありますように、景観上もよくしてきれいに使う、または城山公園の入り口というところの場所的な優位性を考えて、もう少し印象のいい使い方ができないのかなといったところで、今回の質問をしていますけれども、まず最初に、もう2年間、それ以前から鎖が張られていると。人手がないために、多少草なんかもアスファルトから出ていると。でも、町の財産である限りは、チェーンを外してスペース等、駐車場のスペースもないわけではなくてというようなところがあって、予算的なことを考えなくても、今すぐでも活用できるのではないかなというような印象を持っていますけれども、町長ご自身、現時点で予算をかけない使い方、先ほど備蓄品の倉庫と言われましたけれども、それ以外でもちょっと考えるべき場所なのではないかなと思うのですが、町長、今の時点で少しお考えがあったらお願いします。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今藤原議員から様々お話を伺っておりまして、8年度予算には災害用備品の保管庫として係る経費を計上させていただきますが、それ以外の経費は見えていないということで、経費を見なくてもできる使い方というのが、やはり駐車場としてすぐには使えるなと思って聞いておりました。さんのへ春まつりを控えておりますので、あそこに車を置いて上がっていきたいという人のためにもお使いいただけますし、そういった形で取り急ぎは、取り急ぎというか、有効活用はできるのかなというふうに思っております。

建物自体につきましては、やはり改修をしないと使うことができませんので、なかなか今すぐということではありませんけれども、駐車スペースとして入り口のチェーンを外して開放するということは可能であるというふうなことで、あちらに車を置いて、徒歩で登山して、徒歩で下山していただくということはお案内できるのかなと思っておりましたので、ぜひ有効活用、今できる範囲内での有効活用を随時やりながら、建物の有効活用もしっかりと考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

町長から、前向きな活用としてのお考えを聞くことができました。将来的には、やはりビジターセンター、いわゆる観光案内所的なものを期待するところであって、財産取得したという部分もあり、気持ちとしては中期的な想定でまずは動くべきではないのかなと考えています。中期的というのは、いわゆる1年から5年の間というようなことらしいのですが、やはり冒頭聞きました試算ではAグループということで、メンテナンスをしながらであれば80年もつであろうという建物に位置するわけなのですが、そこのところをいかに判断するか。修繕を加えることによって、まず60年から80年使えるという基準に達してくるものと考えますけれども、大規模改修であれば1億円もかかるのではないかなというような意見、先ほどの当初の町長の説明であったのですが、やはり新しいものを建てるわけではないので、今ある建物を有効活用ということで考えると、中期的な1年から5年の計画でまずは進めると、最小限の経費、予算

等を目指してもいいのではないかなということで考えますけれども、もう一度町長の今の考えをお聞きいたします。

○町長（沼澤 修二君）

お気持ちは十分に伝わってまいりました。今これから計画を策定するというものに向けて準備を進めて、ぜひしっかりと中長期的な利活用についても考えていくことで進みたいと思います。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

沼澤町長就任前の案件であって、もう既に財産取得が決まっていたというところの部分もありますので、それから考えても、町長の方針とすれば、前からの流れを基本的には踏襲して考えていくというようなことだと思いますので、旧ハローワークの有効的な活用については優先度が私は高いと思っていますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。1番については以上といたします。

②の利用度の低い町有財産について、有効活用につながる具体的施策や計画はあるかというところの質問について再質問させていただきます。今回この質問をするに当たって、建設系の町の建物、まずあと118ぐらいあるということなので、これを全部1つずつチェックするというようなことは考えていなくて、その中で、今定例会で提案されている関根ふれあい公園改修事業ということで、今定例会で審議されることになっていますけれども、基本的に関根ふれあい公園周辺、あの辺一帯というのは多くの町有施設がある、例えば公民館、体育館、相撲場があったり、道を挟んでジョイワーク、三寶堂と、隣接する町の文化スポーツエリアというような、活用するに当たって、町にとっては場所的には優位性のあるところだと思っていて、その中の、特に今回の質問の中で取り上げたいのは、版画工房、それから図書館、もう一つは勤労青少年ホーム、この3つの建物について質問をしたいと考えています。

版画工房は建設から34年、図書館については46年、勤労青少年ホームについては49年建てたままという状態で、それぞれ30年以上の建物でありますけれども、この3つについてもエリアの中にある、三戸町としては場所的な優位性というのはすごく高い部分であると考えていますので、この3点について、現時点で有効活用に喫緊で考えていることがあるのであれば、説明をお願いしたいと思います。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、版画工房でございますが、版画工房のほうは、もう築34年ということで、また利用率につきましても、令和4年度以降は利用者が各年度1名であったということで、かつそれも町外の者であったということで、三戸町の中にも愛好者がかなりないという状況でございます。版画につきましては、今後町の利用者の増は望めないと考えておりまして、来年度版画工房としての存続は考えていないということは考えております。版画工房につきましては、町として今後用途を変更する方向で考えていきたいと思っております。

それから次に、図書館の2階ということでございます。図書館の2階ということでございますけれども、現在三戸町教育研究所の書庫として蔵書がございます。空いているスペースとしては、会議室等がございますが、こちらのほうもなかなか利用がないということでございます。屋根の雨漏り改修に伴いまして、壁あるいは天井等の補

修は行ったのですけれども、エアコン等はない状態で、積極的に貸し出せるようなものではないところではございますが、ただ図書館の関係団体の中に、子供の読み聞かせを行う団体がございます。絵本とお話を楽しむ会「ウヒアハ」という会でございますが、こちらのほうは今後も活動が続けていく状態でございます。こちらの団体は、町立図書館の中でも児童閲覧室等で活動を来年度以降も行うということの意向を確認しておりますので、こういった団体の拠点施設として貸し出せるということを団体側と協議しまして、よければどうかとご紹介申し上げたいなと思っております。

そして、勤労青少年ホームでございます。勤労青少年ホームにつきましては、現在「憩いの森あすもこっ」という社会福祉協議会の団体が入っております。月曜日から金曜日の間、9時半から15時30分までの間、登録者4名で手工芸品やアクセサリ一等、障害者の作品を作っている状態でございます。こちらの部分につきましては、かなり有効に使われているということを確認しております。また、本来の青少年勤労施設としての活動として、音楽室を活用してございます。こちらのほう、実績でございますが、令和5年度から申し上げますと、延べ人数で令和5年で266件、令和6年で192件、今年度今現在ですが、164件ということで、延べ回数としては利用はされているということでございます。勤労青少年ホームにつきましては、ある程度活用いただいているということで、代替の利用というのは特に考えてございません。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

ただいま版画工房、図書館2階、勤労青少年ホームの活用についての説明をしていただきました。順番どおりちょっとお伺いしますけれども、版画工房については、限りなく使用者がいらないということなので、仕様の変更を考えているということだったと思いますが、基本的には、議会としても調査で建物を見させていただきました。同じような感想を持ちましたけれども、そこで1つ提案なのですが、まず第一にやらなければならないことは、備品の廃棄を含めた整理、これをまず第一にやらなければならないのかということ、これをやらない限りは、なかなか次の計画をつくる方向に行かないのかというような感想を持っています。一口に廃棄しろ、整理しろという話をしても、それにも予算もかかる話でもあらうと思いますが、冒頭の町長の説明、思いみいたなものから含めて考えた場合でも、やはり有効活用していくという観点からすれば、第一に今まで使ってきた備品の整理、廃棄、これはどこかで覚悟を決めて、きちんとやらなければならない部分ではないのかなということだと思います。

それともう一点、私個人の思いなのですが、隣に県の天然記念物であります関根の松があるということで、その部分を考えても、あそこの場所の重要性というのはすごくあるところ、いい場所でありますので、関連づけた関根の松を見に来てくれた方を誘導するような建物の使い方を今の時点では提案したいと思っておりますけれども。備品のことについてと、関根の松に関連した使用は考えられないかというこの2点、説明できましたらお願いしたいと思います。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

再質問にお答えいたします。

まず、版画工房の備品の廃棄の関係でございます。現在工房の中には、版画制作に関わる大型の機材等が残っているということでございます。こちらのほうは、なかなか版画の制作上、貴重な大変価値のあるものだと思っておりますので、有効活用しな

がら廃棄処分を進めたいと思います。やり方につきましては、いろいろ検討していくということでございます。ただ、その他廃棄を進める上では、予算化ということも必要でございます。予算化をする前に、まず版画工房の設置条例がございますので、そちらのほうをまずは議会に上程して、それからの予算措置ということをもって進めていきたいと思っております。

また、2つ目のご質問でございます。町の天然記念物である関根の松の近くにあるということで、そういったことと関連づけて使えないかということでございますが、そちらに関しても今後検討を進めてまいりたいとは思っております。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

版画工房について、備品の廃棄とか整理については予算もかかるので、まず第一に設置条例というのがあるということなので、作業としてはそこから取りかかるということなので、了解しました。

関根の松の位置的には隣ということで、ぜひ前向きに、これは提案でございますので、基本的にはいろんな使い方ができる施設ではあると思っておりますので、一つの例として、関根の松に來た方々が寄れるようなスペース、さらにはそれから、まず道路を挟んで下の公園にも誘導できるような考え方というのは必要ではないのかなということで、提案をさせていただきます。

図書館の2階の使用について説明をしていただいたのですが、まず2階全部が全部空いているわけでもなくて、階段上がってすぐの部分のところについては、読み聞かせのグループの方が使用しているということで、その部分は把握しています。

問題だなと考えるのは、結構広い2階のスペースなのですが、現在のところ、やっぱり備品があったりするので、なかなか使えないのかなということで、今現在は教育研究所の書庫になっているぐらいの状況だということで、そこについても、先ほど申し上げましたような、まずは備品を何とかしましようというのが第1点でございます。もう何十年も前から備品は存在していて、先人の方々がすごく努力をして購入した、例えば椅子、テーブル、大変もったいないし、廃棄するとなれば心苦しいとは思いますが、これをやらない限りは、図書館の2階も前向きに使っていくようなスペースを取れないのではないかなと思っております。

会議室の部分についても、大変すばらしい会議室だなと思うのですが、あそこの場合ではなくてもいいのかなという考えはあります。立派な備品が設置されているというのも承知をしているのですが、提案としては、やはりこの部分についても備品の整理から始める。もう一つは、機能の移転を考えるとというようなことは、具体的に可能なのではないかなと思っております。もちろん今使用している団体の方が今後も使うということも視野に入れながら、それでもそこになっている部分ではなくて、物品を整理することによって新たなスペースが生まれるということになれば、新しい団体または町としての使用方法が見えてくるのではないかなと思っておりますので、ここについても備品の整理等についての町としての考え方をお願いします。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

再質問にお答えいたします。

図書館の2階ということで、まずは前はレコード鑑賞をしていたというお部屋もございます。そういったところには、壊れたスピーカーとか、そういったものがあるというふうに確認しておりますので、そういったところからまずは進めていきたいと思

っております。そして、その上で、整理をした上で、また新たな使い方が見えてくるのかなと思ってございます。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

ぜひ前向きに、何遍も言うようですけれども、備品の部分は最優先で取りかからなければ、次の段階に行けないのかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

あと1つの勤労青少年ホームの利活用についてでございます。現在のところ福祉団体が2階の1部屋を使用しているということで、これについては有効な使い方だという感じはしています。

もう一つ、音楽室もまず使用が見られるということで、そこについても施設としてはうまく使われているかなと思いますけれども、問題だなと思うのは、1階部分の使用、これについても、3回目で申し訳ないのですが、備品や……まず備品を何とかしましょうというような考えがあります。あそこの備品を整理することによって、先ほど版画工房の貴重な版画制作の機械等であろうかと思っておりますけれども、そういったものの移転等についてもできるのではないかなというところで、期待する部分もあります。

勤労青少年ホームについて一番問題だなと思うのは、築49年、もうすぐ50年ということで、建物もグループとすればAグループということで、修繕を繰り返せば長寿命化は可能な施設であろうかとは思いますが、やはり有効に使うという目的がなければ、なかなか修繕といっても、50年になりますので、大規模修繕のほうに入るのかなと思います。そういったときに、なかなか覚悟の要る施設ではあるのですが、あそこもやはり後ろというか、隣が三寶堂であったり、図書館にすぐ隣接しているところであったりということで、やっぱりあそこも場所的な優位性というのは物すごくある施設でありますので、積極的に全体のエリアとしての役割を考えながら、前向きな投資をして、よりよい使い方ができるような町としての取組に期待したいところでございますけれども。

3点について、私の思いも伝えさせていただきましたけれども、全体を通して、エリアとしての町長の考え方をいま一度説明していただければなと思っておりますけれども、お願いします。

○町長（沼澤 修二君）

ただいま藤原議員からご質問のありました版画工房、勤労青少年ホーム、図書館としてのエリアということで、文化スポーツ等のエリア、つまり社会教育施設のエリアだというふうに理解しております。このエリアにつきましては、これまでも有効活用が図られてきた中であっても、やはり施設の老朽化等によりまして、一部使われていない部屋あるいは建物が顕在してきたということでございます。

今後につきましては、やはりあるものは有効活用するということでございますけれども、そのスペースを空けたときに何に使うかということをまず考えて、廃棄備品等の整理をするのが先なのか、あるいは整理してから利用方法を考えるというのが先なのか、これは非常に難しいところがありますという考えで、これまでも廃棄備品があっても放置されてきたということが長年積み重なってきているというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今後施設自体を、そもそも今後の管理運営も考えて複合化していくことも一つの選択肢として、つまり複合施設をつくっていくということなので考えていくのも一つの選択肢だと思っておりますし、またそれが実現が難しい

のであれば、それぞれの施設を有効に活用していくための方法、方策を探っていくということの選択肢もしっかり考えていかなければならないと思っております。

まず、備品等の整理につきましては、これは廃棄するとなれば費用がかかってまいります。ただ、官公庁オークションのようなところで、用途を廃止して不要となったものがあるのであれば、貴重なものもございますので、そういったところで逆に稼いでいくということも考えながら、今後はまずは備品等の整理をしていきたいということで、今後係る予算を提案させていただいたときには、しっかりとご承認いただければと思うのですが、これが今議員ご指摘の3施設だけではなくて、町の管理している施設の空きスペースのところには、必ずと言っていいほどこれまで使っていたもので不要となったものが入っているということで、皆様もご承知だと思います。これらもしっかり併せて考えていかなければならないと思っておりましたので、その点も含めて、今ご質問の中で話題に上がった3施設のエリアに関しても、前向きに検討を進めていきたいなと思っております。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

ただいま町長の前向きな答弁をいただきました。今回は、3施設について特に質問をさせていただきましたけれども、基本的な部分では、町全部見ますと、118からある施設、町長が言ったとおり、どこの施設も利用度が下がってくる、備品はある、取りあえずお金がかかるので、そこに物をためる、倉庫として使用していますとなれば、軽微な修繕もしなければならぬというようなところで、これについてやっぱりどこかで整理をするときに必ず来ると思いますので、町長の得意とするところの稼ぐ自治体になるために、一つの手だてとして、備品の整理についても今後具体的な取組を期待したいなと思っております。

今回の私の質問は、旧ハローワークのこと、さらにはちょっと活用されていない施設についての提案ということで、3施設について質問をさせていただきました。特に3施設については、先ほど町長が言われた社会教育系の施設でございます。三戸のまちづくりのためには、大変必要な部分だと私は思っています。予算の関係もありますので、できるだけ維持保全に努めながら、地域の史跡や文化財、文化活動等身近に接する機会にするために、どんどん活用していけるような町の設置の仕方、維持管理の仕方に努めていただきたいなということでお願いを申し上げまして、今回の質問を終わらせていただきます。

<13番 佐々木 和志議員>

1. クマによる人身被害対策について

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を続行します。

13番、佐々木和志議員。

○13番（佐々木 和志君）

今定例会における私の一般質問は1件であります。早速質問に入らせていただきます。

す。

クマ対策について質問いたします。この数年クマによる被害は農作物だけにとどまらず、住民の生活圏での出没と、それに伴う人身事故が激増し、全国的な社会問題となっております。当町においても農作物への被害が拡大し、また住宅街に近い地域においても目撃情報が相次ぎ、昨年には人身事故も発生いたしました。幸い惨事までには至らなかったものの、町民に与えた衝撃は計り知れない事故でありました。特に交通手段を持たない高齢者や小さな子供を持つ保護者の方々にとっては、大きな不安を抱いているものと思われます。

体力的な弱者である高齢者や子供をクマの被害から守るために、町はできる限りの対策を講じるべきと考えます。学校等の教育施設や多数の町民が利用する公共施設において、どのような対策を講じているのか、また今後においてさらなる取組を考えているのかの観点から、5点について答弁を求めます。

- 1点目、学校施設における敷地内への侵入対策と通学時の安全確保について。
- 2点目、児童生徒や高齢者が利用する公共施設への侵入対策について。
- 3点目、民間の保育所等に対するクマ対策の支援について。
- 4点目、屋外の公園等の遊び場における対策について。
- 5点目、クマに関する総合的な対策体制の構築について。

○町長（沼澤 修二君）

佐々木議員のクマによる人身被害対策についての質問5点のうち、私からは2点目から5点目までについて答弁申し上げます。

初めに、2点目の児童生徒や高齢者が利用する公共施設への侵入対策についてでございますが、役場庁舎、ふくじゅそう、三戸中央病院につきましては、既に入出口の自動ドアを人感センサータイプから押しボタンタイプに改修しております。また、中央児童館を併設する老人福祉センターの自動ドアにつきましては、現在改修の準備を進めており、来月までには改修したいと考えております。その他の施設につきましても、順次有効なクマ等の侵入対策を講じてまいります。

次に、3点目の民間の保育園等に対するクマ対策の支援についてでございますが、各園に対応状況や要望等を伺いましたところ、クマスプレーなど、対策用品の購入費の助成等について要望がございましたので、必要な支援を検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の屋外の公園等の遊び場における対策についてでございますが、これまではクマを寄せつけないための公園環境整備として刈り払いを実施するとともに、公園付近での目撃情報があった場合は、パトロールの強化、忌避剤の設置を行ってきたところでございますが、今後は国や県のクマ対策パッケージ等の活用により、有効な対策を講じてまいります。

次に、5点目のクマに関する総合的な対策体制の構築についてでございますが、鳥獣被害対策を強化するとともに、役場及び出先機関並びに関係機関との円滑な連携を図るため、新年度において農林課内に鳥獣対策室を設置するとともに、総務課内に危機管理室を設置することとしております。初動対応の遅れや情報不足から町民が被害を受けることが決してないよう、引き続き体制を強化してまいります。

また、クマ被害を防止するためには、町民一人一人がクマの行動を理解し、自ら安全を守る行動を取ることも重要となってまいりますので、町民皆様への啓発にも注力してまいりたいと考えております。

○教育長（原 寿君）

佐々木議員の1点目の学校施設におけるクマの侵入対策と通学時の安全確保について、教育委員会からご答弁を申し上げます。

学校施設内へのクマの侵入対策につきましては、学校の正面玄関及び職員玄関等は日頃から施錠がなされており、外部からの立入りができないようにしていることから、学校建物内への侵入はできない、させないようになっているところでございます。万が一敷地内にクマが侵入した場合には、校舎建物内に子供たちを留め置き、防火シャッターを下ろすなどして安全を確保し、警察等に対応を依頼することになります。

また、学校には危機管理マニュアルが備えられており、毎年度内容の見直しを行い、事故、災害等の発生時の対策について、教職員間での情報共有を図っているところでもありますことから、その危機管理マニュアルに基づき対応していくこととなります。

通学時の安全確保につきましては、クマ等の目撃情報は、担当課である役場農林課から速やかに教育委員会へも情報提供されます。その情報を基に、小中学校保護者への連絡ツールであるテトルのアプリを活用し、一斉に情報を送信するとともに、三戸高校へもファクス等で情報を提供しており、町内の学校関係者には漏れなく迅速にクマ等に関する情報を共有し、注意喚起を実施しているところでございます。

日中にクマの目撃情報があった場合には、心配な保護者の方には下校時の送迎をお願いし、対応してきたところでございます。また、登校前にクマの目撃情報があった場合の対応についてであります。昨年11月14日早朝に三戸小中学校が位置する梅内村中地区でクマの目撃情報があった際には、徒歩での通学は行わず、保護者の送迎とすること、保護者が子供の安全の確保ができないと判断された場合は、学校を休ませてもよいこと、その際は公欠扱いとすることなど、子供たちの安全を第一に考えた対応を学校、教育委員会として取ったところでございます。

また、クマ等の目撃情報に限らず、スクールバスでの登下校に際しましては、日頃からバスの停留所で教職員が毎日子供たちの見守りを行っております。

今後も学校、教育委員会と関係機関とが連携し、保護者の協力もいただきながら、子供の安全を最優先に、登下校時の安全確保を図ってまいります。

○13番（佐々木 和志君）

1点目、学校教育施設における施設への侵入対策と通学時の対策について再質問いたします。

今回私が質問で意図しているところは、屋内への侵入はそうそう心配は要らないだろうということで、敷地内への侵入、例えば児童生徒がグラウンドを使って屋外での活動をしている、授業を受けている場合にクマが侵入しないような対策をしてはどうかということであって、今の話で言えば、クマが侵入したことを前提に屋内への避難、それ以降の行動に関しては危機管理マニュアルに沿って行うということでしたので、そもそものクマ侵入に対する対策としては、現時点では教育委員会側としては考えていないというような認識でいいのかというのが1点と、通学時においても、先ほどの答弁であれば、全て目撃情報があった際の学校側の対応マニュアルというのですか、の話であって、私が今回伺いたいのは、今学校に通学している途中、もしくは学校から下校している途中でクマが出た際には、どうやって児童生徒をクマから守っていくのかという対策が取られているのかということに関して伺いたかったので、もしそこに関して、先ほどの答弁以外に何かしら対応を取られているものがあるのであれば、そこをお聞かせいただきたいと思います。取りあえず1点目の質問にさせていただきます。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

再質問にお答えいたします。

まず、1点目の敷地内への侵入について何か考えているかということでございます。学校の敷地内を見渡してみますと、やはり360度構内の施設に柵を巡らすというのは物理的に不可能でございますので、どうしてもそこは防げないかなと、これは感じております。そういった対策として、学校側で今の段階でやっていることというのは、まずは1日の朝と夕方等、これは管理職のほうがまずは見渡しをしていると、外の屋外の状況の見渡しをしているということがございます。あとは、監視カメラによる監視ということで、これは角度が限られてはいますけれども、モニターをしているという状況でございます。

それから、総括的な指導ということでございますけれども、学校における児童生徒への安全指導ということで、こちらはクマも含めて、不審者も含めてでございますが、警察等の関係機関の指導を得ながら実施しておるということで、今年度においては令和8年の1月に実施しているということでございます。

2つ目の下校時のバス以降の問題ということでございますが、こちらにつきまして、今現在有効な手だてというものは特には取っておりません。ただ、指導という中での段階でございます。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

了解しました。

2点目に関して、高齢者、子供が利用する施設への侵入対策に関しては、先ほどの町長答弁で了解しました。

3点目、民間保育施設等への支援についてですけれども、クマ対策用品の要望があったということで、それに応えていくということでしたけれども、どういう意見の収集を行ったのか分かりませんが、こちらからこういうのがありますよという、そういう支援メニューを提示したのか、全くそういうものがなくて、今何が必要ですかというふうな聞き方をしたのか、そこを1点確認したいと思います。

○住民福祉課長補佐（佐々木 洋君）

お答えをいたします。

何か要望がないかということで各保育園に聞いておりますので、こちらからメニューを提示するというものではございません。

以上です。

○13番（佐々木 和志君）

了解しました。

4点目なのですが、屋外、公園等による対策ということで、クマ対策パッケージに沿った取組ということで、ちょっと聞き逃したかもしれないのですが、クマ対策パッケージに沿った対策を取る、具体的に何をして、どういうことをやっていくのかに関して、ちょっとお願いしたいと思います。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

県のほうから、2月にツキノワグマ等野生鳥獣被害対策パッケージというのが示されました。その中では、対策を5つの項目に分けて、20項目の施策を提示しております。ただ、2月にパッケージが示されているということもあって、まだ詳細まではちよつとつかめていないものもあるのですが、町に関わるものとしては、ゾーニング管理の推進ということで、農地や市街地などにおける侵入防止柵の設置を支援するという項目がございます。

また、農作物残渣の適正な管理を周知徹底する、放任果樹の除去を支援するということもございます。また、普及啓発の強化の対策に関しては、新たにクマ出没情報管理システム、くまログあおもりを運用するということであるとか、学校における安全対策を強化する、まだ具体的なものは示されておりましたが、そういった項目もございます。こういうのが示されておりますので、そのパッケージに沿った支援を受けながら、各施策を展開してまいりたいと考えております。

○13番（佐々木 和志君）

1点目の学校の部分から4点目の屋外、公園等の対策に関して、今農林課長が答弁されたクマ対策パッケージに係る、クマ対策パッケージ自体には環境省とか農水省、文科省、総務省、多数の省が関わってやっているのですが、その中の具体的な支援メニューというのは、今回質問してある所管の課のほうは十分承知した上で、今回の質問の答弁に当たっているものなののでしょうか。すみません、言い方が悪かったです。各課がクマ対策による国の指針を十分認識しているのか、お願いします。

○農林課長（貝守 世光君）

様々な関係省庁から出される施策について、役場全体で共通理解をしているかということでございますが、役場の中には課長等を構成員とするクマ出没対策連絡会議といったものがございますので、そういった場面で各省庁から出された施策等を共有してございます。また、今回2月に出された県の対策パッケージにつきましても、詳細が様々なタイミングで出てくるかと思いますが、その都度情報共有をしていきたいと考えております。

○13番（佐々木 和志君）

冒頭にも申し上げたとおり、クマによる被害は全国的な社会問題となっていて、国のほうも大きな問題として取り組んでいると。当然それには、必要な財政措置も準備している中で、それと戻って申し訳ないのですが、学校施設内への侵入対策に関して、一番効果があると言われている面的防除の柵の設置に関しては、国のほうでも、これは特別交付税措置なのか、鳥獣被害防止総合対策交付金なのか……ごめんなさい、鳥獣被害防止総合対策交付金という制度の中で、補助率2分の1で用意しているというのであれば、そこをまずは農林課のほうから教育委員会のほうにきちんと情報を流して、学校現場で子供たちに被害が起こらないような取組を促すということも必要だと思うのですが、そこまでのことをやられての今の答弁だったのか、それをもう一回お願いしたいと思います。

○農林課長（貝守 世光君）

先ほど議員がおっしゃいました広域の柵の件についてでございますが、こちら鳥獣被害防止総合対策事業という国の事業でございます。ただ、これは農作物の被害を軽減するための施策としてこれまで行われてきたものでありまして、今の学校の部分を

広範囲で囲うというのには活用できないというふうに認識してございます。

ただ、先ほど議員もおっしゃいましたが、国のほうでもクマ被害対策パッケージ、昨年の11月に出しておりますし、県のほうでも2月に鳥獣被害対策パッケージを出しております。その中で、これから様々な補助事業等が提示されるというふうに私どもも考えておりますので、そういった活用できる事業を積極的に取り入れて、被害防止対策に努めてまいりたいと考えております。

○13番（佐々木 和志君）

すみません、確認なのですが、今農産物に対する鳥獣被害防止が対象となるというような答弁だったので、学校等の教育施設もしくは子供を預かる保育施設にあっても、それをその自治体が策定している鳥獣被害防止計画の中に取り入れることによって、所管は農水省かもしれないけれども、そういう施設における柵の設置には交付金措置の対象になるというふうに私理解しているのですが、そこはどのようなのですか。教育施設、保育施設は対象外ということで間違いないのですか。

○農林課長（貝守 世光君）

これまでの国の鳥獣対策といいますのは、あくまでも農作物の被害を軽減するということがございました。ただ、去年全国的にクマの出没がすごく多くなって、人身被害もすごく多くなっているという現状を踏まえて、国のほうでも、県のほうでも、対策パッケージという形で施策を示すと。この中には、先ほどおっしゃいましたそういう学校施設の安全対策強化についても支援するということですので、そういった使える事業をしっかりと活用していくという考えでございます。

○13番（佐々木 和志君）

ですから、学校の敷地の周りに柵を作るのにその交付金事業は活用できるということでしょうか。

○農林課長（貝守 世光君）

先ほど申しました鳥獣被害防止総合対策交付金、こちらについては農作物被害を未然に防止するとともに、被害の軽減を図るために必要な施策に使う交付金でございます。

○13番（佐々木 和志君）

であれば、それで間違いないのであればいいです。

ただ、国が出しているクマ対策パッケージの対策事業に関しては、先ほど申し上げたように複数の省が関わって策定しているものであります。電柵とか、そういう柵の設置に関しては所管が農水省なので、農作物に関しての事業と当初はなっていたと思うのですが、学校現場、教育現場における安全確保の観点から、文科省のほうと連携を取って、設置対象を教育施設、保育施設まで広めたというふうに私理解したので、そこがもし課長の言うとおりでとすると、今回私質問することなくなってしまうのです。ちょっと……いいです。では、課長の答弁どおりということで進めさせていただきます。

大規模な柵の設置に関しては、さっき教育委員会の事務局長が言ったように、かなり費用もかかる、物理的に難しいということがあって、それでも町の施設であって、子供たちを預かっているというのであれば、そこは事業費が幾らかかるから云々ではなくて、町として対策を取るべきではないかなというのが私の考えであります。

5点目の質問、ここが一番私が今回言いたかったところなのですけれども、これまで三戸町においては、クマ対策に関しての窓口が、国のほうの所管が農水省でありますから、農林課が窓口になってやってきたわけですが、ここまでクマの被害が農作物被害を飛び越えて広がっている中で、いまだに農林課が窓口でやっていて、町全体の町民の生命、安全に対応できるのかというところに疑問を持ったものですから、これまで質問した各施設を所管する課はもちろん、今後想定されるようなクマ被害に関わるような課全部を含めて、トータル的な被害対策の体制を構築すべきであって、そのためには農林課が窓口になるのではなくて、財政的な部分、財政に関わる部分もあることから、総務課が窓口になって、クマ対策のそういう体制をつくったほうがいいのではないかなということでもあります。

これに関して、先ほど総務課の危機管理室、農林課の鳥獣対策室という話がありましたけれども、町民の生命に直接関わる問題であるのであれば、これはもう農産物被害とかではなくて、ある意味災害として捉えるべきであって、その所管は総務課になると思うので、それに対して、先日の全協での説明も聞きましたけれども、今後ちょっとそこを検討してもらえる余地があるのか、その件に関して答弁もらいたいと思います。

○総務課長（太田 明雄君）

全庁的なクマ被害対策を総務課で担当すべきではないかというご質問でございますけれども、現在本町におけるクマ対策は、例えば捕獲対応であるとか農産物被害の防止対策など、鳥獣対策の一環として実施しておりますことから、日頃より猟友会や関係機関と連携して対応している農林課において所管してございます。また、クマの出没時には迅速な現地確認であるとか猟友会との連絡調整、住民への注意喚起、そういったことが重要でありますので、平時から鳥獣対策を担当している農林課が担当する現在の体制が実効性の面で適しているものと考えております。

一方で、住民の安全確保という観点からは、防災あるいは危機管理担当との連携も重要でありまして、総務課におきましては、防災行政無線による周知であるとか、ほっとスルメールでの緊急情報の発信などになっておりまして、農林課と総務課、両課が連携をして対応しているところでございます。

町長答弁にもありましたとおり、来年度農林課内への鳥獣対策室、そして総務課内への危機管理室の設置ということもございまして、住民の安全確保ということを最優先に、各関係部署間、役場全体の関係部署間で十分に連携を図りながら、より効果的な体制の在り方というものは、引き続き検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

今後の取組の考え方に関しては了解しました。それで十分対応していけるというのであれば、それで結構です。

ただ、また1点目からになるのですが、国が打ち出している教育現場もしくは公共施設におけるクマ対策のメニューのほかにも、それだけではなく、様々な方法があると思います。私も素人ではありますが、こういうのがあるのではないかなというのはたくさん想定しましたけれども、どれだけの効果があるのか、それらを一つ一つこの場で議論するつもりはありませんけれども、言いたいのは、最低限町の施設、特に教育施設、保育施設、あとは先ほど申し上げた高齢者や子供が集う施設、多くの町民が集う公共施設にあっては、クマによる人身事故がないよう、ましてそれ

で生命を落とすような事故が絶対に起こらないような対策をすべきであって、そのためには今の体制では不十分だから、考えてもらえませんかというのが今回の私の質問の真意であります。

仮にこれから春を迎えてクマの活動が活発化する時期に入って、新入生が三戸小学校に入学する、もしそういう子供がクマの被害に遭った場合、大人と違って命に直結する危険性が相当高いということで、そこだけは、子供だけは絶対に被害に遭わないような体制を取っていただきたいということです。

これまでの取組、今後の取組に関しては答弁もらいましたけれども、最後に関係する各課の職員の方々には、その辺をもう一度肝に銘じてクマ対策に当たっていただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（竹原 義人君）

午後1時再開予定をもって休憩します。

（午前11時34分）

休 憩

（午後 1時00分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議員提案第1号 三戸町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第2、議員提案第1号 三戸町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。提案者の説明を求めます。

8番、藤原文雄議員。

○8番（藤原 文雄君）

議員提案第1号 三戸町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案について、提案理由を申し上げます。

この改正は、議会基本条例に基づき、政策提言の強化及び議会活動の質の向上を図り、アクティブな議会を実現するため、議会改革の一環として、当該条例における議員定数を現行の14人から12人に削減しようとするものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

これより討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

12番、澤田道憲議員。

○12番（澤田 道憲君）

議員提案第1号の三戸町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案に反対の立場から討論を行います。

当該条例における議員定数を現行の14人から12人に削減しようとするものですが、当町の現状を見た場合、人口減少や地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、少子高齢化が進み、地域の将来を描けないでいるのが現状ではないでしょうか。

これまで各議員が地域で議員活動をし、議会では各常任委員会に所属し、所管に関する事項の調査研究や対応策等で積極的に議会活動をしてきたものと思っております。地域の方々に議員や議会活動を知っているかと尋ねると、住民からはよく分からないのが実情で、議会活動に対する認識を感じた次第です。

そこで、議員定数削減になりますと、地域からの議員の成り手不足が生ずるおそれがあり、また行政や議会活動への関心が薄れ、住民の政治への参加減少にもつながることも考えられ、投票所への足が遠のき、投票率低下につながるきっかけになるのではと心配をしております。そこで、住民主役の声を吸い上げ、将来にわたり行政側に、また民意に根差した反映をすることが住民自治の基本であり、その役割を担うのが議員であり、議会であることから、議員定数の現行の14人から12人に削減することに反対するものであります。

○議長（竹原 義人君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、山田将之議員。

○6番（山田 将之君）

議員提案第1号 三戸町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案について、賛成の立場で討論いたします。

本件は、単に議員の人数や経費の問題ではありません。議会基本条例に掲げる政策提言につながる、よりアクティブな議会を実現していくため、議会の機能をどう高めていくかという観点から議論してきたものであります。

これまでの議員間討議では、議会活動はまだ十分とは言えず、今後は活動量と質を高めていく必要があるという認識を共有しました。その上で、活動量が増えても議会として機能していけるのか、兼業の議員でも参加できる仕組みはどうあるべきか、委員会が安定して機能する体制、地域の声はどう拾うか、視察の成果につなげる仕組み、そして町民に対して理由を説明できるかなど、様々な視点から議論を重ねてきました。そうした議論を踏まえ、議会として一人一人の役割と責任をより明確にし、議論の密度と意思決定の質を高めていくためには、2名削減が現実的で妥当であるとの判断に至ったものであります。

今回の議論の目的は、定数を減らすこと自体ではなく、議会の機能を高め、町民の負託により応えられる議会へと進んでいくことにあります。もちろん様々な意見があることは当然であり、反対の立場も尊重されるべきであります。しかし、本件はこれ

までの議員間討議の中で論点を整理し、議会として議論を積み重ねてきた結果であります。議会の議論は、その積み重ねの上に成り立つものであります。議場は、その結論を町民に示し、説明責任を果たす場であると考えます。

本条例改正がゴールではありません。本日の議決を出発点として、議会の活動と質をさらに高め、その成果を町民に還元していく、その覚悟をもって本案に賛成いたします。

○議長（竹原 義人君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

議員提案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（竹原 義人君）

お座りください。

起立多数であります。よって、議員提案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第3 報告第2号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて （令和7年度三戸町一般会計補正予算（第9号））

○議長（竹原 義人君）

日程第3、報告第2号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについてを議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

報告第2号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて、専決第1号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第9号）につきまして補足説明を申し上げます。

本件は、令和7年度の除雪費予算につきまして、令和7年12月及び令和8年1月の稼働実績と近年の1月及び2月の稼働実績を考慮した場合、予算に不足が見込まれたことから、令和7年度三戸町一般会計既決予算額74億5,687万円に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、予算総額を74億7,687万円にしたものでございます。

3ページをお願いいたします。歳入、10款1項1目1節地方交付税では、普通交付税2,000万円を追加してございます。

4ページをお願いいたします。歳出、8款土木費、1項2目道路維持費、13節使用料及び賃借料では、除雪機械借上料2,000万円を追加してございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより報告第2号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。報告第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4 議案第2号 三戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（竹原 義人君）

日程第4、議案第2号 三戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長補佐。

○住民福祉課長補佐（佐々木 洋君）

議案第2号 三戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、こども未来戦略に基づき、令和8年度から全国の自治体で実施することとなった乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の適切な実施のために施設が満たさなければならない設備及び運営に関する基準について、児童福祉法により各自治体の条例で定めることが義務づけられていることから、新たに条例を制定するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第2号は原案のとおり可決されました。

**日程第5 議案第3号 三戸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例の制定について**

○議長（竹原 義人君）

日程第5、議案第3号 三戸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長補佐。

○住民福祉課長補佐（佐々木 洋君）

議案第3号 三戸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法に基づき、町が乳児等通園支援事業を実施する事業者に対して給付費を支給する特定乳児等通園支援事業について、より詳細な規定や責務を定め、給付費の対象とする事業者の要件を明確にするため、新たに条例を制定するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 三戸町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第6、議案第4号 三戸町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）

議案第4号 三戸町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案について、補足説明申し上げます。

令和6年に国家公務員等の旅費に関する法律が改正され、旅費制度について実態に即した合理的かつ柔軟な運用を可能とする見直しが行われ、青森県においても昨年12月に旅費条例の改正が行われております。

本町においては、これまで当該法律並びに青森県条例を準用し、旅費の支給に関する基準を定めてきたところであり、今回の改正の趣旨を踏まえ、制度の整合性を確保するとともに、経済社会情勢の変化に対応するものとして、旅費の種目、支給方法等について所要の見直しを行うため、三戸町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例ほか関係条例3本の一部を改正するものであります。

改正の主な内容であります。宿泊費の上限付実費支給化、日当の廃止とそれに伴う宿泊手当の新設、鉄道賃の実費支給方式の導入、旅行役務提供者への直接支払いに係る規定の追加など、所要の規定の整備を行うものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 三戸町人材育成基金条例の一部を改正する条例案

○議長(竹原 義人君)

日程第7、議案第5号 三戸町人材育成基金条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(奥山 昇吾君)

議案第5号 三戸町人材育成基金条例の一部を改正する条例案について、補足説明申し上げます。

本案は、令和7年6月に制定、公布された三戸町奨学金条例の基金となる三戸町人材育成基金条例について、奨学金の運用に合わせた所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容といたしましては、現在貸付け型奨学金の基金である高坂奨学基金、佐藤義典奨学基金、岩井賢三奨学基金をそれぞれ廃止し、三戸町人材育成基金条例に統合するとともに、令和7年度から高校生就学支援金の制度が開始されたことに伴い、三戸町高等学校等通学費貸付基金条例を廃止し、同様に三戸町人材育成基金条例に統合するものであります。5つの基金を統合することにより、原資となる基金の増資を行い、貸付け型奨学金の資金運用の安定化及び事務の効率化を図るものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第8、議案第6号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長補佐。

○住民福祉課長補佐（佐々木 洋君）

議案第6号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、補足説明を申し上げます。

本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律が施行されたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、保育所等の職員による虐待に関する通報義務の創設に伴い、被措置児童等虐待に当たる行為について定めている児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が新設されたことから、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

○議長(竹原 義人君)

日程第9、議案第7号 三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長補佐。

○住民福祉課長補佐(佐々木 洋君)

議案第7号 三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、補足説明を申し上げます。

本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が施行されたことから、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容でございますが、第12条では、保育所等の職員による虐待に関する通報義務の創設に伴い、児童福祉法が改正されたことから、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものでございます。

第17条第2項では、利用開始時の健康診断等について、母子保健法に基づく乳幼児の健康診断等についても、条件を満たす場合には代用できることとなったことから、その要件を追加するものでございます。

第23条第2項では、これまで国家戦略特区での特例措置であった地域限定保育士制度が一般制度化されたことに伴い、家庭的保育者の要件に地域限定保育士を追加するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 三戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

○議長(竹原 義人君)

日程第10、議案第8号 三戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長補佐。

○住民福祉課長補佐(佐々木 洋君)

議案第8号 三戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、補足説明を申し上げます。

本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律が施行されたことから、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容でございますが、第10条では、これまで国家戦略特区での特例措置であった地域限定保育士制度が一般制度化されたことに伴い、放課後児童支援員の要件に地域限定保育士を追加するものでございます。

第12条では、保育所等の職員による虐待に関する通報義務の創設に伴い、児童福祉法が改正されたことから、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 三戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

○議長(竹原 義人君)

日程第11、議案第9号 三戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長補佐。

○住民福祉課長補佐(佐々木 洋君)

議案第9号 三戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、補足説明申し上げます。

本案は、財産管理の方法の規定を削る等、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容としましては、合併や店舗統合に伴い、金融機関名の修正を検討していた中で、地方自治法及び関係法令を改めて確認したところ、当該条例では個別の金融機関名を列挙する必要がないことが判明したことから、金融機関名の規定そのものを削るものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 三戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第12、議案第10号 三戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第10号 三戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部を改正する政令が令和7年12月26日に公布され、道路占用料の額の改正があったことから、三戸町道路占用料等徴収条例においても同様の改正を行うものでございます。

道路占用料に関しましては、道路管理者が道路の占用につき占用料を徴収することができ、その額及び徴収方法は、政令で定める基準の範囲内で条例で定めることとされております。占用料の額につきましては、国において、額の算定基礎となる民間における地価水準、地価に対する賃料の変動等を反映した適切なものとするため、見直しを行っております。今回の改正は、令和6年度に行われた固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、占用料の額の見直しが行われたことから、当町における道路占用料の額を国の基準に合わせるものでございます。

改正の主な内容であります。条例別表第1に定める占用料の額を道路法施行令別表に定める額と同様に改めるものでございます。

なお、条例の施行日は令和8年4月1日でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 三戸町遺児入学祝金等支給条例を廃止する条例の制定について

○議長（竹原 義人君）

日程第13、議案第11号 三戸町遺児入学祝金等支給条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長補佐。

○住民福祉課長補佐（佐々木 洋君）

議案第11号 三戸町遺児入学祝金等支給条例を廃止する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、これまで遺児等の健全な育成と福祉の増進を目的に実施してきた入学祝金等の支給について、当町独自の子育て支援策の拡充をはじめ、国、県による子供の貧困対策の推進や児童扶養手当の拡充等により、支援の充実が図られたことから、本条例を廃止するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 田子高原広域事務組合理約の変更について

○議長（竹原 義人君）

日程第14、議案第12号 田子高原広域事務組合規約の変更についてを議題とします。
補足説明願います。

農林課長。

○農林課長（貝守 世光君）

議案第12号 田子高原広域事務組合規約の変更について、補足説明を申し上げます。

本案は、田子高原広域事務組合における関係町村の分担金算出項目の一部を見直すとともに、国有林野辺地基金に関する支弁方法について整備しようとするものであります。

主な改正内容であります。分担金歳出項目の家畜飼養頭数、農業行政財政需要額を当該組合が実施する農家支援事業の事業実績に変更するとともに、国有林野辺地基金の負担について、投資的経費の負担と同様に、組合議会の承認を経て負担させることができるよう整備を行うものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第13号 三戸町過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（竹原 義人君）

日程第15、議案第13号 三戸町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）

議案第13号 三戸町過疎地域持続的発展計画の変更について、補足説明申し上げます。

本案は、現行の三戸町過疎地域持続的発展計画の期間が本年3月末をもって終了するため、令和8年度から令和12年度までの5年間を期間とする計画に変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本計画に定める施策内容であります。地域の持続的発展のために実施すべき施策として、移住・定住、産業、情報化、交通、生活環境、子育て、高齢者福祉、保健福祉、医療、教育、集落の整備、地域文化など、多岐にわたる分野について記載しております。また、本計画において計画期間内に予定している事業は102事業であり、概算事業費の総額は65億680万1,000円となっております。町では、本計画に基づき、引き続き過疎対策事業債を財源とした各種事業を実施し、地域の持続的発展を図ってまいります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第14号 辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（竹原 義人君）

日程第16、議案第14号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）

議案第14号 辺地に係る総合整備計画の変更について、補足説明申し上げます。

本案は、辺地対策事業債を財源として、大舌地区の簡易水道設備を更新するため、令和3年度に策定した辺地に係る総合整備計画について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、辺地に係る総合整備計画の変更について、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容でありますが、労務単価や資材の高騰により事業費が計画策定時に予定していた額を上回るため、事業費を794万2,000円、辺地対策事業債の予定額を390万円にするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第15号 三戸町民プールの指定管理者の指定について

○議長（竹原 義人君）

日程第17、議案第15号 三戸町民プールの指定管理者の指定についてを議題とします。補足説明願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

議案第15号 三戸町民プールの指定管理者の指定について、補足説明申し上げます。

三戸町民プールは、平成28年度に施設として供用され、供用開始後の2年間は町直営で管理を行い、以後指定管理者制度導入により、株式会社サンアメニティが管理運

営してまいりました。初回は3年間、2回目は今年度を終了期間とする5年間の期間で管理運営してきたところであります。このたび新たな指定期間を迎えるに当たり、公募により指定管理者の募集を行ったところ、同社1者から申請がありました。

指定管理者候補者の選定については、本年2月2日開催の三戸町指定管理者選定委員会を経て、株式会社サンアメニティを指定管理者候補者として決定したことから、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、指定管理者として指定するものであります。

指定管理料は、令和8年度601万3,000円、令和9年度588万円、令和10年度595万6,000円、令和11年度598万3,000円、令和12年度610万1,000円を見込んでおります。

当該候補者については、三戸町民プールにおいて、これまで8年間、事故もなく適切な施設管理を行ってきたことから、引き続き安定した管理運営が期待できるものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第16号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第10号）

○議長（竹原 義人君）

日程第18、議案第16号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）

議案第16号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第10号）について、補足説明申

し上げます。

本案は、令和7年度三戸町一般会計既決予算額74億7,687万円から歳入歳出それぞれ3,979万円を減額し、予算総額を74億3,708万円にしようとするものであります。

初めに、繰越明許費についてご説明いたします。5ページをお願いいたします。地方自治法第213条の規定により、年度内に支出が終わらない見込みがあるものについて翌年度に繰り越して使用するため、予算に定めるものであります。2款1項総務管理費、防災無線資機材購入費792万円のほか、6事業を追加しております。

次に、歳入についてご説明いたします。7ページをお願いいたします。7款1項1目地方消費税交付金は、決算見込みから1,800万円を増額しております。

8ページをお願いいたします。10款1項1目地方交付税では、国の補正予算に伴い普通交付税1億1,219万8,000円を増額しております。

14款1項1目民生費国庫負担金では、1,293万9,000円を増額しております。3節児童福祉費負担金、教育・保育施設型給付費負担金1,288万2,000円の増額が主なものであります。

9ページをお願いいたします。15款1項1目民生費県負担金では、901万8,000円を減額しております。1節社会福祉費負担金、国民健康保険基盤安定負担金1,030万6,000円の減額が主なものであります。

11ページをお願いいたします。17款1項1目総務費寄附金では、ふるさと納税寄附金2,000万円を増額し、合計で4億7,000万円としております。

18款1項1目繰入金では、財政調整基金取り崩し繰入金2億803万1,000円を減額しております。

12ページをお願いいたします。20款3項1目雑入では、療養給付費負担金返還金1,452万4,000円を追加しております。令和6年度後期高齢者医療負担金の精算による返還金であります。

21款1項町債では、決算見込みにより合計で1,210万円を減額しております。

次に、歳出についてご説明いたします。14ページをお願いいたします。2款1項2目財産管理費では、2,314万4,000円を増額しております。14節工事請負費のテレビ共同受信設備更新工事請負費455万3,000円は、役場庁舎建設に伴いテレビを視聴できなくなった世帯にテレビ電波を送信するために整備した共同受信設備について、耐用年数を経過し、老朽化していることから、設備更新工事を行うものであります。24節積立金は、ふるさと三戸応援基金積立金445万4,000円、減債基金積立金1,058万6,000円を増額が主なものであります。7目企画費の使用料480万9,000円は、ふるさと納税ポータルサイト使用料の増額であります。

15ページをお願いいたします。同じく7目企画費の災害代理寄附金73万7,000円は、被災した自治体に代わり受領した寄附金から事務に要した経費を控除し、被災自治体に寄附するものであります。友好都市、静岡県牧之原市への寄附金を追加しております。

17ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費では、1,443万5,000円を減額しております。基盤安定繰入金の確定に伴う国民健康保険特別会計繰出金1,366万1,000円の減額が主なものであります。

18ページをお願いいたします。5目老人福祉対策費では、介護給付費の減額に伴う介護保険特別会計繰出金486万2,000円の減額が主なものであります。2項2目児童措置費では、2,510万8,000円を増額しております。公定価格の改定及び施設入所児童の増加による教育・保育施設型給付費2,217万9,000円の増額が主なものであります。

21ページをお願いいたします。4款1項5目環境衛生費では、694万2,000円を減額

しております。浄化槽設置整備事業費補助金549万円の減額が主なものであります。
2 項 1 目塵芥処理費では、三戸町地区環境整備事務組合負担金の確定に伴い、ごみ処理施設負担金1,439万5,000円を減額しております。

24ページをお願いいたします。6 款 1 項 7 目県営土地改良事業費では、634万5,000円を減額しております。事業費の確定に伴う中山間地域総合整備事業負担金502万5,000円の減額が主なものであります。

26ページをお願いいたします。8 款 3 項 1 目住宅管理費では、886万円を減額しております。公営住宅整備事業の見直しによる公営住宅整備事業アドバイザー業務委託料683万円の減額が主なものであります。

27ページをお願いいたします。9 款 1 項 3 目災害対策費では、防災マップ作成業務委託料499万4,000円を追加しております。国及び県の令和7年度補正予算による補助金を活用し、洪水及び土砂災害に係るハザードマップを作成するものであります。

28ページをお願いいたします。10 款 2 項 2 目教育振興費では、988万8,000円を減額しております。小中一貫教育に係る会計年度任用職員報酬の減額が主なものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第17号 令和7年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計補正予算 (第1号)

○議長（竹原 義人君）

日程第19、議案第17号 令和7年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計補正予算
(第1号)を議題とします。補足説明願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

議案第17号 令和7年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計補正予算（第1号）について、補足説明申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計既決予算額4,368万2,000円を歳入歳出それぞれ290万4,000円を減額し、予算総額を4,077万8,000円にしようとするものであります。

3ページをお願いいたします。歳入、1款1項1目事業収入、1節保護者負担金現年度分80万4,000円の減額は、教職員分の負担金を実績見込みに基づき減額するものであります。

2款1款1目1節繰入金219万円の減額は、小中学校児童生徒及び三戸高校生徒の無償化を補うための繰入金を実績見込みに基づき減額しようとするものであります。

3款1項1目1節繰越金9万8,000円の増額は、令和6年度決算に合わせ増額するものです。

4ページをお願いいたします。歳出、1款1項1目学校給食費の15節原材料費290万4,000円の減額は、行事等により提供食数が見込みより少なくなったことによる減額で、三戸小学校において148万6,000円の減、三戸中学校において146万9,000円の減が主な要因となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第18号 令和7年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（竹原 義人君）

日程第20、議案第18号 令和7年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。補足説明願います。

健康長寿課長。

○健康長寿課長（中村 正君）

議案第18号 令和7年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、補足説明申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町後期高齢者医療特別会計既決予算額1億6,408万9,000円に歳入歳出それぞれ2,055万7,000円を追加し、予算総額を1億8,464万6,000円にするものでございます。

初めに、歳入をご説明いたします。3ページをお願いいたします。歳入、1款1項1目後期高齢者医療保険料では、本年度の保険料の収入見込みにより、1節現年度分特別徴収保険料と2節現年度分普通徴収保険料、合わせて1,970万9,000円を増額しております。

3款1項1目繰入金では、事務費繰入金を389万4,000円増額し、保険料軽減に関わる保険基盤安定繰入金を304万6,000円減額しております。

次に、歳出を申し上げます。4ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費、18節の負担金、補助及び交付金では、広域連合の組織運営に係る広域連合共通経費負担金19万7,000円と、一番下の保険基盤安定負担金304万6,000円減額し、後期高齢者医療保険料負担金2,380万円を増額しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第19号 令和7年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（竹原 義人君）

日程第21、議案第19号 令和7年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。補足説明願います。

健康長寿課長。

○健康長寿課長（中村 正君）

議案第19号 令和7年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町介護保険特別会計既決予算額17億8,950万5,000円から歳入歳出それぞれ4,090万2,000円を減額し、予算総額を17億4,860万3,000円にするものでございます。

初めに、歳入をご説明いたします。3ページをお願いいたします。1款1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は、本年度の介護保険料の収入見込みにより、1節現年度分特別徴収保険料を400万円増額しております。

3款1項国庫負担金では、1目介護給付費負担金595万5,000円を減額しております。2項国庫補助金では、1目調整交付金から6目介護保険事業費補助金まで、合わせて320万4,000円を減額しております。

4款1項支払基金交付金では、1目介護給付費交付金を2,700万6,000円減額しております。

4ページをお願いいたします。5款1項県負担金では、1目介護給付費負担金を465万円減額しております。

7款1項1目繰入金では、保険給付費をはじめ地域支援事業費及び事務費の確定見込みにより、介護給付費繰入金から5ページの事務費等繰入金まで、合わせて486万2,000円を減額し、介護保険給付費準備基金取り崩し繰入金266万9,000円を増額しております。

3ページの3款国庫支出金から5ページの7款繰入金につきましては、交付決定通知額及び歳出予算の補正に伴い、各財源の精査を行ったものでございます。

次に、歳出をご説明します。6ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費、24節積立金は、介護保険給付費準備基金積立金383万9,000円を減額するものでございます。

7ページ、2款保険給付費につきましては、給付実績などから予算の補正をお願いするものでございます。1項2目地域密着型介護サービス給付費では3,000万円の減額、3目施設介護サービス給付費は1,000万円増額しております。地域密着型介護サービスのうち、町内の認知症グループホームが昨年3月末をもって事業廃止し、見込んだ数量に満たないことから減額するものです。一方、その受入先となった特別養護老人ホームの施設介護サービス給付費の不足分を増額しているものでございます。

10ページをお願いいたします。3款3項1目任意事業費、19節扶助費の成年後見制度利用支援事業扶助費の減額は、後見人報酬の支給対象者の減によるものでございます。

以上が主な補正内容でございますが、これらのほかに事業費の決算見込みに基づき不用額の減額を行うとともに、充当される特定財源につきまして所要の補正を行ったものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）
質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）
質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）
討論を終結します。
これより議案第19号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）
異議なしと認めます。議案第19号は原案のとおり可決されました。

**日程第22 議案第20号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第3号）**

○議長（竹原 義人君）
日程第22、議案第20号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第3号）を議題とします。補足説明願います。
住民福祉課長補佐。

○住民福祉課長補佐（佐々木 洋君）
議案第20号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
について、補足説明申し上げます。
本案は、既決予算額12億6,893万5,000円に歳入歳出それぞれ2,236万8,000円を追加
し、予算総額を12億9,130万3,000円にするものであります。
歳入についてご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。1款1項1目国
民健康保険税は、当初見込んだ額よりも収納額が上回る見込みとなったことか
ら、4,300万円を増額するものであります。
3款1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金は、高額療養給付費が増えたこ
とによるもので900万円の増額、2節特別交付金は医療費適正化や保健事業の取組状
況に応じて交付されるもので、今年度の交付額が確定したことから304万8,000円を増
額するものでございます。
5款1項1目一般会計繰入金は、1,366万1,000円を減額しております。今年度の交
付額が確定したことに伴う保険基盤安定繰入金の減額が主なものでございます。

4 ページをお願いいたします。5 款 2 項 1 目国保財政調整基金繰入金は、税収の増額等により歳入超過の見込みとなったことから、国保財政調整基金取り崩し繰入金の全額1,932万円を減額するものでございます。

5 ページをお願いいたします。歳出の主なものについてご説明申し上げます。1 款 1 項 1 目一般管理費では、24 節積立金は1,049万円を増額しております。歳入超過に伴う増額で、国保財政調整基金積立金1,018万9,000円が主なものでございます。27 節繰出金は、304万8,000円を増額しており、歳入、3 款 1 項 1 目 2 節特別交付金で受け入れる額と同額を三戸中央病院へ繰り出すものでございます。

6 ページをお願いいたします。2 款 2 項 1 目高額療養費費は、これまでの実績を基に当初見込んでいた 1 人当たりの医療費よりも増加傾向にあることから、900万円を増額するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第21号 令和7年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（竹原 義人君）

日程第23、議案第21号 令和7年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。補足説明願います。

病院事務長。

○病院事務長（松崎 達雄君）

議案第21号 令和7年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補

正予算（第2号）について、補足説明申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算について、所要の補正を行うものでございます。

初めに、第2条、収益的収入及び支出でございますが、収入の部、第1款病院事業収益では、既決予定額17億8,443万2,000円から835万2,000円を減額し、総額を17億7,608万円に、支出の部、第1款病院事業費用では既決予定額19億6,985万7,000円から1,975万4,000円を減額し、総額を19億5,010万3,000円にするものでございます。

次の第3条、資本的収入及び支出でございますが、収入の部の第1款資本的収入では、既決予定額2億3,700万4,000円から2,231万5,000円を減額し、総額を2億1,468万9,000円に、支出の部、第1款資本的支出では、既決予定額3億1,766万5,000円から2,231万5,000円を減額し、総額を2億9,535万円にするものでございます。

次の第4条、他会計からの補助金は、国民健康保険事業勘定特別会計を経由し、国の補助金を304万8,000円繰入れするものであり、一般会計繰入金と合わせ7億1,073万6,000円に改めるものでございます。

次の1ページをお願いいたします。予算の実施計画についてご説明申し上げます。収益的収入、1款1項医業収益、4目その他医業収益は、新型コロナウイルスワクチンの接種者数の減少等により、1,140万円を減額するものでございます。2項医業外収益、4目負担金、交付金は、国の補助金を国保会計経由で繰入れするものでございます。

次に、収益的支出、1款1項医業費用、2目材料費1,389万6,000円の減額は、新型コロナウイルスワクチンの購入数の減少及び決算見込みによるものでございます。次の2項医業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費585万8,000円の減額は、一時借入金及びリースの支払利息の確定によるものでございます。

2ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。資本的収入、1款2項補助金、1目県補助金2,231万5,000円の減額は、補助対象機器の事業費の確定によるものでございます。

次に、資本的支出、1款1項建設改良費、1目有形固定資産購入費2,414万3,000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。次の2目リース債務支払額182万8,000円の増額は、電子カルテシステムのリース料率の確定によるもので、当初予定していた料率より下がったことから、支払い当初における元本が増額となったものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第24	議案第22号	令和8年度三戸町一般会計予算
日程第25	議案第23号	令和8年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算
日程第26	議案第24号	令和8年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算
日程第27	議案第25号	令和8年度三戸町介護保険特別会計予算
日程第28	議案第26号	令和8年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算
日程第29	議案第27号	令和8年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算
日程第30	議案第28号	令和8年度三戸町簡易水道事業会計予算
日程第31	議案第29号	令和8年度三戸町下水道事業会計予算

○議長(竹原 義人君)

日程第24、議案第22号 令和8年度三戸町一般会計予算から日程第31、議案第29号 令和8年度三戸町下水道事業会計予算までを一括議題とします。

日程第32 予算特別委員会設置(令和8年度予算議案8件付託)

○議長(竹原 義人君)

お諮りします。

予算議案8件につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。したがって、議案第22号から議案第29号までを、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長を議長において指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

委員長に9番、番屋博光議員、副委員長に8番、藤原文雄議員を指名します。

予算特別委員会委員長の挨拶があります。

予算特別委員会、番屋博光委員長。

○予算特別委員長（番屋博光君）

ただいま議員各位の満場一致の下に予算特別委員会委員長に推挙いただきました番屋でございます。委員各位の格別のご協力、ご指導を仰ぎまして、この重責を全うし、もって議会の負託に応えたいとお願いいたしております。委員の皆様のご協力のほど、お願いいたしまして、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

令和8年3月13日、予算特別委員会委員長、番屋博光。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

3月16日午前10時から予算特別委員会を開会することとし、本日はこれで散会します。

午後2時29分 散会

第8日目 令和8年3月17日（火）

○議事日程

- 第1 予算特別委員会の審査報告について
（令和8年度全会計予算の審査結果について委員長報告、採決）
議案第22号 令和8年度三戸町一般会計予算
議案第23号 令和8年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算
議案第24号 令和8年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算
議案第25号 令和8年度三戸町介護保険特別会計予算
議案第26号 令和8年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算
議案第27号 令和8年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算
議案第28号 令和8年度三戸町簡易水道事業会計予算
議案第29号 令和8年度三戸町下水道事業会計予算
- 第2 常任委員会の報告について
・総務文教常任委員会
・民生商工常任委員会
・建設農林常任委員会
- 第3 議員の出張命令を議長に一任することについて
第4 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について
第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
第6 諸般の報告
1. 議長の報告
第7 活性化対策特別委員会視察研修報告
第8 議会運営委員の選任
第9 常任委員の選任（総務文教、民生商工、建設農林）
-

○追加議事日程

- 第1 町長提案理由の説明
第2 議案第30号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（13人）

- | | | | |
|----|-----|----|---|
| 1番 | 五十嵐 | 淳 | 君 |
| 2番 | 松尾 | 道郎 | 君 |
| 3番 | 柳 | 隼圭 | 君 |
| 5番 | 和田 | 誠 | 君 |
| 6番 | 山田 | 将之 | 君 |
| 7番 | 栗谷川 | 柳子 | 君 |
| 8番 | 藤原 | 文雄 | 君 |
| 9番 | 番屋 | 博光 | 君 |

10番	千	葉	有	子	君
11番	久	慈		聡	君
12番	澤	田	道	憲	君
13番	佐	々	木	和	志
14番	竹	原	義	人	君

○欠席議員（1人）

4番 小笠原 君 男 君

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	沼澤修二君
委任説明員	副町長	本宿貴一君
	参事（農林課長事務取扱）	貝守世光君
	参事（会計課長事務取扱）	武士沢忠正君
	参事（総務課長事務取扱）	太田明雄君
	建設課長	齋藤優君
	健康長寿課長	中村正君
	まちづくり課長	櫻井学君
	税務課長	下村太平君
	三戸中央病院事務長	松崎達雄君
	三戸中央病院事務次長	中村義信君
	まちづくり課ふるさと納税強化室長	高屋敷一弘君
	住民福祉課長補佐	佐々木洋君
	住民福祉課総括主幹	原田順友君

○農業委員会事務局

説明員	会長	梅田晃君
委任説明員	事務局長	貝守世光君

○教育委員会事務局

説明員	教育長	原寿君
委任説明員	事務局長	奥山昇吾君
	事務局次長	金子祐之君

○職務のために出席した事務局職員

議会事務局長	井畑淳一君
総括主幹	相馬英生君

午後 4 時16分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 予算特別委員会の審査報告について

○議長（竹原 義人君）

日程第1、議案第22号から議案第29号までの予算議案8件を一括議題とします。

本案について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

9番、番屋博光議員。

○予算特別委員長（番屋博光君）

予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

去る3月13日の本会議において予算特別委員会に付託されました議案第22号から議案第29号までの令和8年度予算議案8件について、3月16日、17日の本委員会において慎重審議の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。令和8年3月17日、予算特別委員会委員長、番屋博光。

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

予算議案8件に対する委員長の報告は可決とするものです。予算議案8件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第22号から議案第29号までの予算議案8件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 常任委員会の報告について

○議長（竹原 義人君）

日程第2、常任委員会の所管事務調査、請願及び陳情の審査結果の報告についてを議題とします。

本件について、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

6番、総務文教常任委員会、山田将之委員長。

○総務文教常任委員長（山田 将之君）

去る12月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、2月26日、委員会を招集、総務課長のほか関係職員の出席を求め、デジタル行政の進捗状況及び空き家対策について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付し

ております別紙報告表のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和８年３月17日、総務文教常任委員会委員長、山田将之。

○議長（竹原 義人君）

次に、民生商工常任委員会委員長の報告を求めます。

７番、民生商工常任委員会、栗谷川柳子委員長。

○民生商工常任委員長（栗谷川 柳子君）

去る12月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、2月13日、委員会を招集、高齢者の生活支援、見守り体制について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

また、12月定例会において継続審議に付された陳情を審査するため、3月10日、委員会を招集、調査結果、12月定例会において付託された令和７年陳情第１号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める陳情については、不採択であります。

以上で報告を終わります。令和８年３月17日、民生商工常任委員会委員長、栗谷川柳子。

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

令和７年陳情第１号に対する委員長の報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり令和７年陳情第１号は、不採択と決定しました。

次に、建設農林常任委員会委員長の報告を求めます。

11番、建設農林常任委員会、久慈聡委員長。

○建設農林常任委員長（久慈 聡君）

去る12月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、2月25日、委員会を招集、鳥獣被害及び対策状況について猟友会との意見交換を実施いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。令和８年３月17日、建設農林常任委員会委員長、久慈聡。

日程第３ 議員の出張命令を議長に一任することについて

○議長（竹原 義人君）

日程第３、議員の出張命令を議長に一任することについてを議題とします。

お諮りします。令和８年度における本議会議員の調査、研修、視察、陳情等に対する出張命令は、予算の範囲内において議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。よって、令和８年度における本議会議員の出張命令は、予算の範囲内において議長が行うことに決定しました。

日程第４ 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（竹原 義人君）

日程第４、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

日程第５ 常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（竹原 義人君）

日程第５、常任委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

日程第６ 諸般の報告

１．議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第６、諸般の報告を行います。

議長の報告は会議等に出席しました状況をお手元に配付してありますので、ご了承ください。

日程第 7 活性化対策特別委員会視察研修報告

○議長（竹原 義人君）

日程第 7、活性化対策特別委員会による視察研修の報告を求めます。

7 番、活性化対策特別委員会、栗谷川柳子委員長。

○活性化対策特別委員長（栗谷川 柳子君）

活性化対策特別委員会による視察研修について報告します。

岩手県軽米町行政視察の概要については、お手元に配付しております活性化対策特別委員会視察報告書のとおりでありますので、報告に代えさせていただきます。

令和 8 年 3 月 17 日、活性化対策特別委員会委員長、栗谷川柳子。

日程第 8 議会運営委員の選任

○議長（竹原 義人君）

日程第 8、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、1 番、五十嵐淳議員、5 番、和田誠議員、6 番、山田将之議員、7 番、栗谷川柳子議員、8 番、藤原文雄議員、11 番、久慈聡議員、以上 6 名を議会運営委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議会運営委員には、ただいま指名した方を選任することに決定しました。

なお、議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会において互選することとなっております。ここで委員長及び副委員長の互選を行うため、本席から口頭をもって議会運営委員会を招集します。

この際、議会運営委員会開催のため、暫時休憩します。

（午後 4 時 28 分）

休 憩

（午後 4 時 30 分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員会において委員長及び副委員長が互選されましたので、その

結果を報告します。

議会運営委員会委員長、藤原文雄議員、同副委員長、久慈聡議員であります。

日程第9 常任委員の選任（総務文教、民生商工、建設農林）

○議長（竹原 義人君）

日程第9、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、総務文教常任委員に山田将之議員、藤原文雄議員、千葉有子議員、久慈聡議員、私、竹原義人の以上5名、民生商工常任委員に松尾道郎議員、柳零圭太議員、栗谷川柳子議員、澤田道憲議員、佐々木和志議員の以上5名、建設農林常任委員に五十嵐淳議員、小笠原君男議員、和田誠議員、番屋博光議員の以上4名をそれぞれ指名したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。

各常任委員には、ただいま指名した方を選任することに決定しました。

なお、各常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。ここで委員長及び副委員長の互選を行うため、本席から口頭をもって各常任委員会を招集します。

この際、常任委員会開催のため、暫時休憩します。

（午後 4時32分）

休 憩

（午後 4時34分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

本日の会議時間は議事の都合により、この際あらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

○議長（竹原 義人君）

会議を続行します。

ただいま各常任委員会において委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を報告します。

総務文教常任委員会委員長、山田将之議員、副委員長、藤原文雄議員。民生商工常任委員会委員長、栗谷川柳子議員、副委員長、柳零圭太議員。建設農林常任委員会委員長、和田誠議員、副委員長、番屋博光議員、以上のとおりであります。

各委員会の委員長の挨拶を議会運営委員会、総務文教常任委員会、民生商工常任委員会、建設農林常任委員会の順に求めます。

議会運営委員会委員長、藤原文雄議員。

○議会運営委員長（藤原 文雄君）

委員各位のご推挙によりまして、議会運営委員会委員長の重責を仰せつかりました藤原でございます。委員各位のご厚意に対し、厚くお礼を申し上げます。

議会運営委員会は、円滑な議会運営を期するため、議会運営の全てに対し、協議し、意見調整を図る場として設置された委員会であります。議会運営委員会が円滑かつ効果的に機能できますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

○議長（竹原 義人君）

次に、総務文教常任委員会委員長、山田将之議員。

○総務文教常任委員長（山田 将之君）

このたび委員各位のご推挙によりまして、総務文教常任委員会委員長の重責を担うことになりました山田でございます。委員会の重要性を十分認識し、その運営に努めてまいり所存でございます。委員各位のご指導、ご協力を心からお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

○議長（竹原 義人君）

次に、民生商工常任委員会委員長、栗谷川柳子議員。

○民生商工常任委員長（栗谷川 柳子君）

このたび委員各位のご推挙によりまして、民生商工常任委員長の重責を仰せつかりました栗谷川でございます。委員各位のご厚意に対し、厚く御礼申し上げます。皆様方のご指導とご協力を賜りまして、この責務を遂行する決意でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹原 義人君）

次に、建設農林常任委員会委員長、和田誠議員。

○建設農林常任委員長（和田 誠君）

ただいま建設農林常任委員会委員長として委員皆様方のご推薦をいただきました和田でございます。ひたむきに職責を全うしてまいりたいと考えております。今後とも委員各位のご協力、ご支援をお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

追加日程の提出

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

ただいま町長から議案第30号が提出されました。これを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第30号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。職員に議案を朗読させます。

○議会事務局長（井畑 淳一君）

第529回三戸町議会定例会追加提出議案を朗読いたします。

議案第30号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

朗読させました議案を上程します。

追加日程第1 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

追加日程第1、上程しました追加議案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沼澤 修二君）

それでは、追加提案させていただきました議案第30号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計、既決予算額12億9,130万3,000円に歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、予算総額を13億3,130万3,000円にするものでございます。

歳入の内容といたしましては、保険給付費等交付金4,000万円を増額するものでございます。

歳出の内容といたしましては、療養給付費3,000万円、高額療養費1,000万円を増額するものでございます。

議員皆様におかれましては、十分ご審議の上、原案どおり議決を賜りますようお願い

い申し上げ、私の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

追加日程第2 議案第30号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）

○議長（竹原 義人君）

追加日程第2、議案第30号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長補佐。

○住民福祉課長補佐（佐々木 洋君）

議案第30号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について、補足説明申し上げます。

本案は、既決予算額12億9,130万3,000円に歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、予算総額を13億3,130万3,000円にするものでございます。

歳入についてご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。3款1項1目保険給付費等交付金は、療養給付費及び高額療養費が増えたことによるもので、4,000万円を増額するものでございます。

4ページをお願いいたします。歳出についてご説明申し上げます。2款1項1目療養給付費3,000万円と2項1目高額療養費1,000万円は、1件の高額な診療があったことから増額するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第30号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本定例会に付された事件は全て終了しました。閉会に当たり、町長から挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○町長（沼澤 修二君）

第529回三戸町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月10日に開会いたしましたこのたびの定例会におきましては、各議案について慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりに承認、可決を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

特に令和8年度の当初予算につきましては、微に入り細に入り、多くのご意見とご助言を賜りました。いただきましたご意見等につきましては、町民皆様からの声と併せ、十分に尊重、検討してまいります。引き続き三戸前進のための7本の柱を基軸とし、スピード感と危機感を持って町政運営に努めてまいりますので、議員皆様の絶大なご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、希望あふれる春、そして新年度を迎えるに当たり、皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。このたびの定例会、誠にありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。第529回三戸町議会定例会を閉会します。

午後4時49分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

三戸町議会

議 長

竹原義人

署名議員

松尾道郎

署名議員

五十嵐淳